

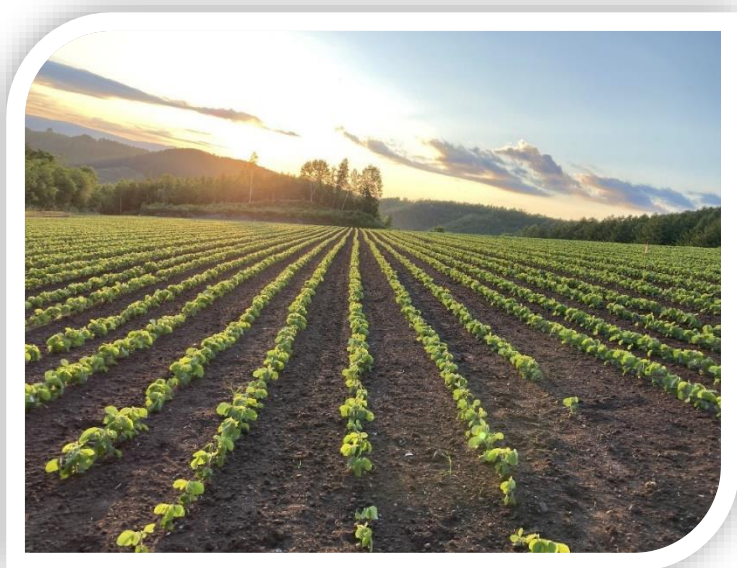


第9次 上富良野町農業振興計画（案）

～多様な人材が活躍する、活力と魅力あふれる農業・農村づくり～

令和6年3月

北海道 上富良野町



目 次

I. 農業振興計画の基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	
2. 計画の位置付け	
3. 計画の期間	
II. 上富良野町の概要	2
1. 地 勢	
2. 人 口	
3. 気 候	
III. 農業・農村をめぐる情勢	4
1. 世界の情勢	
2. 国内の情勢	
3. 地域の農業情勢	
4. 食料需給を巡る動き	
IV. 上富良野町の農業・農村の現状	8
1. 上富良野町の農業・農村の現状	
(1) 農家戸数・農家人口	
(2) 後継者数の推移	
(3) 専業・兼業別農家戸数	
(4) 経営規模別農家戸数	
(5) 経営耕地面積	
(6) 主要作物作付の推移	
(7) 家畜飼養頭数の推移	
(8) 販売額別構成比	
(9) 近年の気象状況	
V. 上富良野町農業・農村のめざす姿	15
1. 持続可能で生産性の高い農村づくり	
2. 活力に満ち心豊かに暮らしていける農村づくり	
3. 多様な担い手が活躍する農村づくり	
VI. 施策の方針と展開	19

1. 持続可能で生産性の高い農村づくり	19
1-1 農業生産基盤の充実	19
1-2 畜産の振興	22
1-3 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進	23
2. 活力に満ち心豊かに暮らしていける農村づくり	25
2-1 農業生産の省力化・高品質化等の促進	25
2-2 農畜産物の消費の拡大	28
2-3 都市・農村交流と6次産業化の促進	29
3. 多様な担い手が活躍する農村づくり	32
3-1 農業・農村を担う人材の育成	32
3-2 計画的な森林整備の促進	34
3-3 有害鳥獣対策の強化	34
4. 農業関係機関との連携	36
(1) 富らの農業協同組合	
(2) 上富良野町農業委員会	
(3) 富良野土地改良区	
(4) しろがね土地改良区	
(5) 北海道農業共済組合	
(6) 上川農業改良普及センター富良野支所	
用語解説	37
別紙	
1 第6次上富良野町総合計画（農林業部門抜粋）	44
2 計画の基本方針と施策の展開の体系	45
資料	
1 第8次上富良野町農業振興計画総括・評価表	
2 家族協定締結状況	
3 串内牧場入牧頭数の推移	
4 道営事業の推移	
5 中山間事業直接支払：歳入・歳出	
6 国庫補助による農業機械導入の推移	
7 町の農業支援対策単独事業実績	
8 第9次農業振興計画及び地域計画の作成に向けた農業経営に関する調査	

I. 農業振興計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

上富良野町の農業振興は、平成31年に「第8次上富良野町農業振興計画」を策定し、町の基幹産業として「強い農業」と「美しく活力のある農村」の創出をめざして、安全・安心な食料の供給と消費者と生産者の結び付き強化、農業生産を支える基盤づくりと優良農地の保全、経営の安定化・合理化と新技術の導入、活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり、農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保の5項目を基本目標として、計画に基づいた農業の振興に努めてまいりました。

この間、年号は「平成」から「令和」へと時代が移り変わる中、農業を取り巻く情勢は目まぐるしく変化しました。TPP11をはじめとした経済連携協定、貿易協定など経済のグローバル化が進展し、輸入物の流通拡大による農畜産物の価格低迷に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による外食産業の消費停滞、ウクライナ情勢や円安による為替変動の影響から飼肥料原料・エネルギー価格の上昇などの厳しい環境の変化があります。また、国内では高齢化・担い手の減少や異常気象と言われる局地的大雨による被害や年々増加傾向にある有害鳥獣による農業被害を受けました。

本計画は第8次計画の各施策の実施状況の検証を行い、上富良野町の農業・農村の特性を踏まえ、現状の社会情勢を認識し、地域農業の諸課題に対応した持続性の高い農業の確立に向けて「第9次上富良野町農業振興計画」を策定し、町農政推進の指針となるものと考えています。

2. 計画の位置付け

本計画は、「第6次上富良野町総合計画」に掲げる農政分野において目指すべき基本方針とその実現に向けた施策を示しており、国や北海道が示す指針や既存の関連する計画との整合性を図り、農業関係分野の推進を担う基本計画として位置付けます。

3. 計画の期間

この計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、この計画は現時点での情勢を基に策定しており、社会経済情勢の変化などから、計画の推進に大きな影響がある場合は、本町の農業の動向を十分に見極め上富良野町農業振興審議会等の意見を聴いて、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



Ⅱ. 上富良野町の概要

1. 地 勢

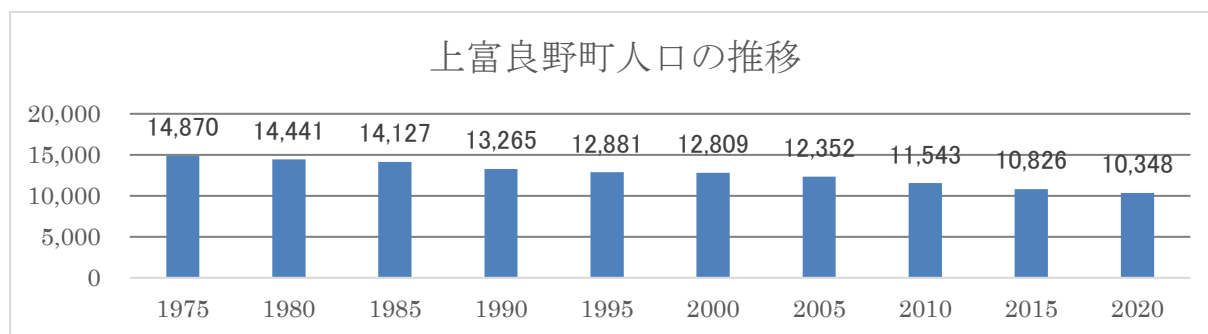
上富良野町は、北海道のほぼ中央部、東経 142 度 41 分 25 秒、北緯 44 度 32 分 55 秒に位置し、北から東にかけて美瑛町と新得町、南富良野町、南から西にかけては富良野市と中富良野町に隣接しています。

町域は東西 24.6 km、南北 19.0 km、面積は 237.10 平方kmで、東に大雪山国立公園大雪山系の十勝岳 (2,077m)、西に夕張山地の先端で芦別山塊といわれる山岳地帯、北に両山系の山麓と三面を山岳地帯に囲まれています。南には市街地が開け、市街地を囲んで牧歌的な丘陵地帯とカラマツ林の景観が続き、富良野盆地の平坦部に繋がっています。

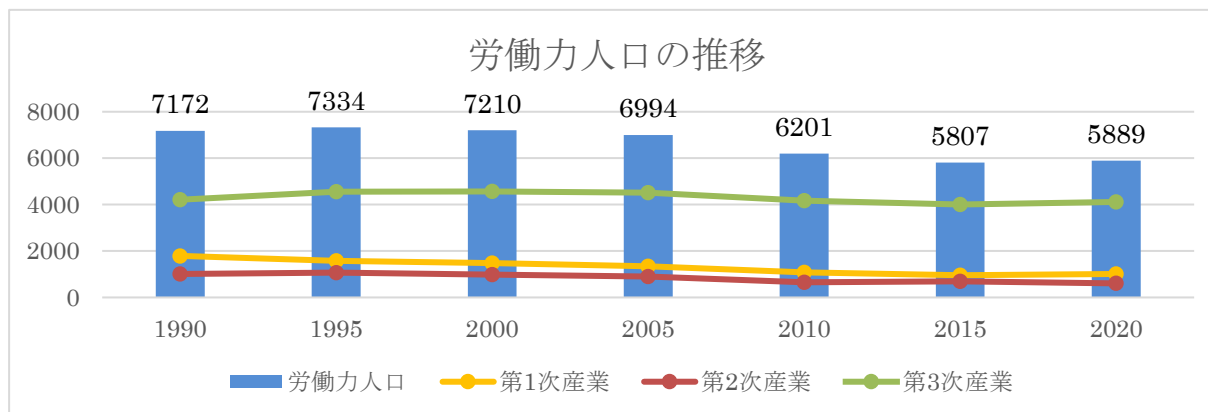
大雪山系の十勝岳連峰を源流とする富良野川、ヌッカクシフラヌイ川、ベベルイ川などが富良野盆地に向けて流れており、その流域の平坦地は水田として、波状丘陵地は畑として利用されている農業地帯です。また、町の北部には日新ダム、日の出ダム、江幌貯水池があります。

2. 人 口

明治 30 年開拓者が入植、明治 36 年に現在の富良野市、大正 6 年に中富良野町を分村、当時の人口は 9,786 人でした。1955 年 (昭和 30 年) の自衛隊駐屯により急増し、1958 年 (昭和 33 年) のピーク時には 19,182 人となりました。以降は減少が続き、国勢調査のデータでは、2010 年 (平成 22 年) から 2020 年 (令和 2 年) までの 10 年間では、年平均 1.2% 程度の減少率で推移しています。2020 年 (令和 2 年) の人口は、前回調査 (2015 年 (平成 27 年)) に比べ 4.4% 減の 10,348 人となっております。



資料：国勢調査

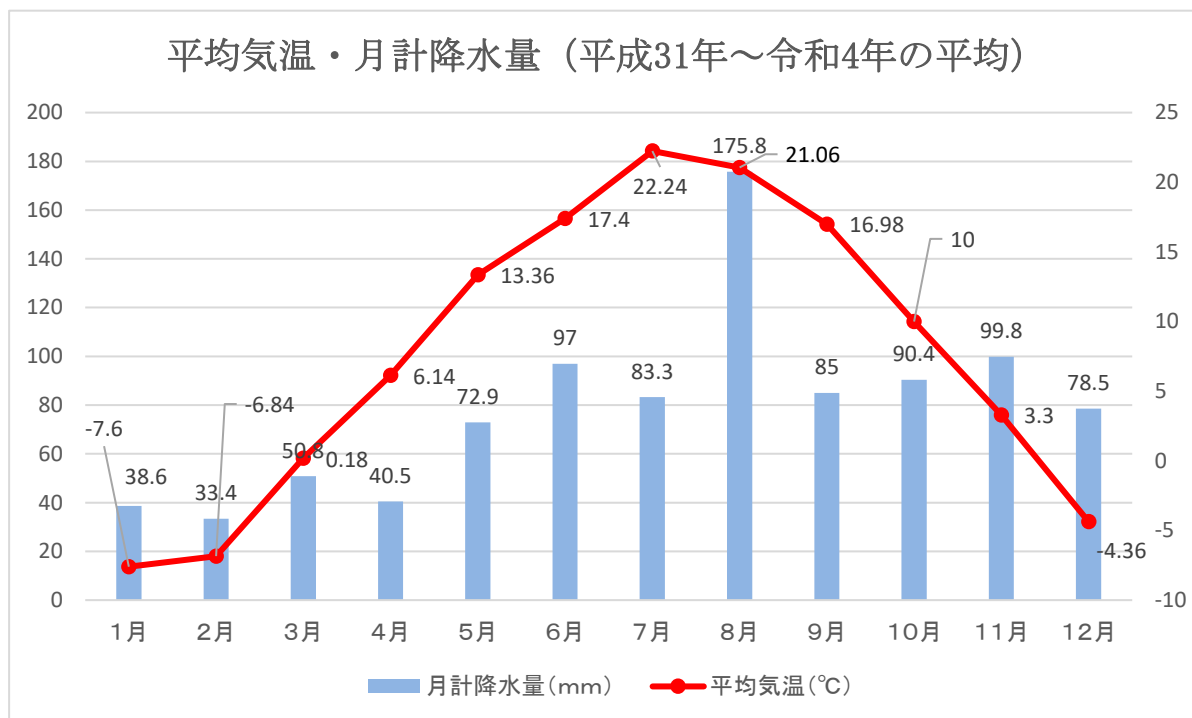


資料：国勢調査

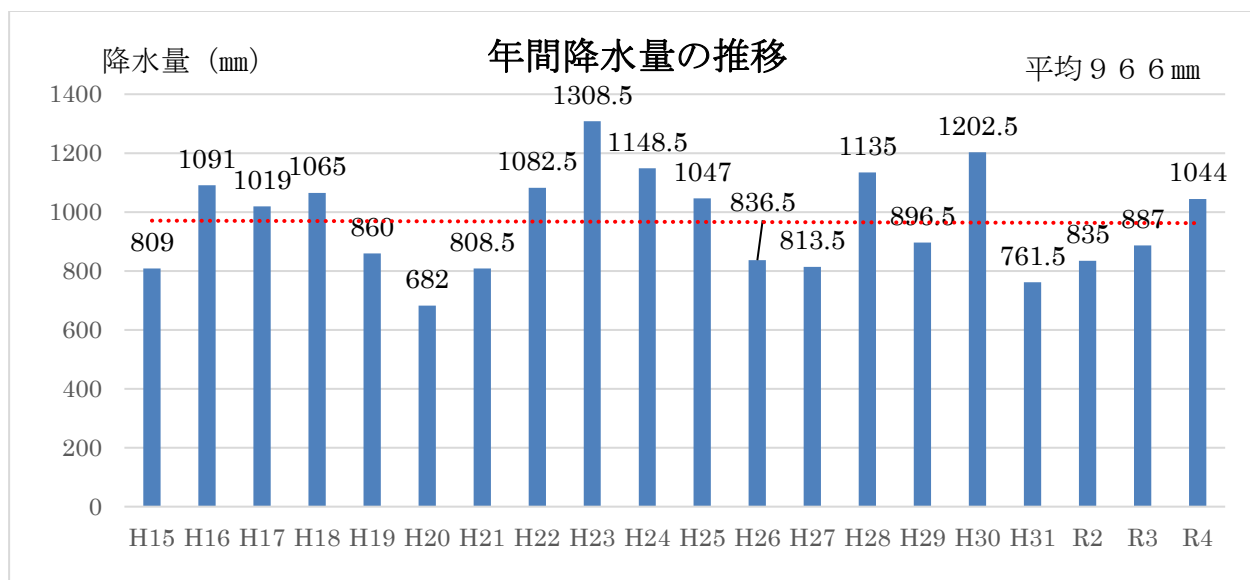
3. 気 候

本町は内陸部に位置し、周囲を山に囲まれているため、気温の日格差、月格差が大きい内陸性気候を示し、近年の夏の最高平均気温が22℃前後、冬の最低平均気温は-7℃前後となり、昼夜の差が大きい気温差は、美味良質な農産物を生産し主穀、園芸農業に適しています。

年間降雨量は約966mm、年間積雪量は平坦部で約1m、山間部では2~3mに達します。



資料：気象庁



資料：気象庁

Ⅲ. 農業・農村をめぐる情勢

1. 世界の情勢

世界の食料需給は、人口増加や開発途上国の経済発展に伴う需要増加に加えて、異常気象の頻発、水資源の制約、土壌の流失など、様々な要因によってひっ迫する可能性があります。

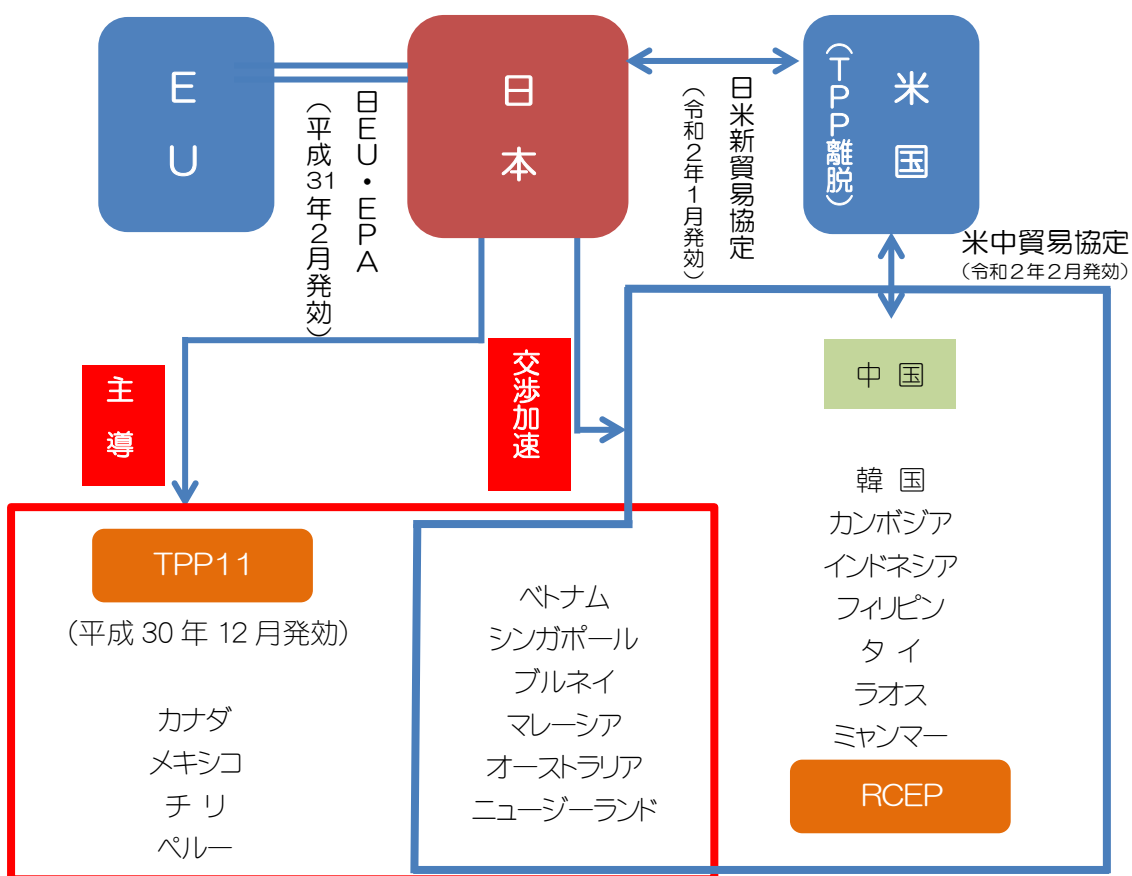
また、日本食・食文化への関心が一層高まり、海外における日本食の需要が拡大しています。特にアジアを中心に世界の食市場が成長しており、日本の農林水産物や食品の輸出額も増加しています。

世界各地域で2国間や多国間の経済連携協定締結が急速に増加しており、経済のグローバル化が一層進んでいます。日本もTPP11や日EU・EPA経済連携協定、日米貿易協定などにより、世界経済の6割を占めるマーケットに参加し、農畜産物分野での競争力強化が求められています。

2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」への関心が高まり、取り組みが広がっています。国内外で農業のみならずあらゆる分野で今後も取り組みが拡大していく見込みです。

2020年より新型コロナウイルス感染症が世界規模で流行し、感染症の影響は人々の生命や生活だけでなく、政治経済や国際関係、人々の行動や意識、価値観にも多方面に波及したほか、インバウンド減少や自粛の影響に伴う農林水産物への影響が今もなお生じております。

中国の輸出規制やウクライナ情勢など、世界的にも主要な肥料・飼料の生産国の輸出情勢が不安定となり、本町もその影響を受け、肥料・飼料の高騰による危機的事態となっています。



日本を取り巻く経済連携や交渉

2. 国内の情勢

今後、人口減少や高齢化により国内の食市場が量的に縮小する中、単身世帯や共働き世帯の増加など社会構造やライフスタイルの変化に伴い、消費者ニーズは多様化・個別化し、食の外部化が一層進展していくことが見込まれています。

そうした農村の人口減少や高齢化が進む一方で、若者の「田園回帰」という意識が高まっています。また、地域との関係を重視する「関係人口」も注目されており、地域づくりの担い手として期待されています。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、国内経済が大きな影響を受ける中、都市過密や一極集中のリスクが浮き彫りとなり、リモートワークなど新しい働き方への対応が急速に進んでいます。また、農産物貿易の一時的な停滞など、食料の安定供給に影響を及ぼすリスクが顕在化し、国内の農業生産への期待が高まるとともに、暮らしや働く場所として、農業・農村の持つ価値や魅力が再認識されています。

そうした様々な国内情勢のなか、農業の効率化や変革が求められる時代となって来ています。今後、産業競争力や地域社会の活力の低下が懸念されるため、デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション）が極めて重要となっており、ロボット、AI、IoTなどのデジタル技術が急速に発展する中、国ではデジタル化が進んだ社会像である「Society5.0」※（P41用語解説参照）の実現を目指しています。また、2021年からは環境負荷低減を主な目標とした「みどりの食料システム戦略」により環境配慮した持続可能で安定的な食糧生産供給の指針を推進していくこととしています。

3. 地域の農業情勢

地域農業は、担い手の高齢化や後継者不足による農家の減少、農産物の多様化と付加価値の向上に向けた取り組み、農業基盤の整備、環境保護、地域との連携、そして有害鳥獣による農業被害等の様々な課題が継続して存在しています。これに対し、日本型直接支払事業（中山間事業、多面的支払事業、環境保全事業）による支援や経営所得安定対策事業等の国の事業活用、農業基盤の整備の実施、町の独自諸施策を実施し、農業の持続性を向上させる取り組みを進めています。

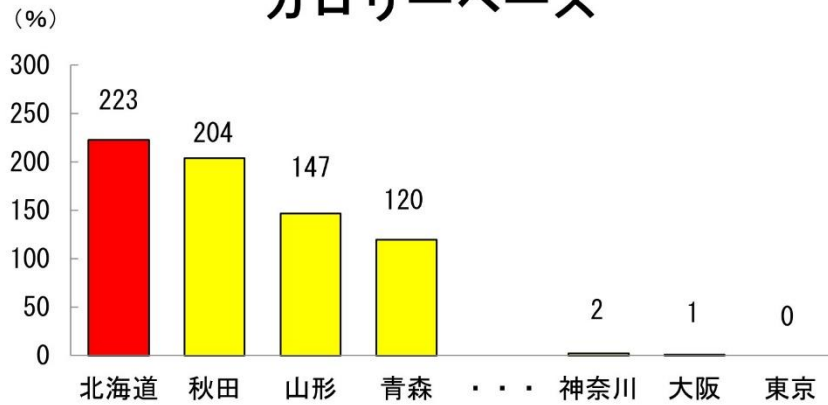
しかしながら、過去の推移からみても農家戸数の減少や離農は続く見込みであることから、労働力の確保は喫緊の課題であり、引き続き地域を取り巻く農業情勢の変化に柔軟に対応し、地域農業の発展と持続性を確保と、農業の持つ多面的な機能を発揮するとともに、地産地消、健康づくりなど「食」を通じて地域農業と町民の生活がより一層密接に関わることへの取り組みが求められています。

4. 食料需給を巡る動き

（1）国内外からみた食料自給率

国のカロリーベースの食料自給率は直近で38%ですが、昭和40年度（1965年度）には73%であり、長期的に減少傾向で推移しています。主食である米の消費量は半分以下となり消費が減少する一方で、食生活の変化により畜産物や油脂類の消費が増大する等2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移しています。諸外国と比較すると、カロリーベース、生産額ベースともに先進国中最低水準となっています。一方で北海道のカロリーベースの食料自給率は近年全国トップクラスを維持しています。

カロリーベース

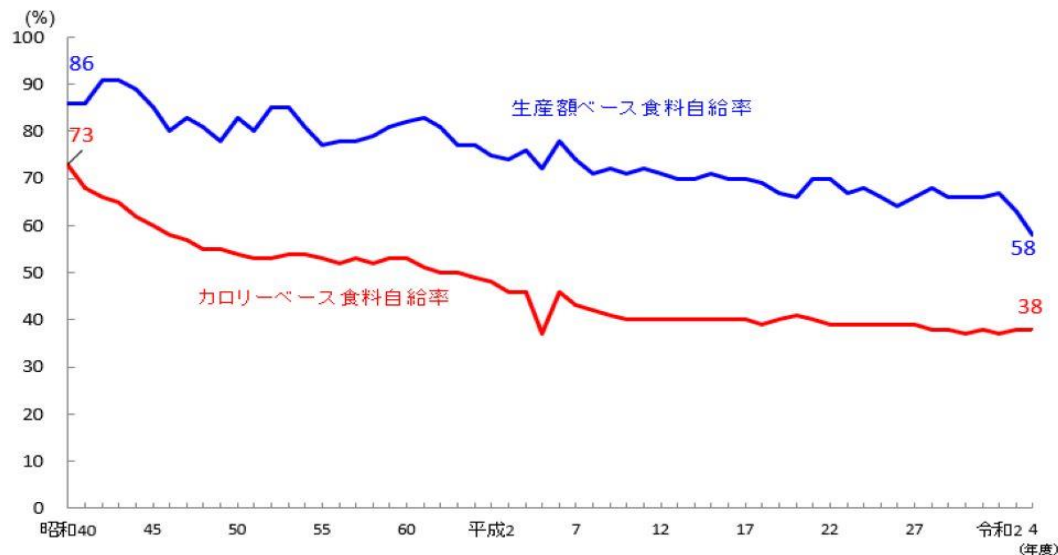


グラフ：令和3年度 農林水産省「都道府県別食料自給率」を基に北海道農政事務所で作成

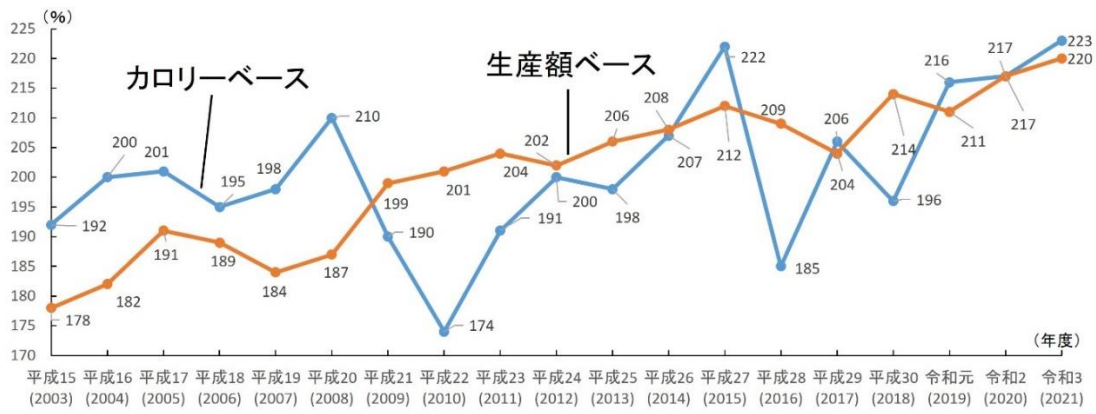
(2) 食料安全保障の重要性について

農村人口の減少や都市化の進行とともに、食品の加工・流通が高度化してきた中で、消費者が農業を身近に感じる事が少なくなってきました。そのため、国内農業の重要性や持続性の確保について国民各層が認識を共有した上で、農村を維持し、次世代に継承していくことが課題となり、国産農産物の積極的な選択など食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが必要となります。

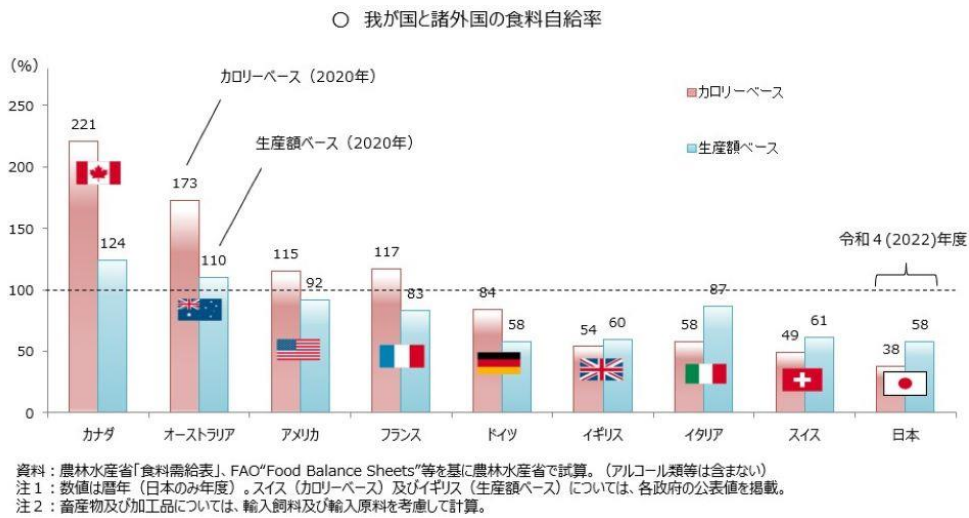
国が策定した「食料・農業・農村基本法」（平成11年7月に公布・施行）においては、国内の食料の安定的な供給を確保することを目的に食料安全保障の確立に向けた指針を定めていますが、制定から約20年が経過し、昨今の国内の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しており、令和5年度現在では見直しに向けた議論が行われております。



日本の食料自給率（資料：農林水産省）



北海道の食料自給率 (資料：農林水産省)



令和4年度世界の食料自給率 (資料：農林水産省)

IV. 上富良野町の農業・農村の現状

1. 上富良野町の農業・農村の現状

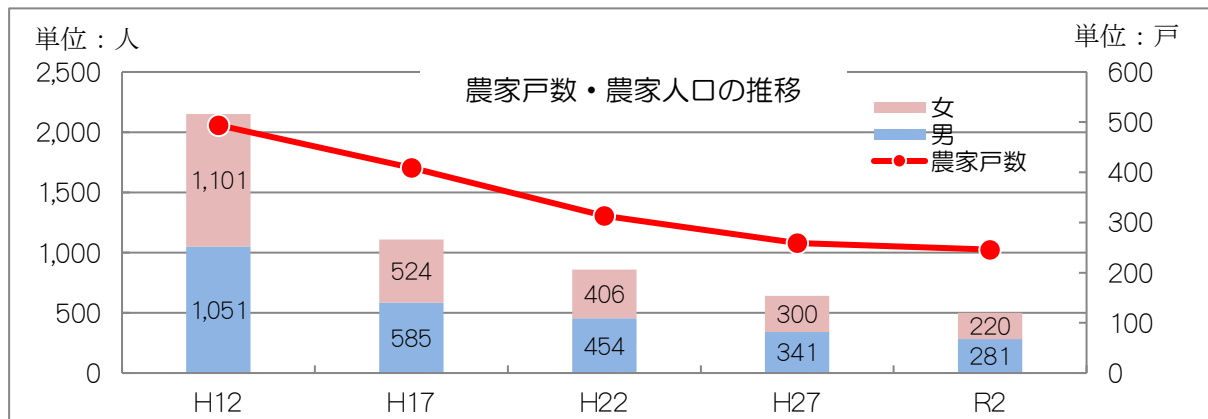
(1) 農家戸数・農家人口

本町の人口は、住民基本台帳による調査では令和2年で人口10,518人となり、平成27年と比べて5年間で643人(5.8%)の減少となっています。一方、農家戸数・農家人口については、農家戸数で246戸(4.3%減)、農家人口で501人(21.8%減)と、著しい減少傾向にあります。認定農業者についても237人(9.0%減)となっております。(※令和4年度末 人口：9,990人 認定農業者数：226人)

(単位：人・戸)

年次	総世帯数	人口	農家総数	農家人口			認定農業者数
				総数	男	女	
平成12年	5,299	13,026	494	2,152	1,051	1,101	108
平成17年	5,419	12,618	409	1,109	585	524	230
平成22年	5,261	11,887	313	860	454	406	286
平成27年	5,196	11,161	257	641	341	300	263
令和2年	5,312	10,518	246	501	281	220	237

※農家戸数/農家人口/認定農業者数(農林業センサス(総世帯数・総人口は、3月31日の住民基本台帳))



資料：農林業センサス

(2) 後継者数の推移

平成17年の調査では、後継者がいる農家の割合が一気に落ち込み、平成24年に実施した調査では増加しましたが、令和2年の調査では更に半減しました。

このまま推移することとなれば深刻な担い手不足となり、本町の基幹産業である農業の持続・発展にとって大きな懸念材料と言えます。

年次	農業経営体数	後継者いる		後継者いない	
平成12年	494戸	161戸	32.6%	333戸	67.4%
平成17年	409戸	69戸	16.9%	340戸	83.1%
平成24年	305戸	83戸	27.2%	222戸	72.8%
令和2年	246戸	45戸	18.3%	201戸	81.7%

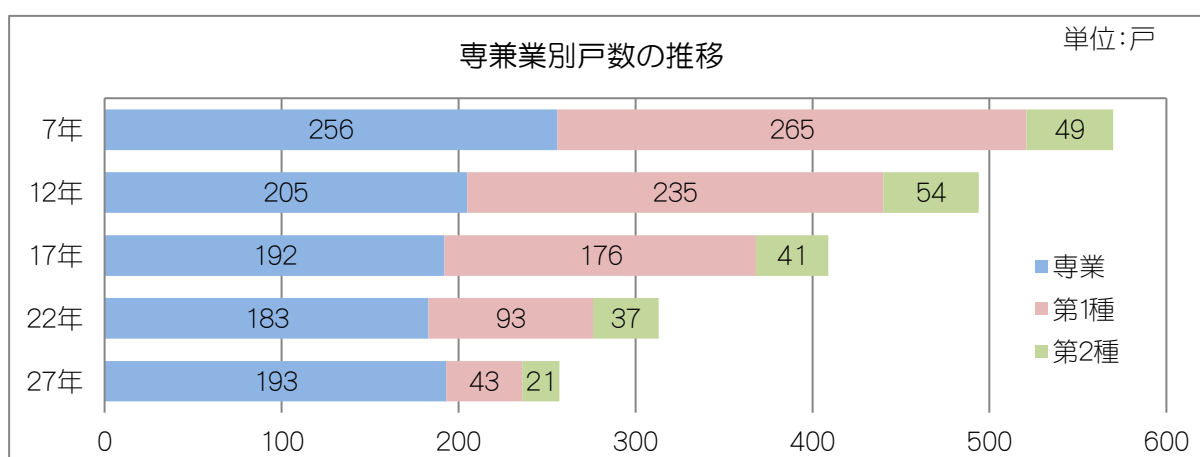
資料：後継者の有無 (H12～17農林業センサス、H24～R2人・農地プラン意向調査)

(3) 専業・兼業別農家戸数

専業・兼業別農家戸数の平成27年と平成22年の比較では、専業農家で10戸（5.5%）増えているものの、兼業農家は66戸（50.8%）減少しており、専業農家への移行と兼業農家の減少が進んでいます。

年次	農家総数	専業	兼業		専業農業割合	兼業農家割合	
			第1種	第2種		第1種	第2種
平成12年	494戸	205戸	235戸	54戸	41.5%	47.6%	10.9%
平成17年	409戸	192戸	176戸	41戸	47.0%	43.0%	10.0%
平成22年	313戸	183戸	93戸	37戸	58.4%	29.7%	11.9%
平成27年	257戸	193戸	43戸	21戸	75.1%	16.7%	8.2%
令和2年	246戸						

資料：兼業別農家戸数（農林業センサス）※令和2年より廃止



資料：農林業センサス

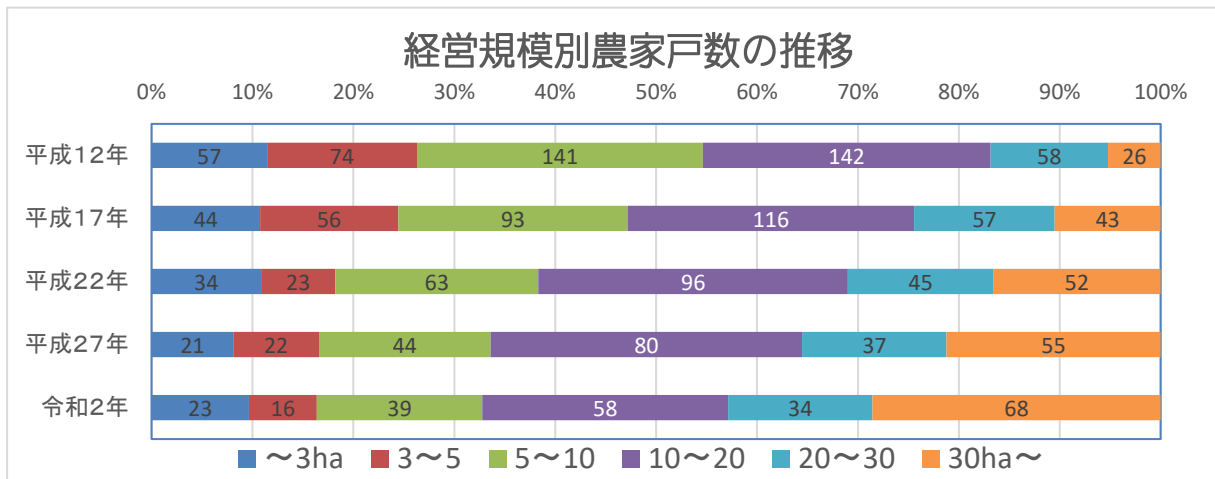
(4) 経営規模別農家戸数

農家一戸当たりの経営面積は、農家戸数の減少とともに農地流動化や基盤整備事業の区画整理などによる集積が図られてきた結果、3～20ha未満の農家は減少傾向に、10ha以上の農家は7割近くを占めています。特に30ha以上の農家戸数は、これまで1位であった10～20ha未満の農家戸数を抜き全体割合の3割近くを占めています。これは、集積化に伴う大区画化が進行していることを表しています。

年次	総数	～3ha		3～5ha		5～10ha		10～20ha		20～30ha		30ha～	
		戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合	戸数	割合
平成12年	498	57	11.4	74	14.9	141	28.3	142	28.5	58	11.6	26	5.2
平成17年	409	44	10.8	56	13.7	93	22.7	116	28.4	57	13.9	43	10.5
平成22年	313	34	10.9	23	7.3	63	20.1	96	30.7	45	14.4	52	16.6
平成27年	259	21	8.1	22	8.5	44	17.0	80	30.9	37	14.3	55	21.2
令和2年	238	23	9.7	16	6.7	39	16.4	58	24.4	34	14.3	68	28.6

(単位：戸/%)

資料：経営規模別農家戸数（農林業センサス）



資料：農林業センサス

(5) 経営耕地面積

農地面積は、令和2年で6,380haにのびますが、農道や用排水施設などの農業施設敷地も含まれることから、農林業センサスの集計では以下の面積になっています。また、毎年JAで実施している作付実態調査では、作物の作付面積が5,979haを上回る面積で推移しています。農家一戸当たりの耕作面積は24haになっております。

(単位：ha)

内容 年次	経営耕地面積 (ha)					
	合計	面積内訳				
		計	田	畑		樹園地
			牧草専用地			
平成12年	5,820	5,820	1,929	3,880	149	11
平成17年	5,816	5,816	1,869	3,937	198	9
平成22年	5,967	5,967	1,773	4,177	566	16
平成27年	5,703	5,703	1,583	4,111	415	8
令和2年	5,612	5,612	1,438	4,150	751	25

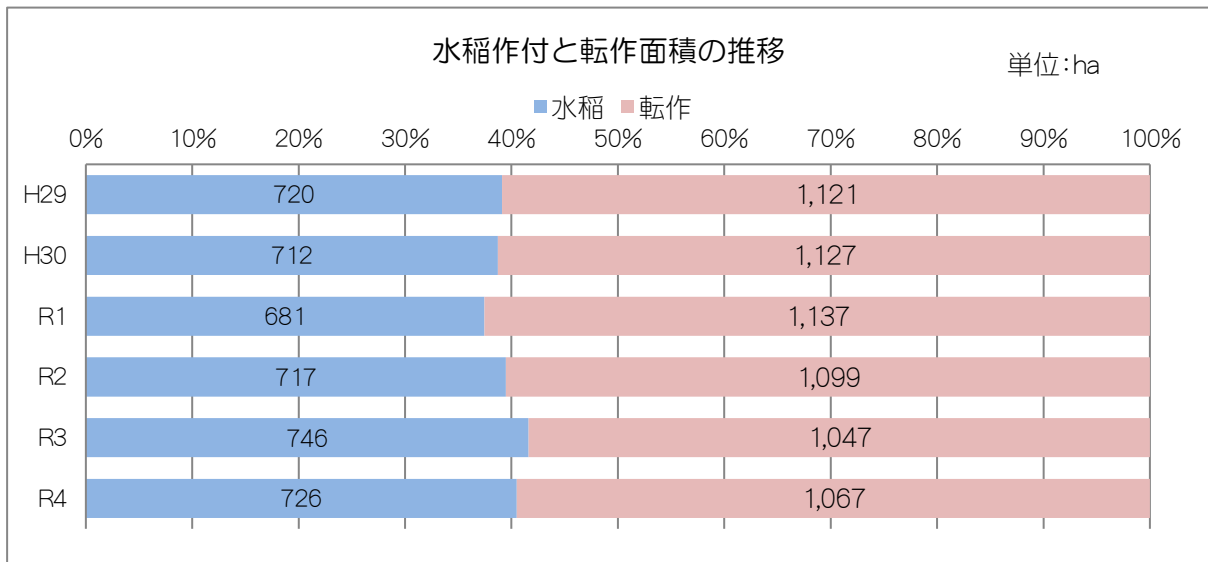
資料：経営耕地面積（農林業センサス）

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。

(6) 主要作物作付の推移

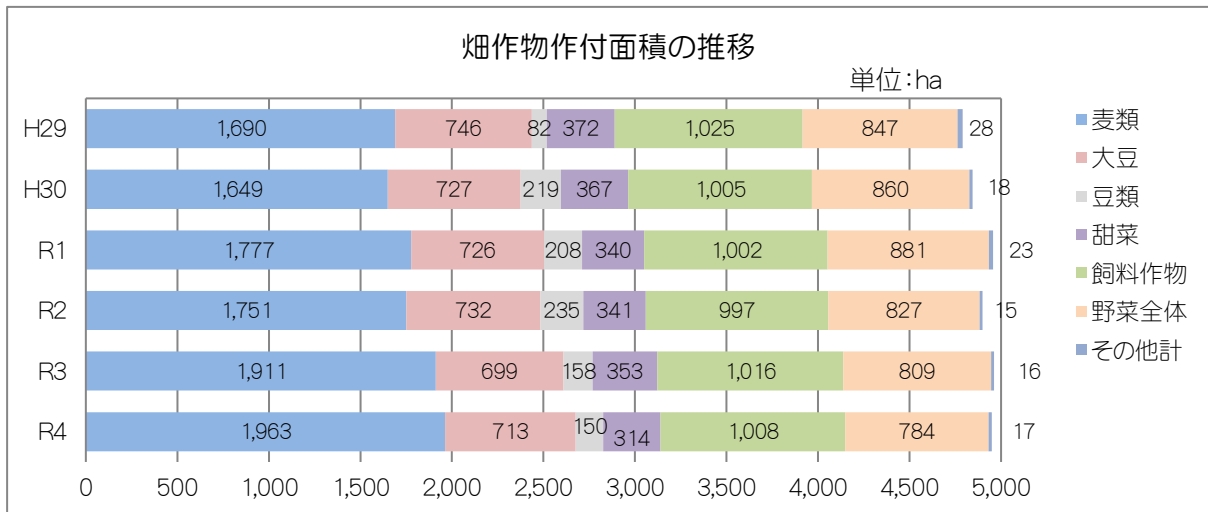
① 水稲作付と転作面積の推移

水田の畑作物への転換によって、効率的な作業環境を整える観点から畦畔の撤去が進み、圃場の湛水機能が一時的に損なわれたため、米の戸別所得補償制度(現 経営所得安定対策)が創設されたものの水稲作付面積及び転作面積は、ほぼ横ばいで推移しています。



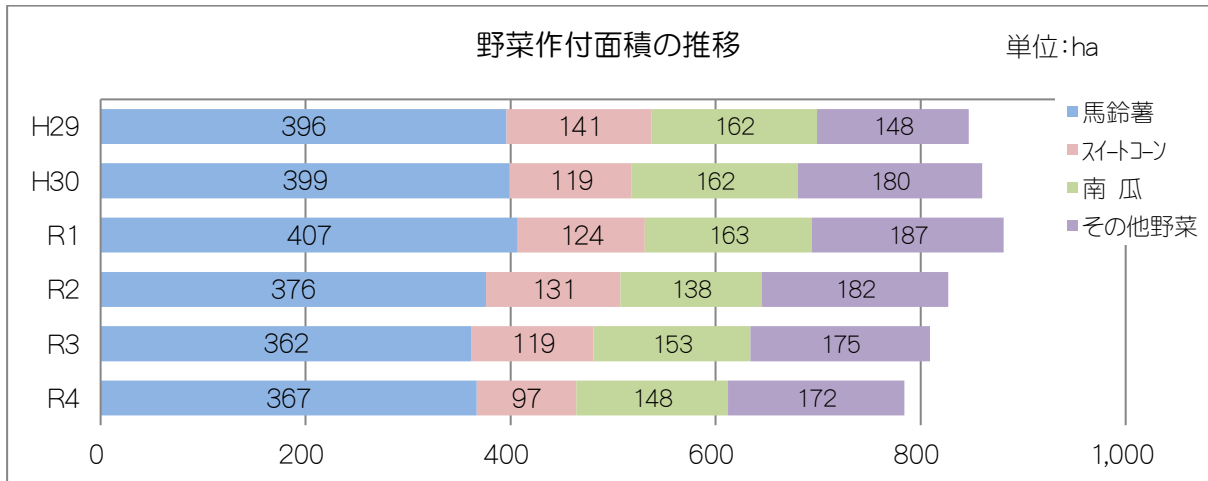
②畑作物の作付推移（転作含む）

野菜類を除く畑作物は、「経営所得安定対策制度」によって、作付面積が増えました。特に麦類は近年増加傾向にあります。大豆や豆類、飼料作物については、ほぼ横ばいで推移しています。また、その他作物の中にはそば・青シソや希少なホップ・ラベンダーも含まれます。



③野菜の作付推移（畑作物の内訳：転作含む）

野菜のほとんどは、馬鈴薯・スイートコーン・南瓜が占め、その他野菜の中では、玉ねぎ・人参・メロン・アスパラが近年それぞれ30ha前後の作付けで推移しています。高収益が期待できる園芸作物については、面積の維持・増反を目的として平成28年から開始した「収益向上作物生産振興補助」の事業を活用しています。

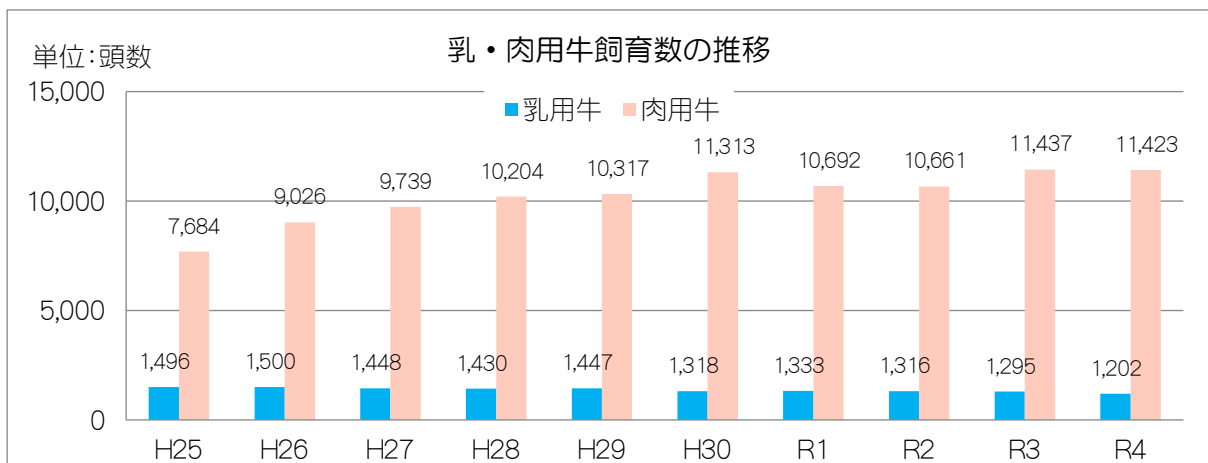


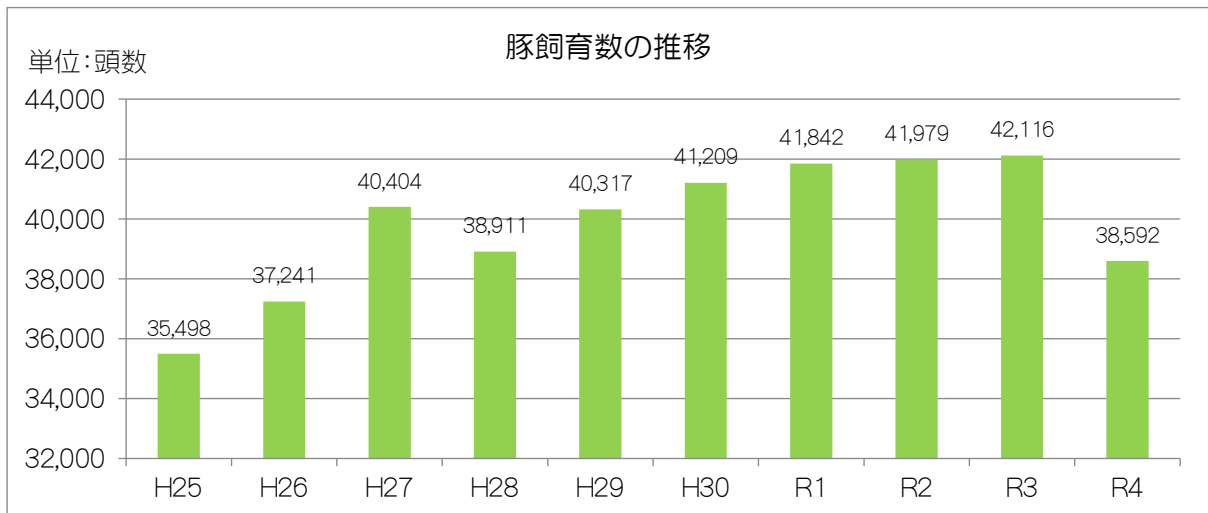
(7) 家畜飼養頭数の推移

乳用牛については価格の下落や飼料価格の高騰が加速しているなか、緩やかに減少傾向にあります。肉用牛の繁殖・育成及び養豚については、農業法人が大規模で経営していることに加え、ブランド品としての定着や飼養施設の拡大など積極的な設備投資を行っており全体的に増加傾向にあるものの、養豚においては個人農家の離農もあり、最終的には減少しました。

年度	乳用牛	肉用牛	豚
平成 29 年	1,447 頭	10,317 頭	40,317 頭
平成 30 年	1,318 頭	11,313 頭	41,209 頭
令和 元年	1,333 頭	10,692 頭	41,842 頭
令和 2 年	1,316 頭	10,661 頭	41,979 頭
令和 3 年	1,295 頭	11,437 頭	42,116 頭
令和 4 年	1,202 頭	11,423 頭	38,592 頭

資料：家畜飼育数の推移（町実態調査）





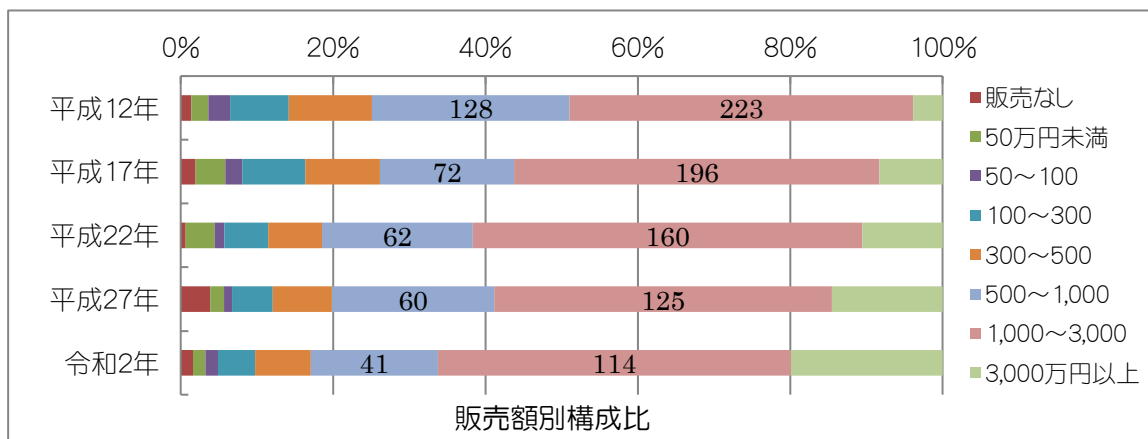
(8) 販売額別構成比

販売額別の農家構成比からも、一戸当たりの販売額は増加の傾向にあります。平成12年には1千万円以上を販売した農家比率は5割に満たなかったものの、令和2年においては6割を超え、500万円以上を販売した農家は8割を超えています。

これは離農等により農地の流動・集約化が進み、農家一戸当たりの耕作面積が増えたことに加え、基盤整備の完了やスマート農業の推進により効率的な営農が可能となってきたところが大いと思われま。平成22年に313戸あった農家が令和2年には246戸へと約8割に減少しており、一戸当たりの耕作規模は拡大したことに比例して販売額も伸びており、特に3,000万円以上の農家戸数は年々増加傾向であることが伺えます。

年次	戸数	販売なし	～50万円	～100万円	～300万円	～500万円	～1,000万円	～3,000万円	3,000万円以上
平成12年	494	7	11	14	38	54	128	223	19
平成17年	409	8	16	9	34	40	72	196	34
平成22年	313	2	12	4	18	22	62	160	33
平成27年	282	11	5	3	15	22	60	125	41
令和2年	246	4	4	4	12	18	41	114	49

資料：農産物販売金額規模別経営体数（農林業センサス）



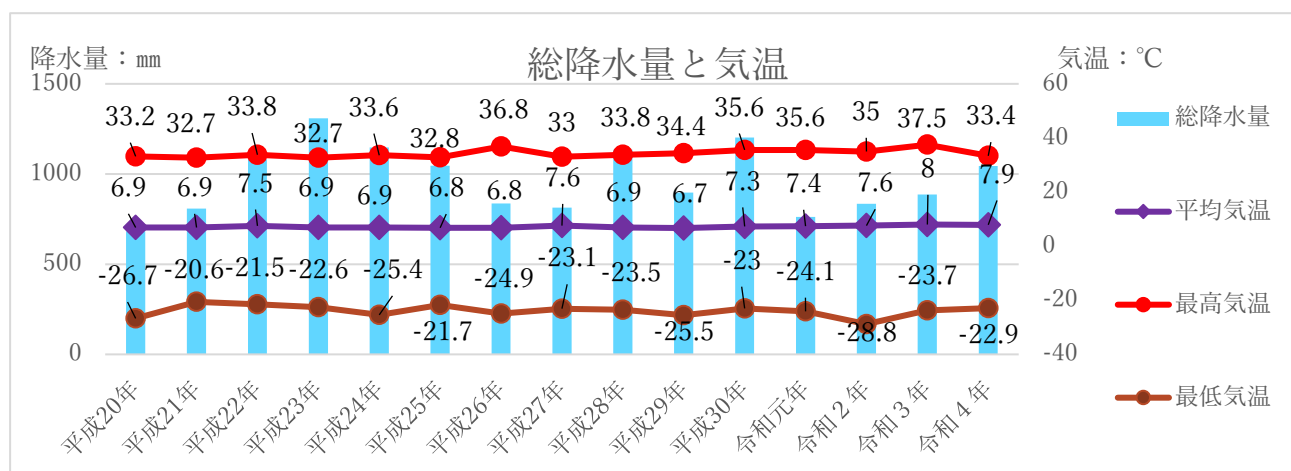
資料：農産物販売金額規模別経営体数（農林業センサス）

(9) 近年の気象状況

近年、異常気象とみられる天候不順や多雨による農業被害が恒常的に発生するようになってきました。特に局地的集中豪雨による農地流出や冠水、排水路や農道などの農業施設への被害は顕著なものとなっています。近年では平成28年の局地的な大雨や、令和3年の大雪によるハウスの倒壊や同年の高温少雨による干ばつ被害の影響により、農作物被害が発生しました。また、令和5年8月の月平均気温は観測史上最高値を記録しており、今後の気象状況については予断を許しませんが、安定的な農業経営を目指すうえで大きく懸念されます。

年次	平均気温	最高気温	最低気温	総降水量	最大日降水量	日照時間
平成30年	7.3℃	35.6℃	-23.0℃	1203mm	107mm	1,469時間
令和元年	7.4℃	35.6℃	-24.1℃	761mm	36mm	1,622時間
令和2年	7.6℃	35.0℃	-28.8℃	835mm	73mm	1,593時間
令和3年	8.0℃	37.5℃	-23.7℃	887mm	44mm	1,489時間
令和4年	7.9℃	33.4℃	-22.9℃	1,044mm	98mm	1,569時間

資料：近年の気象状況（旭川地方気象庁台）



資料：旭川地方気象庁台

V. 上富良野町農業・農村をめざす姿

「第8次上富良野町農業振興計画（平成31年～令和5年）」及び「上富良野町農業・農村振興実践プラン（令和2～5年）」で示した基本方針・主要施策の評価を基に反省と今後の課題について整理し、「第6次上富良野町総合計画（平成31年～令和10年）」、国の「食料・農業・農村基本計画」と北海道が策定した「第6期北海道農業・農村振興推進計画」やアンケート調査（令和5年7月実施）を踏まえ、「現状と課題」と3つの「めざす姿」に取り組みの方向性を分類しました。

第8次上富良野町農業振興計画の共通していた各種取り組みをまとめ、第6次上富良野町総合計画の農林業部門の9つの主要施策と本計画の「施策の方針」を一致させ、令和10年度に本計画と同時期に終了することから、次期計画に向けた成果と評価を明確に結び付けられるようにしました。

上記内容を基に、「多様な人材が活躍する、活力と魅力あふれる農業・農村づくり」をめざしていくため、次のとおり

「持続可能で生産性の高い農村づくり」

「活力に満ち心豊かに暮らしていける農村づくり」

「多様な担い手が活躍する農村づくり」

の3つに分けて整理します。

第8次上富良野町農業振興計画		第9次上富良野町農業振興計画		
基本目標		「めざす姿」	施策の方針	
1 安全・安心な食料の安定供給と消費者と生産者の結び付き強化	⇒	1 持続可能で生産性の高い農村づくり	⇒	1-1 農業生産基盤の充実
2 農業生産を支える基盤づくりと優良農地の保全	⇒		⇒	1-2 畜産の振興
3 経営の安定化・合理化と新技術の導入	⇒		⇒	1-3 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進
4 活力に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり	⇒	2 活力に満ち心豊かに暮らしていける農村づくり	⇒	2-1 農業生産の省力化・高品質化等の促進
			⇒	2-2 農畜産物の消費の拡大
			⇒	2-3 都市・農村交流と6次産業化の促進
5 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保	⇒	3 多様な担い手が活躍する農村づくり	⇒	3-1 農業・農村を担う人材の育成
			⇒	3-2 計画的な森林整備の促進
			⇒	3-3 有害鳥獣対策の強化

※総合計画農林業部門の9つの主要施策と同様

1. 持続可能で生産性の高い農村づくり

(1) 現状と課題

上富良野町では、内陸型気候の恵まれた環境から米や小麦、大豆の主力作物をはじめ、じゃがいも、メロンやホップなど様々な農作物を生産しています。そうした農産物を安定的に生産していくためには農地・農業水利施設は、農業生産に欠くことのできない基礎的な資源であり、道営土地改良事業をはじめとした土地区画整理事業等の基盤整備を推進し、農作物の安定生産に向けた取り組みを行ってきました。今後も、健全な農地・農業水利施設の確保と農地の有効利用を図るための規模の拡大や排水性強化等を計画的に取り組みとともに、その効果を持続的に発揮させるため、適正な維持管理を行うことが必要になります。

農村には、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、本町においても多面的機能支払制度等を活用した農地の保全活動を推進してきました。

農村地域の特性を活かした多面的機能を持続的に発揮させ、農作物の安定生産を確保する継続した取り組みが必要となります。これまでの農家戸数や後継者数の推計から、今後においても農家戸数の減少が想定され、離農者等からの農地継承により、農業者の一戸あたりの経営面積は増加していくことが見込まれ、経営の効率化と労働力の確保が引き続き重要な課題になります。

また、近年は局地的な大雨や高温少雨による干ばつといった想定を超える天候不順や異常気象からの災害が頻発しており、自然災害の想定は困難ですが、農地等の防災・減災対策や経営維持のための所得補償制度の活用など災害に負けない強い農村づくりを進める必要があります。

クリーン農業、有機農業の推進は食の安全・安心を確保するためにも必要となっており、適切な農薬使用や有機農業等の取り組みが必要となります。本町では環境に調和した農業を推進するために環境保全型農業直接支払交付金事業を活用した化学農薬・肥料の低減や有機農業等の取り組みを実施してきました。

堆肥や地力増進作物による土づくりは、耕畜連携により環境と調和した農業生産活動が進められていることから、引き続き家畜排せつ物法の遵守の推進や、SDGsを契機とした環境保護等の持続可能な農業を目指した取り組みを推進する必要があります。

このような課題を解決し、限りある資源と環境に考慮し、食の安心安全と農産物を安定的に生産していくためには、持続可能で生産性の高い農村づくりが必要とされます。

(2) めざす姿

- 農業基盤整備が充実し、多面的な機能を発揮した農業
- 畜産の振興と経営の安定を進めた農業
- 食の安心・安全と環境に調和した農業

2. 活力に満ち心豊かに暮らしていける農村づくり

(1) 現状と課題

本町ではこれまで、地場産食材を活用した料理教室・講習会の開催や、生産者と消費者の相互理解を促進する地場産品提供のイベント開催や「食と農業」を学ぶ機会を通じて農業・農村の理解深化を進めてきました。農産物の安定的な生産のためにも消費者から積極的に選ばれる地場農畜産物の消費拡大に向け、地域PRの拡充など、引き続き地産地消に向けた取り組みが必要となります。

本町の農業は基幹産業であり、地域の活力を支え、農村地域におけるコミュニティ機能の維持等の地域社会への連携における重要な役割を担っています。今後予想される更なる人口減少と高齢化により、地域の活力と地域コミュニティ機能の低下が懸念されます。農村の有する多面的機能の発揮による環境の保全など地域が主体となった活動が必要とされるため、地域コミュニティの維持が必要となります。

本町では農業を身近に感じてもらえる取り組みが農業全体の相互理解につながると考えられることから、修学旅行受入れや町内活動団体によるフィールドワークと総合学習を継続して実施してきました。地域における食料の安定的な供給のためには、農業を通じた繋がりや農業・農村に対する相互理解を促進することが重要であり、グリーン・ツーリズムや農業体験の推進による消費者の理解を深め、消費者と生産者との交流による地場農畜産物の利用促進や地産地消の促進を図る必要があります。

6次産業化への取り組みは、豊かな農畜産物の資源活用から所得向上のみならず雇用機会の拡大や更には移住定住促進といった地域産業の活性化として期待されており、近年では平成31年と令和3年に6次産業化による商品化が実現しました。水田地帯や畜産業などの各地域・経営形態の特性や豊かな資源を生かした農畜産物の魅力を発信するため、農村交流や6次産業化といった地域ブランドの維持・構築による地域の活性化に繋げる取り組みが必要となります。

地元農産物を利用した新たな農産加工品の創出を図るための農産物加工実習施設は、現状建物の老朽化が見られるため、引き続き延命措置等対策が必要になります。

今後も予測される高齢化や後継者不足による活力の低下が懸念されると同時に生産効率の低下、労働力不足も懸念されます。前計画からそれらの課題に対応するため、経営安定、合理化の施策として、スマート農業を推進し、国の制度を活用し計画初期の段階から、防除用ドローン実証試験、GNSSガイダンスや自動操舵システムの導入を進め、新技術を活用した作業の省力化、品質の安定化を図ってきていますが、今後も高度化されるスマート農業を引き続き利用拡大を図るとともに生産現場のみならず流通販売から消費、行政までにデジタル化を取り入れた農業DXを活用し、省力化や高品質化を進化させた安定供給体制の確立に向けた取り組みを進める必要があります。

活力に満ち心豊かに暮らしていける安定供給体制の確立を目指し、多角的な視点による農業と地域の理解を深めていきます。

(2) めざす姿

- 農業生産の省力化・高品質化等の促進で安定した農業づくり
- 農畜産物の消費拡大と地域社会への連携による活力ある農業
- 農村交流と6次産業化による地域産業の活性化が進んだ農村

3. 多様な担い手が活躍する農村づくり

(1) 現状と課題

令和5年7月実施のアンケート調査によると、「農業所得の維持拡大を図るにあたり抱えている課題」において、1番多かったものが「労働力不足」となっており、「農業後継者について」では「いない」が83%を占めています。

本町は令和2年農林業センサスによると246戸の経営体が存在し、中山間地や水田地帯といった地理的要件の違いや、家族・法人経営等様々な農業経営体が存在したなかで、経営形態に合わせた労働力不足の解消に向けた取り組みや、農業後継者の確保・育成が必要となります。

高齢化や担い手不足のなかで地域の活力を保つため、地域の中心となる中核的なリーダーの育成が必要となります。

本町はこれまで、新規就農者に対して国の助成制度を活用し、町の新たな農業担い手等支援事業の経済的支援をはじめ準備段階から農業経営改善支援センターによる伴走型支援を実施し、着実な就農となる取り組みを進めてきました。

新たな担い手における総合的な受入れ体制の確保に向けた取り組みは、新規就農者を確保する上で重要なものであり、継続して取り組みを進める必要があります。令和5年度からは新たな施策として地域おこし協力隊制度を活用し、特産農作物の生産支援活動として作業等を担いながら新規就農を目指す取り組みを行っています。

森林は水源のかん養や山地における災害の防止の機能を持ち、そのほか木材の産業利用や地球温暖化など多面的な機能を有している重要な役割を持つ貴重な資源です。森林管理の適正化が隣接する農地保全に繋がるため、森林整備計画の目標達成を目指し、私有林の計画的な伐採作業の促進と収益性の向上を図り、造林や間伐などの保育作業の支援や森林が持つ多面的機能が十分に発揮できるよう機能保全の推進が必要となります。

有害鳥獣による農被害は年々増加傾向にあり深刻な問題になっています。鳥獣被害対策においては、人材不足や高齢化が進むなか、アライグマやシカの個体数は増加し続けており、農被害を最小限に抑えるための対策が必要です。町では農地の侵入防止対策として、農業者による電牧柵の設置を支援し野生動物の侵入防止を図るほか、アライグマ対策として捕獲技能講習会の実施による駆除従事者の拡大を図っており、安定的な農業生産を確保するためには今後も農被害防止対策の強化が必要となります。

こうした様々な担い手の関わりが農業・農村を形成しており、地域住民、農業関係者、行政、研究機関など関係機関と連携し持続可能な農業を展開していくため、多様な担い手が活躍する農村づくりが必要とされます。

(2) めざす姿

- 農業・農村を担う人材を育成し光り輝く農業者
- 多面的機能を有した森林の適切な利用と保全整備の計画的な管理
- 有害鳥獣対策の強化による安定的な農業生産

VI. 施策の方針と展開

「多様な人材が活躍する、活力と魅力あふれる農業・農村づくり」の実現を目的に「めざす姿」から施策を展開していきます。

1. 持続可能で生産性の高い農村づくり

1-1 農業生産基盤の充実

農業生産基盤の整備は、農作物の収量・品質及び作業効率の向上や冷湿害の軽減など、農業生産に大きく貢献しており、農業資源や農業技術を最大限に活用して、持続可能で生産性の高い農業を展開していくため、農地の大区画化、排水性強化の整備や基幹水利施設の計画的な維持・改修整備などを推進します。

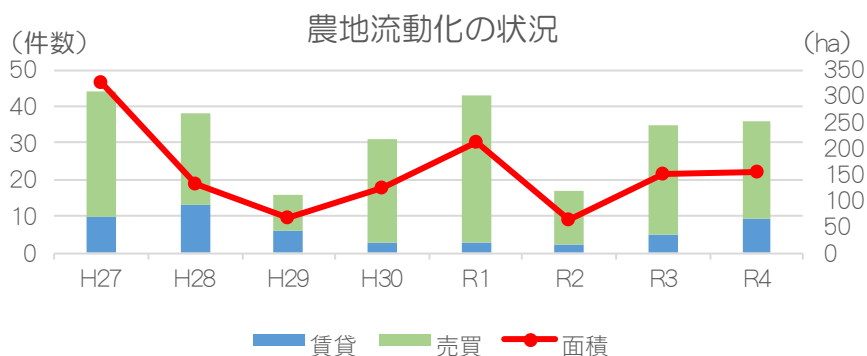
町全体の農地整備率が 50%を超え、水田地域の圃場整備がおおむね完了し、農地の大区画化、パイプライン化、排水性の向上によって生産性が高まる一方で、畑作地域を中心に未整備圃場も多く存在し、また、過去の整備圃場においては経年劣化による排水等の性能低下が見られることから、健全化のための二次整備も視野に入れながら、今後も生産基盤の強化を図っていかねばなりません。高い生産力の確保と労働力不足の解消を図るため、作業の効率化と省力化ができる生産方法として、引き続きスマート農業技術を活用し、生産力の向上に向けた効果的な整備を推進します。

荒廃農地の発生防止にむけて、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による地域における今後の農地利用の話し合いや共同活動を支援し、農業の多面的機能の維持・発揮に向けた取り組みを推進します。また、農業委員会との連携強化を図り、農地パトロールの取り組みを推進し、荒廃農地の発生防止・解消に向けた取り組みを推進します。

優良農地の確保と農用地の有効利用の取り組みを進めるため、農業振興地域制度及び農地転用許可制度について適切な運用を図るとともに、農用地改善組合の機能の充実に向けた取り組みと農地中間管理事業による農地の集積・集約化を促進します。

近年の異常気象による頻発する災害に備えた基幹排水路の整備と圃場の暗渠排水、心土破碎等の小規模土地改良事業や農業水利施設の保全を奨励するとともに、中山間地域等直接支払制度を活用した適切な維持管理による総合的な防災・減災対策や、道営農村地域防災減災対策事業などの早期完了を目指し、災害に負けない農村づくりを推進します。

地域の中心的担い手への農地集積は、平成 24 年度開始の人・農地プランに基づき進めてきましたが、令和 4 年の農業経営基盤強化促進法改正に伴い、地域計画へ移行することから、地域計画に定めた今後 10 年間の目標地図を活用することにより、優良農地の集積と耕作放棄地の防止を図り、計画的な農用地の有効活用を推進します。



(1) 農業生産基盤の整備

道営経営体育成基盤整備事業や道営農村地域防災減災対策事業等により、区画整理や用排水路、農道等の農業生産基盤の整備の充実と多面的な機能を発揮した持続性の高い農業を目指します。また、土層改良の取り組み等を推奨し、農作業の効率化から収益向上を図ります。

単位：ha

年次	耕地面積	整備済面積								整備予定面積		計	整備率 (予定含)
		田	畑	樹園地	国営	道営	その他	計	整備率	道営	その他		
平成17年	6,137	1,891	4,236	9	860	1,126	50	2,036	33.2%				
平成22年	5,967	1,774	4,177	16	860	1,176	50	2,086	35.0%				
平成27年	5,704	1,584	4,111	9	860	1,226	50	2,136	37.4%				
令和2年	5,612	1,438	4,150	25	860	1,348	50	2,258	40.2%	954		3,211	57.2%

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合があります。



(2) 農業・農村の多面的な機能を発揮する取り組み

中山間地域等生産条件の不利な地域の農業生産活動を支援し、多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の日本型直接支払制度の活用により、農業・農村の持つ国土の保全や水源のかん養、景観の形成等の多面的機能の発揮を促進するとともに地域の活性化を図ります。また、自然生態系の保全や良好な農村形成に向けて、地域の景観や環境に配慮した施設の整備と保全する取り組みを推進します。

単位：ha

地区名	田			畑			草地			合計
	急傾斜	緩傾斜	計	急傾斜	緩傾斜	計	急傾斜	緩傾斜	計	
日新		0.7	0.7		10.4	10.4		4.3	4.3	15.4
清富					55.8	55.8		6.9	6.9	62.7
草分		15.3	15.3	3.1	92.4	95.5		32.0	32.0	142.8
里仁					103.3	103.3		20.8	20.8	124.1
江幌					119.8	119.8		23.8	23.8	143.6
静修	0.3		0.3	0.3	128.3	128.6		8.0	8.0	136.9
江花		1.3	1.3		178.2	178.2		17.5	17.5	197.0
日の出		10.9	10.9		58.4	58.4	0.5	29.2	29.7	99.0
旭野				0.2	31.9	32.1		1.8	1.8	33.9
島津	0.5	18.3	18.8	0.2	37.6	37.8		6.2	6.2	62.8
富原	2.6	143.3	145.9		10.9	10.9		3.0	3.0	159.8
東中	62.1	329.9	392.0		26.9	26.9	0.3	16.3	16.6	435.5
合計	65.5	519.7	585.2	3.8	853.9	857.7	0.8	169.8	170.6	1,613.5

資料：令和4年度中山間直接支払対象面積（地区別）

(3) 上富良野町集落協議会の機能強化

地域全体と各地区の課題解決に向けた取り組みに対して、地区や各団体に事業調整や費用の助成を行うとともに、各地区との連携のもと組織機能を強化し地区の活性化に繋がります。

(4) 優良農地の確保と耕作放棄地の発生予防

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であるため、優良な農地は良好な状態で維持・保全し、かつ有効利用を図ることが重要であることから、農地の利用実態を的確に把握し、農業振興地域制度や農地の転用等関連する施策・制度の活用により優良農地の確保と利用促進や農地の流動化に繋げるとともに、関係機関との農地情報の共有化や地図情報のデジタル化などの農業DXを活用し、耕作放棄地※1や荒廃農地※2の発生を抑制する。

(※1 過去1年以上作物を作付けせず、再び作付けする意思のない土地 ※2 現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、作物の栽培が客観的に不可能となっている農地)



(5) 農地農業水利施設の保全・維持管理

農業用水の安定供給と国土や自然環境の保全、災害の防止など多面的機能を十分発揮させるため、農業水利施設等の適切な維持管理を推進します。

また、多面的機能支払制度を活用し、土地改良区やJA等の関係機関との連携強化を図り、各種事業の活動支援を推進します。



(6) 国営、道営、団体営などの公共事業の活用

国や北海道、土地改良区等と連携し、地域の状況を把握し、実情に応じ計画的に国営、道営、団体営などの公共事業の活用を推進します。各種事業の活用により土地改良事業受益者の負担軽減を図り、農業生産の基礎となる土地改良施設等の農業基盤整備を推進します。

事業実施においては、受益者や地域の状況を踏まえたなかで、農地造成や区画整理、客土、暗きょ排水などの圃場の改良整備を行い、農業経営の安定と優良農地の保全を推進します。



(7) 農作業及び農村地域における安全対策

地域の共同活用による事故件数は増加傾向にあるため、作業時における事故の防止と農業機械の安全利用を推進します。また、コロナ過後における農村地域への観光客流入の増加が見込まれ、交通事故等が懸念されることから、農地へ侵入防止の対策に合わせて事故防止対策の強化を図ります。

1-2 畜産の振興

本町の畜産は、肉用牛・乳用牛・養豚と分類され、大規模な法人により肉用牛肥育農場や養豚場経営が営われ、それぞれブランド化を図っております。一方で家族経営が多いことから一経営体に対する負担も多く、法人・家族経営も共通し昨今の資材及び飼料の高騰等により様々な負担を強いられており、こうした課題を解決するため、国・北海道・町による対策の活用を推進します。

畜産においては、労働力不足は継続的課題であり労働力の負担を軽減するため、公共牧場等の活用の推進や、労働力・人材確保のため農業ヘルパー等の利用拡大に向けた研究・検討等の取り組み等により畜産経営の安定化と持続可能性を高め、所得の増加や維持発展に向けた取り組みを推進します。

現在発生している家畜伝染病の終息に向けた適正な対応を図るとともに、多様な家畜伝染病の発生に対応するため、防疫対策を強化し、継続して家畜排せつ物の適正な管理を推進します。経営拡大に向けた草地整備や草地改良の促進を図り、自給飼料の生産・利用を推進し、畜産経営の安定化を目指した取り組みを推進します。

(1) 畜産経営の安定・生産性の効率化に向けた取り組み

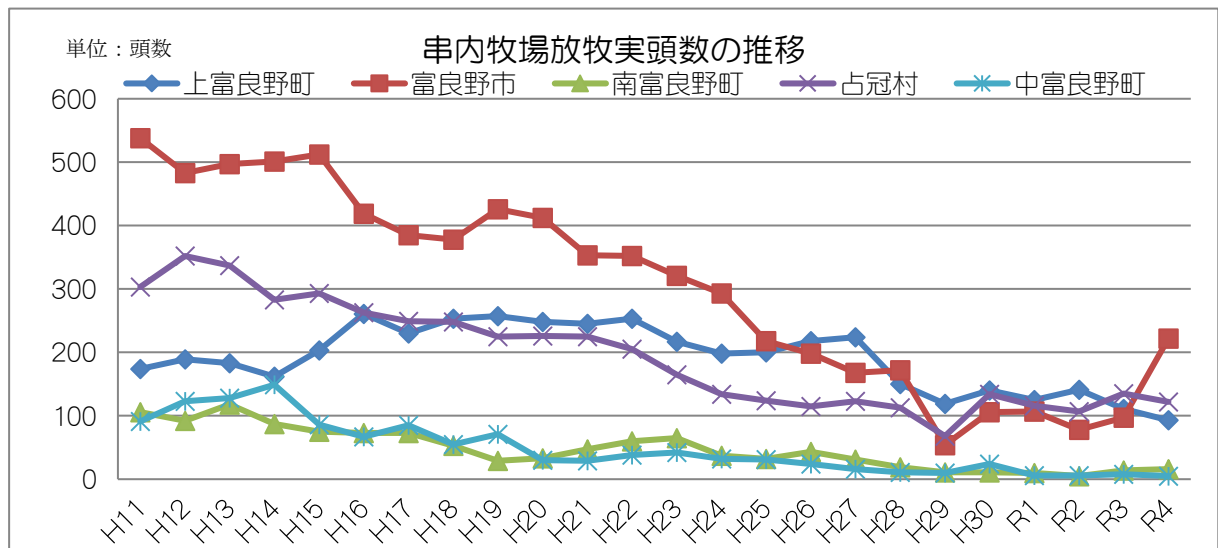
富良野沿線（ふらの沿線地域畜産クラスター協議会）における畜産クラスター事業の活用や国・北海道・町の各種事業を活用し畜産業の負担軽減に向けた機械の導入や農業DX※（P41用語解説参照）を意識したデジタル技術搭載の作業機等の普及を促進し、労働力の省力化と生産性の効率化を推進します。

飼料生産基盤の強化に向けて、国産飼料の拡大に向けた自家飼料の増産やTMRセンターやコントラクター等の飼料の安定生産に向けた施策は継続して検討し、畜産経営の安定化に向けた取り組みを推進します。

(2) 公共牧場の利用による負担軽減及び経営の安定化

富良野広域連合が運営する公共串内牧場や道営草地畜産基盤整備事業完了により整備された草地や哺育・育成センター等の先進的な施設設備の有効利用を促進し、牛飼養者の負担軽減及び経営の安定化を推進します。





(3) 防疫対策の徹底

家畜伝染病は、発生から終息までに長期間を要することから、新たな発生予防に向けて、家畜自衛防疫組合が主体となり上川家畜保健衛生所や北海道共済組合富良野支所、ふらの農業協同組合等の関係機関と連携し、情報の共有と防疫体制の強化を図ります。

1-3 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

安全で良質な農畜産物を安定的に生産するため、国・北海道の制度や需要実態を見極め、食品の安全確保と食品に対する消費者の信頼の維持を図り、クリーン農業など環境と調和した持続的な農業を推進します。また、生産者をはじめ、流通・加工関係者や消費者など、町民との協働のもと、人々の生命と健康を支える「食」の安全・安心を確保するとともに、低コスト・省力化の取り組みを推進することで食料を安定供給するための基盤の体制維持を図ります。

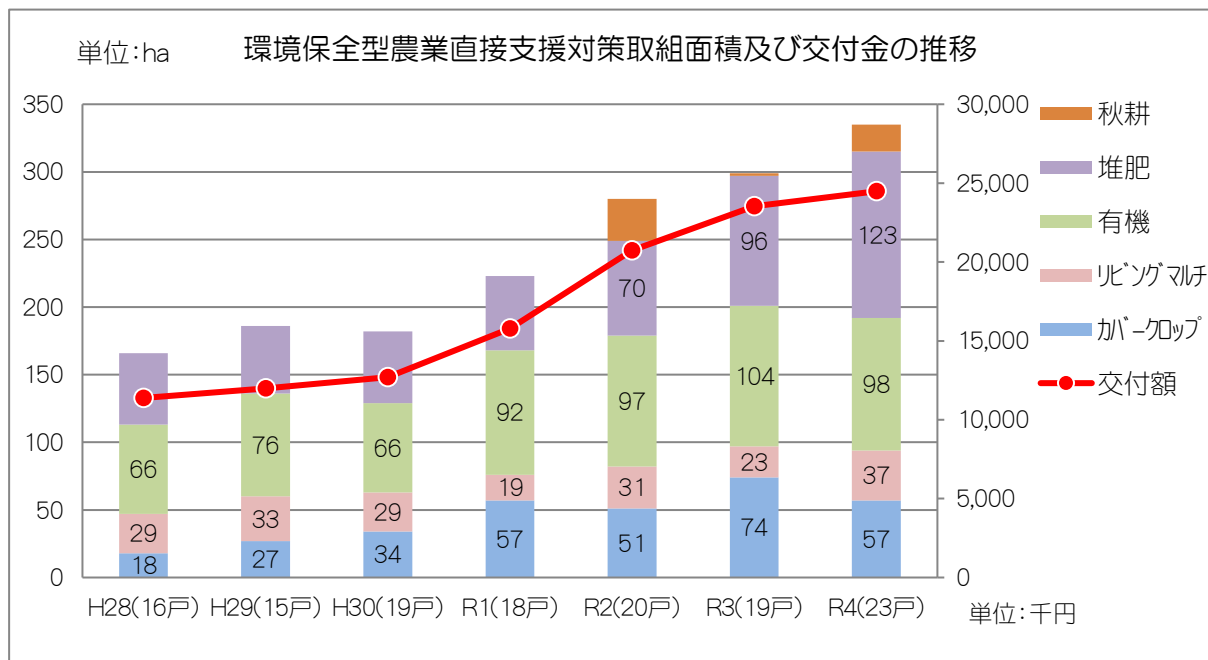
これらを実現するため、環境保全型農業直接支払交付金事業を活用した化学農薬・肥料低減や有機農業等の取り組みを推進するとともに、北海道独自の栽培基準である「Yes, Clean」制度の取り組みを推進します。また、農業生産体制における農業生産工程管理を取り入れた食品安全や環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するGAP認証の取得に向けた取り組みを推進します。

このほか環境への影響に配慮するため遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止を図る取り組みを推進し、遺伝的な多様性の損失や環境破壊の防止を図ります。

堆肥利用による健全な土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となることから、堆肥に関するコントラクター事業は検討しつつ、収量向上に資する土づくりを推進します。また、SDGsを契機とした環境と調和した持続可能な農業の展開や、食品ロスやプラスチックごみへの対処等環境を意識した取り組みを推進します。

(1) 環境と調和した農業の推進

環境保全型農業直接支払交付金事業の推進や、農業生産段階における工程管理手法(GAP)の導入を推進するとともに、肥料や農薬、動物用医薬品、飼料が関係法令に基づき適切に流通、使用されるよう、製造、販売業者や生産者への指導や助言、情報提供の取り組みを推進します。



(2) 食の安全・安定供給

生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進し、良質な農産物の低コスト化を図るため、JA等関係機関と協力し主要農産物等の優良品種に対する種子生産体制の確保と安定供給の取り組みを推進します。

(3) クリーン農業の普及拡大

クリーン農業の普及拡大を促進するとともに、消費者の期待に応えるクリーン農業技術のさらなる高度化や地域の有機資源(たい肥等)の活用を基本とした取り組みを推進します。



(4) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症対応

新たな感染症発生に伴う経済環境の悪化により、食品産業の需要減少や人手不足に陥るなど、多くの課題に対応するため、今後も突発的な各種感染症や感染症以外の状況の変化による影響の課題解決に向けた体制の構築等の対策強化を図ります。

2. 活力に満ち心豊かに暮らしていける農村づくり

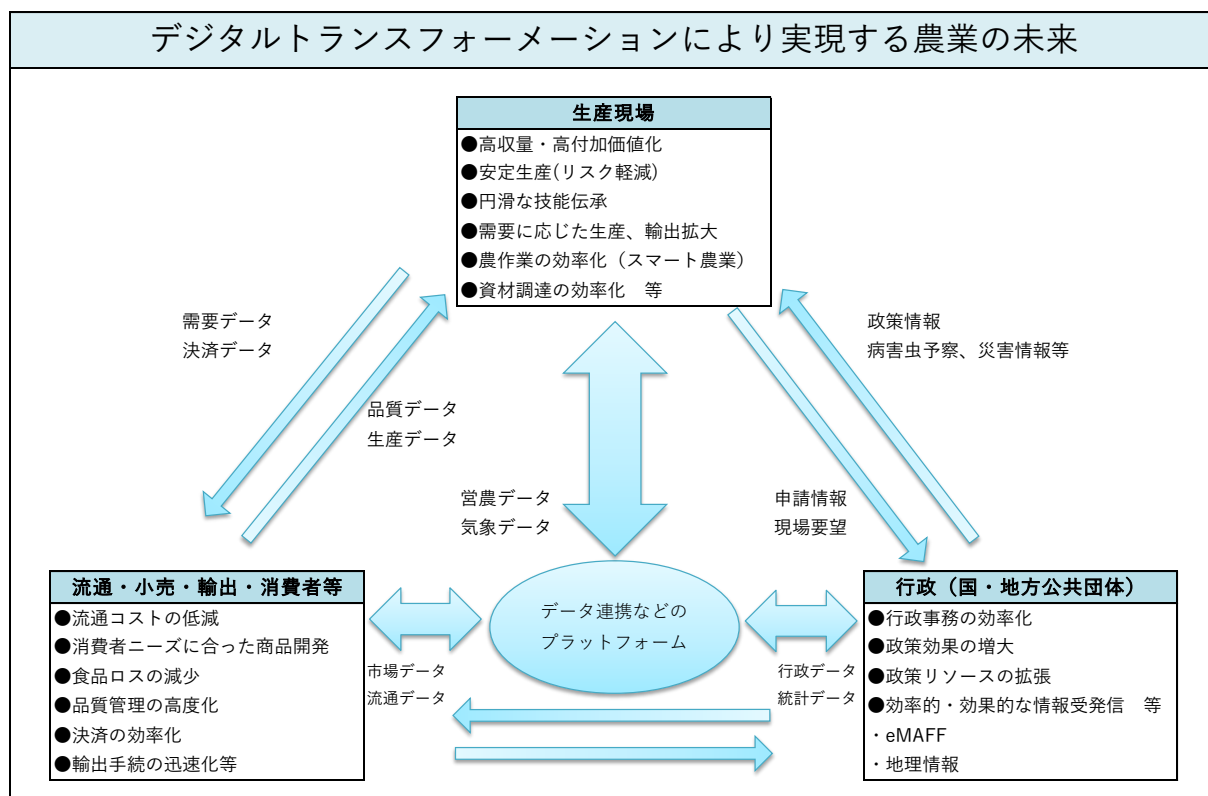
2-1 農業生産の省力化・高品質化等の促進

少子高齢化が一層進み、人口減少や担い手不足により一経営体当たりの経営面積が増大するなか、労働力不足が懸念されます。そうした労働力不足を補うために省力化を目的とした共同利用の農業機械・施設・設備の導入や、機械化・高品質化による商品価値の底上げを図ります。

第8次上富良野町農業振興計画から新たにスマート農業を推進してきました。時代は4Gから5Gへと通信環境は進化拡大し、農業施策を展開していくうえでのデジタル化はスマート農業やAI・ICTのみならず、農業DXといった進化を続ける最先端の科学技術を活用し、あらゆるデータを精度の高い分析に基づいた農業経営により省力化や農畜産物の品質の向上を推進します。

地域の自然条件や農業構造等実態に即したスマート農業の活用事例等の情報収集や研究を行い、新たな農業生産技術の普及促進と有効活用を推進します。

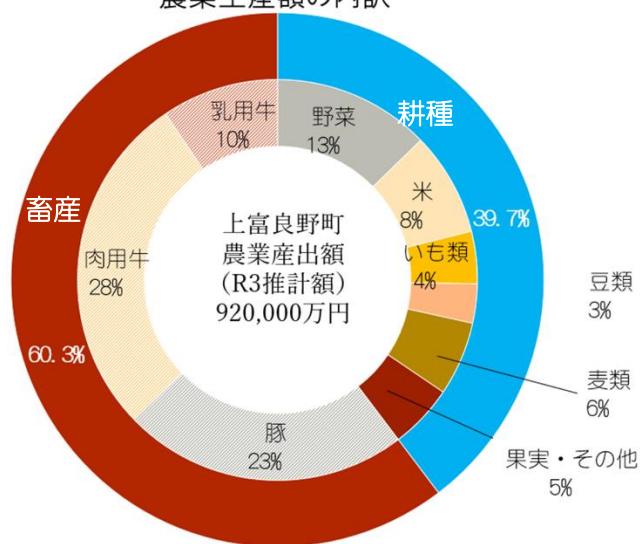
今後も高収益につながる作物に特化した生産を促すため、ハウス等の栽培施設及び作業機導入などを支援することにより、生産コストの低減と産地拡大を図り、収益向上による経営の安定化や産地の競争力強化に向けた取り組みを推進します。



(1) 安定した経営に向けた合理化の推進

農地集積等による経営規模の拡大や、複合経営等の営農形態が変化するなか、安定した経営を目指すべく、現在高騰している生産資材の使用低減の取り組みを進め、経営規模の拡大や営農改善に見合った農業所得の確保・向上に繋がるよう、新技術の導入による収益性の向上や高性能な農業機械や施設の共同利用等の合理化を推進します。また、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」より主たる経営者の所得目標下限値は440万円とします。

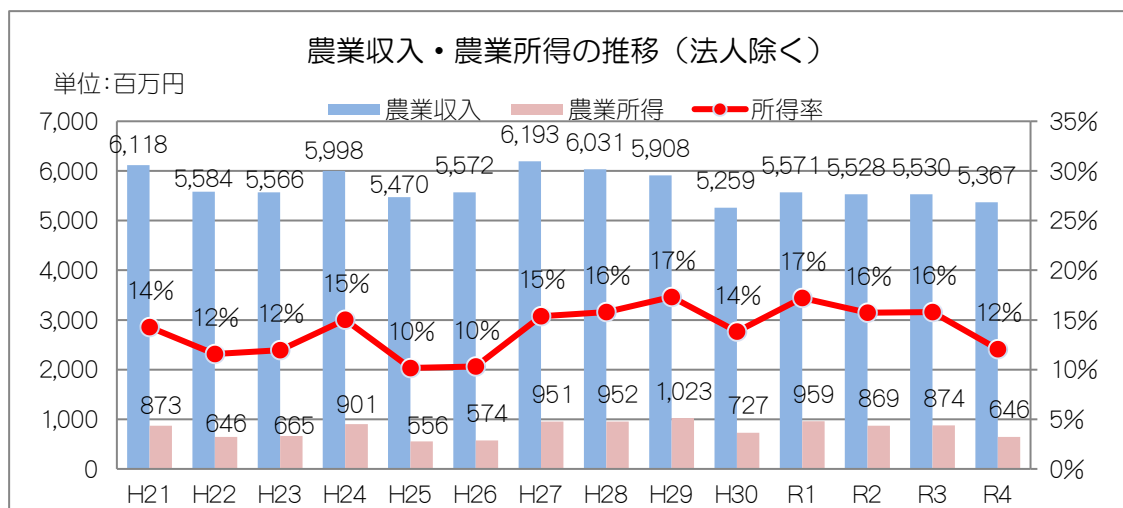
農業生産額の内訳



単位：百万円

農産物種類	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	
耕種	米	770	830	810	910	830	880	880	770
	麦類	230	320	270	300	290	390	390	550
	豆類	460	450	270	470	400	340	340	290
	いも類	420	500	610	540	430	500	500	390
	野菜	1,470	1,530	1,510	1,420	1,520	1,240	1,240	1,170
	果実	20	20	20	20	10	40	40	40
	工芸農作物	290	320	270	310	210	240	240	210
	その他作物	80	60	60	80	100	90	100	110
	耕種計(ア)	3,740	4,030	3,820	4,050	3,790	3,720	3,720	3,530
	畜産	肉牛	850	1,020	980	1,060	1,200	2,250	2,250
乳用牛		800	870	940	970	1,000	870	870	870
豚		3,420	3,250	3,170	3,450	3,290	2,120	2,120	2,120
その他畜産物		-	-	-	-	-	100	100	120
畜産計(イ)		5,070	5,140	5,090	5,480	5,490	5,340	5,340	5,670
合計(ア+イ)	8,810	9,170	8,910	9,530	9,280	9,060	9,060	9,200	

- ・農業生産推計額（農林水産省 農林業センサスからの推計額）
- ・表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。



(2) 各種補助事業活用による機械・施設等の導入の推進

国や北海道による機械・施設・設備等の導入事業の活用や事業資金の金利負担を軽減する利子補給制度を活用し、高額な導入費用を抑え経営の圧迫を防ぎます。また、演習場周辺農業用施設設置助成事業の活用による付加価値向上等を図るための高性能な農業機械や集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備等を推進します。

(3) 収益向上作物の促進

園芸作物の産地形成及び農業経営の安定のため、収益向上作物導入支援事業を継続して実施し、対象作物や意欲的な担い手の拡大に向けた取り組みを推進し、高収益作物生産の促進を図ります。

(4) 新技術・農業DXの促進

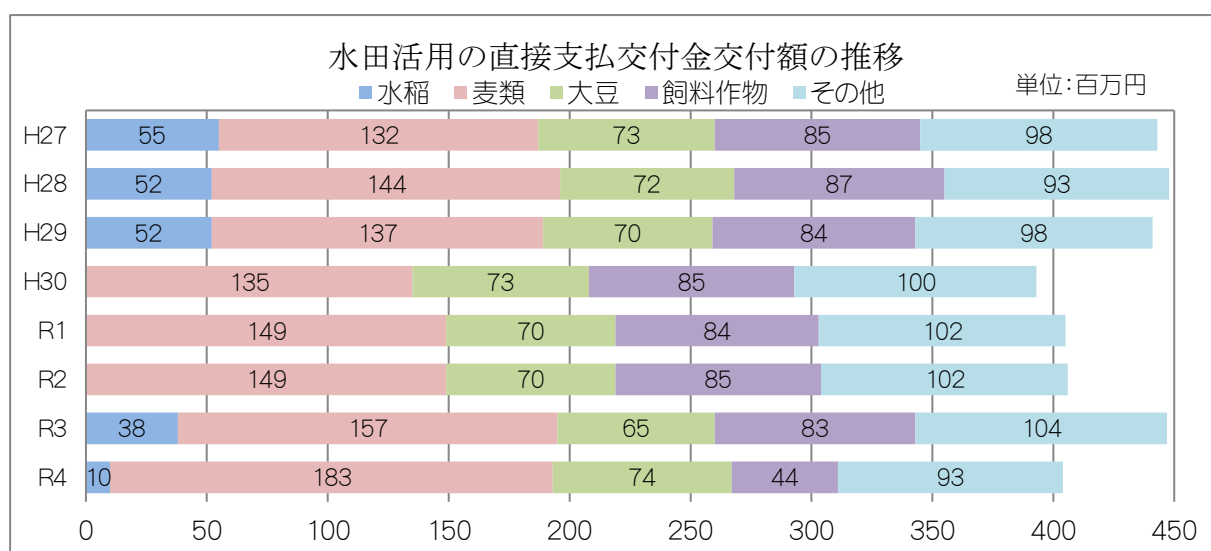
新技術による、生産性・収益性・作業効率の向上に取り組む農業者を支援します。自動操舵トラクターや農業用ドローンなどのITやロボットを活用したスマート農業のみならず、生産・流通等あらゆる分野においてデジタル化とデータ解析技術を導入した、農業全体における最先端の科学技術やデータ利活用を推進します。

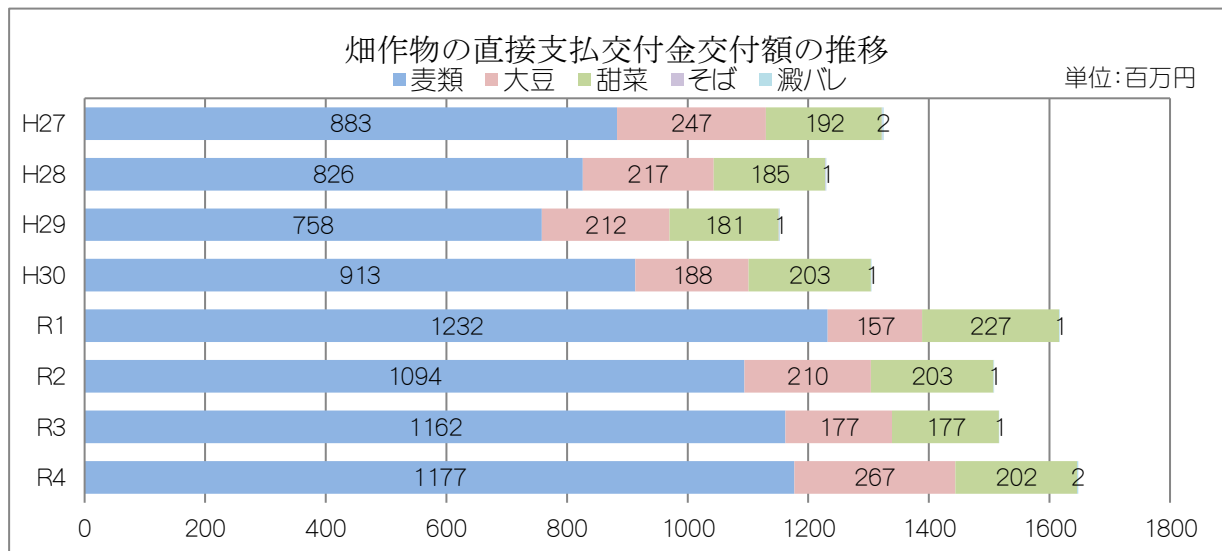
農業行政においては、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を利用することで手続きの簡素化や申請のデータ化を進めることで効率化を図り、農業経営者の利便性向上を図ります。

(5) 地域農業再生協議会の機能強化

経営所得安定対策等の着実な実施を図るため、水田活用直接支払交付金の交付対象水田の見直しによる畑地化促進等といった各種制度変更や方針転換に対応できるよう対象者への周知、運用を図るとともに、本町の実情に即した支援により農業所得の安定を図っていきます。

また、今後国からの生産振興の要請等により再生協議会の役割が高まることから、国や北海道の各種支援事業に柔軟に対応するため協議会運営に関わる各組織団体と連携し体制の強化を図ります。





2-2 農畜産物の消費の拡大

地元の生産者と関係機関の協力で「地産地消」を促進し、引き続き普及活動を推進します。学校給食では町内産農畜産物を使用し、自給率向上と地産地消の促進を図り、食育活動も安全で良質な地場産品を理解してもらい取り組みを推進します。消費者のニーズに応える流通確保に向けた調査研究を進め、地域社会と連携し、今後も地域の特色を活かした地元農畜産物のブランド力の維持・強化に向けた取り組みを推進するとともに、消費拡大と収益向上に向けた産地直売や流通販売の方法や施設整備等の地域発展に向けた取り組みを推進します。

(1) 各種イベントの活用や学校給食との連携による地産地消に向けた取り組み

各種地場産農作物のPRイベントへの参加により町内外における消費の拡大を促し、地産地消を促進します。学校給食における町内産農畜産物の使用により生産と消費の理解を促進し、自給率向上と食への関心を高め、地域農業の理解と地産地消を促進します。また、地場野菜の安定供給に向けた販路・保存方法等手法の研究を推進します。

(2) 食育及び健康づくりに向けた取り組み

食育及び健康づくり事業等での本町の農業の理解深化に向けた取り組みと、地場産農産物の積極的な活用を推進します。

(3) 地場産品販売拠点施設（直売所）の活用

地元農畜産物の消費拡大に向けた生産者と消費者との理解深化の促進、関係づくりを進めるため、引き続きマルシェなど直売イベントや商業店舗内直売コーナーなどの支援協力を進めるとともに産地直売や流通販売の方法や常設の施設整備等の取り組みを推進します。

2-3 都市・農村交流と6次産業化の促進

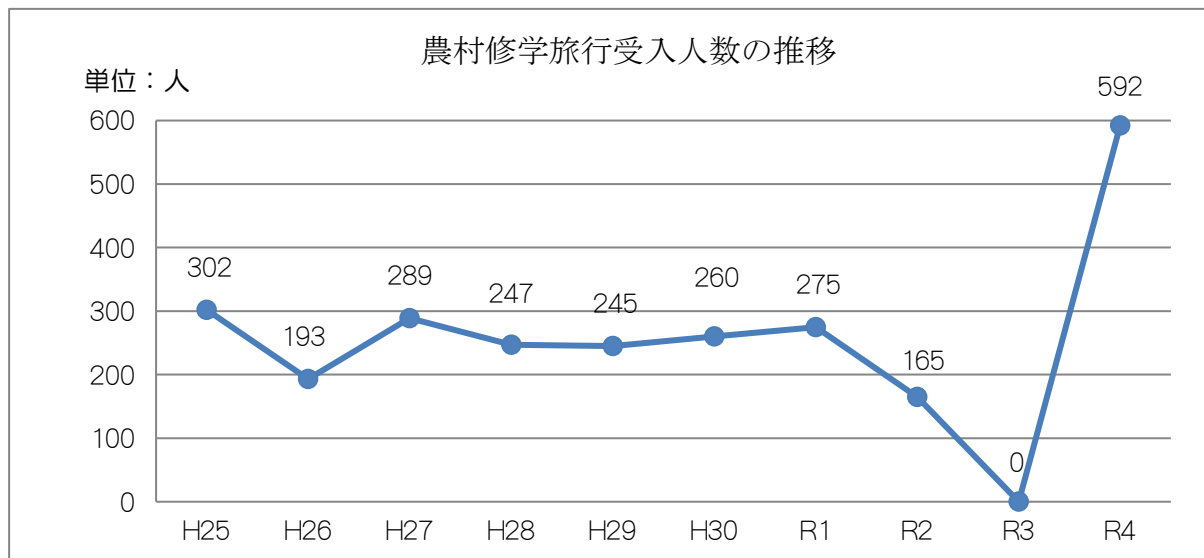
6次産業化の取り組みでは、地域農業の活性化と雇用機会の拡大を目指し、地場産の特産品開発に向けた国の「農山漁村発イノベーション事業」などを活用し支援するとともに、ふるさと納税返礼品や各種イベントでの活用を通じた販路拡大、販売促進を推進します。

生産者と2次・3次事業者のマッチングの促進や新たなブランド化を図ることで生産価値向上を目指します。また、新商品の開発から販売戦略や販路開拓まで、多様な機会を農業者に提供し、需要創出を推進します。地場産品活用の商品開発加工の拠点となる農産物加工実習施設は、引き続き活用を図りながら、将来に向けた施設利用計画の検討を推進します。

本町の農村環境の魅力を最大限に生かしたグリーン・ツーリズムを推進し、都市部と農村の交流を一層推進し、消費者との交流、農業と観光の連携した交流を推進します。

また、将来の地域の支えとなる子どもたちの農業に対する理解を深めるためにも、農業体験学習を活用し、美しい景観や新鮮で美味しい農畜産物など、農業をより身近に感じてもらえるような取り組みを推進します。

農福連携や中山間地域等直接支払制度の活用による地域運営機能の強化を支援するほか、農村が持つ豊かな自然や食を活用した地域の活動計画づくりを支援します。



(1) 6次産業化の推進

6次産業化の新規参入、既存事業者や関係機関及び団体との連携強化を図り、関係者のネットワークづくりや商品開発等の加工販売に向けた取り組みを支援するとともに、ふるさと納税返礼品への活用や各種イベントでの活用を進め、新たな需要、販路開拓や新商品開発を推進します。

(2) グリーン・ツーリズムや農業体験の推進

グリーン・ツーリズム及び農業・農村体験機会の拡充や、子どもや事業者を対象にした農業・農村体験学習機会を設け、恵まれた地域資源である自然環境や豊富な農畜産物の食材などを活用し、都市と農村との交流に資する活動などを推進します。



(3) 地元農畜産物の付加価値に向けた取り組み

地元農畜産物の付加価値を高め、消費者に選ばれる農畜産物や食品のブランド力の向上に向けた普及活動等取り組みを推進します。

(4) 農業・商業・観光との連携

かみふらの十勝岳観光協会や上富良野町商工会をはじめ、観光や飲食関連事業所等の各関係機関と産業間連携のもと、地元農畜産物における利用促進や情報発信を推進し、地域食材を活用した商品開発など、地域資源の活用が図れる体制づくりを推進します。

(5) 生産者と消費者との交流促進

地元農産物を提供する団体の直売イベントや近郊小売店への販売ブース設置等の産消提携の拡充に向けた活動を支援します。また、農産物の直売は生産者と消費者との交流を図る貴重な機会であることや地元農畜産物の品質の高さを理解する機会であるため、継続して支援していくとともに販売企画に協力し参画者の拡大や質の向上の促進を図ります。

(6) 地域コミュニティ活動推進

地域コミュニティ施設の適切な運用管理を実施し、農村地域の自然や景観、伝統文化、生産物など多様な資源を発掘、活用した農村づくりを推進します。

地区名	地区拠点施設名	築年	施設概要	備考
日 新	公民館日新分館	S54	集会室等3・調理室・図書室	
清 富	清富多世代交流センター	H5	集会室等6・講堂	清富分館解体
草 分	草分防災センター	H2	集会室等4・調理室	
里 仁	公民館里仁分館	H21	集会室等2・調理室	
江 幌	公民館江幌分館	S50	集会室等3・調理室	
静 修	静修農業構造改善センター	H 元	集会室2・調理室・図書室	
江 花	公民館江花分館	H15	集会室等2・調理室	
日の出	日東会館	S57	集会室等4・調理室	
島 津	島津ふれあいセンター	H2	集会室等4・調理室	
旭 野	公民館旭野分館	S55	集会室等3・調理室・図書室	
富 原	公民館富原分館	H5	集会室等3・調理室	
東 中	東中会館	S51	集会室等4・調理室・図書室	

表：農村地区交流拠点施設の概要

(7) 商品開発加工施設の活用

地元農畜産物の商品開発、加工、販売を行う農産物加工実習施設は、地場産品活用の重要な拠点であることから、生産者と事業者との研究、交流の促進を推進するため、引き続き既存施設の点検修繕による健全化を図りつつ長寿命化更新計画の検討を進めます。

3. 多様な担い手が活躍する農村づくり

3-1 農業・農村を担う人材の育成

少子高齢化による担い手・労働力不足といった課題を解消するため、各農業関係機関や団体との連携強化を図り、人材確保や経営アドバイス・後継者パートナー対策の支援・情報提供の強化に向けた取り組みを推進します。多様な担い手が活躍できるよう研修・講習の内容を充実させることや、支援プログラムを検討・推進することによって、認定農業者をはじめ後継者や新規就農者の育成・確保を推進します。

女性農業者と高齢農業者の活躍の機会を広げるため、積極的な女性進出を支援し、情報提供と働きやすい環境の整備等の支援の取り組みを推進します。地域参画により女性の声を反映させるとともに、高齢農業者が経験と技術を活かせる環境づくりにも注力し、女性農業者と高齢農業者がより活躍しやすい環境づくりを推進します。

家族単位での農業を営む家族経営体が多くあることから家族経営協定の締結を促進し、就業条件及び農業経営の改善を進めます。また、経営体の法人化による得られる経営の安定や人材確保と福利厚生安定、補助事業における優遇措置や6次産業化への継承など利点を最大限活かせるよう法人化を推進します。

年 度	認定農業者数	新 規		終期到来		再認定		離農等	認定者変更			増減
		個 人	法 人	個 人	法 人	個 人	法 人		法人化	経営移譲	共同申請	
H25	272	4	0	27	0	27	0	▲ 8	0	▲ 2	▲ 1	▲ 7
H26	270	3	1	85	5	84	5	▲ 6	▲ 1	0	3	▲ 2
H27	263	4	1	78	2	73	2	▲ 6	0	▲ 2	1	▲ 7
H28	262	6	1	24	8	22	8	▲ 4	0	▲ 6	4	▲ 1
H29	254	3	1	16	2	16	2	▲ 8	▲ 1	▲ 2	▲ 1	▲ 8
H30	258	4	4	25	1	25	1	0	▲ 3	▲ 2	1	4
R 1	252	5	2	71	5	68	5	▲ 5	▲ 2	▲ 5	2	▲ 6
R 2	237	9	0	57	4	53	4	▲ 8	0	▲ 8	▲ 4	▲ 15
R 3	228	2	1	22	10	20	10	▲ 6	0	▲ 2	▲ 2	▲ 9
R 4	226	2	3	20	4	20	4	▲ 3	▲ 2	▲ 1	▲ 1	▲ 2

資料：認定農業者数の推移

新たな担い手への確かな育成・指導にも繋げるため、優れた農業経営を行いつつ指導的役割を担える方を北海道指導農業士・農業士として活動を支援協力するとともに、指導農業士への受入れ支援を充実させるよう取り組みます。子弟後継者や新規就農者、第三者継承、新規参入事業者など多様な担い手を確保し、円滑な就農に繋げるため、情報の収集提供や研修体制の整備を図るとともに、地域おこし協力隊の活用や農業就学の運営協力など様々な担い手育成に向けた支援を推進します。

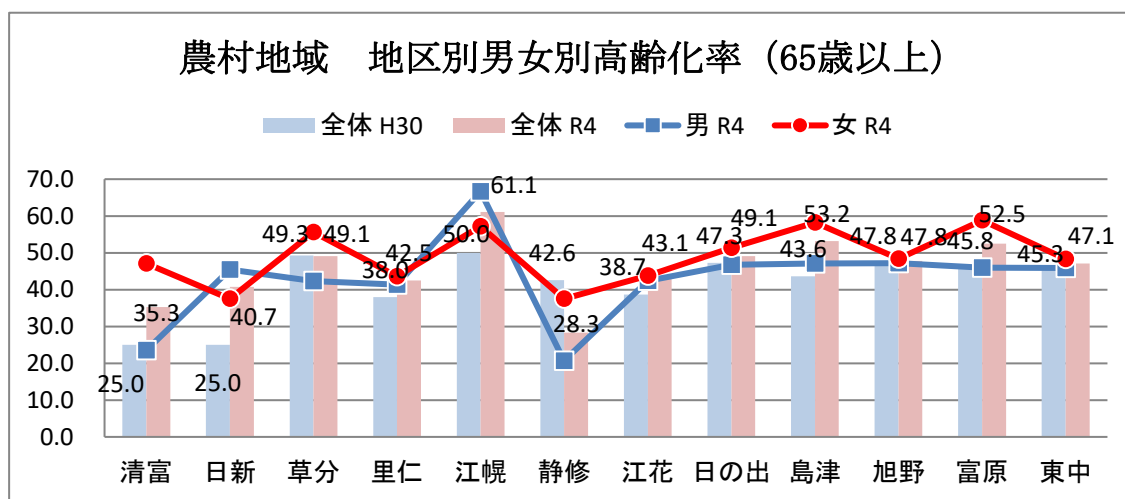
緑峰高校 農業専攻科入学者数										単位：人
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
2	0	2	1	2	0	3	2	3	0	

(1) 地域の中心的担い手の育成と確保

農業経営・技術・戦略習得など多様な研修会の充実を図り、担い手育成の支援に向けた情報提供を実施し、各関係機関との連携機能の強化を図り、担い手の育成と確保を推進します。

(2) 女性農業者・高齢農業者の活躍

女性農業者が一層活躍できる環境整備を進め、男女平等参画に向けた意識啓発と組織登用と運営を推進します。また、高齢農業者が経験と技術を活かせる環境づくりや持続的な農業発展を推進します。



(3) 労働力不足の解消

J A関連事業者などの各種関係機関と連携した人材派遣体制の強化を図るとともに労働力確保に関する情報収集と人材確保の支援協力を推進します。

(4) 新規就農者の育成・確保

将来を担う新規就農者の受入体制の整備を行い、担い手支援事業や就農準備資金・経営開始資金等の各種事業の利用や情報の収集・発信に努め、経営支援センター等の関係機関と連携を図り、円滑な就農から経営安定に向けた取り組みを推進します。

(5) 地域おこし協力隊の活用

ラベンダーをはじめとした本町の特産農作物の生産については、作付面積及び戸数が減少傾向にあるため、農作物の生産支援と将来の担い手を目的に地域おこし協力隊員制度を活用した取り組みを推進します。今後は特産農作物支援のみならず本町農業の想定される様々な課題に対応する活動を踏まえた取り組みを推進します。

3-2 計画的な森林整備の促進

森林管理の適正化を目指した森林整備計画の目標達成に向け取り組みます。また、2022年6月上富良野町は2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロに向けて「上富良野町ゼロカーボンシティ」を宣言し、二酸化炭素等の温室効果ガスと森林による吸収除去量を均一にすることを目標にしました。目標達成のためにも、管理されていない森林の解消を目指し、各種関係機関と連携を図ります。こうした、森林の保全管理活動等は中山間地域等における農地等の維持保全に資することから適正な森林管理を推進します。

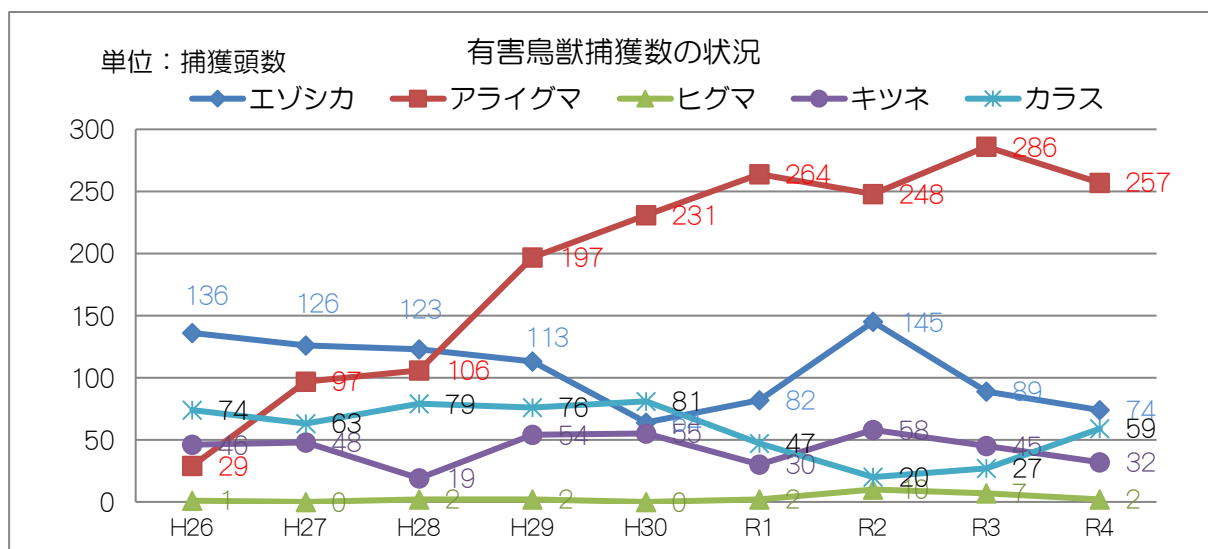
(1) 健全な森林の育成と多面的機能の発揮

健全な森林の育成を図り、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮できるよう、森林組合と連携し森林の保全・整備を推進するとともに、森林法や北海道が定める地域森林計画に基づき、適切な保育、育成を実施します。

3-3 有害鳥獣対策の強化

有害鳥獣は農作物や木材生産に被害を与えるため、被害防止対策が必要となります。農作物被害は年々増加傾向にあり、特にアライグマの個体数の増加が著しく駆除の頭数が加速していることから安定的な農業生産を確保するため対策の強化を推進します。

また、農地がエゾシカやヒグマ等が生息する山林に隣接する農地では、農作物の被害を受けやすい環境から、農業収入の減少や今後の農地保全にも大きな影響があるため、猟友会をはじめ各関係機関の協力のもと、有害鳥獣の実態の把握と捕獲体制の強化を行い、捕獲・駆除に向けた効果的な技術の取得や方法の開発・導入をして農作物被害の軽減を図り、鳥獣被害対策活動への支援を実施し、被害対策の強化を推進します。



農業被害の状況

年度	エゾシカ 捕獲数	被害面積 (ha)	内エゾシカ 被害	被害金額 (千円)	内エゾシカ 被害
H26	136	75	70	21,035	19,780
H27	126	71	65	35,746	34,261
H28	123	54	48	24,296	21,918
H29	113	95	82	28,801	24,746
H30	64	87	75	28,586	24,111
R1	82	94	73	31,711	19,889
R2	145	101	95	31,467	28,220
R3	89	168	115	53,297	38,803
R4	74	100	85	34,435	26,510

(1) 担い手の確保

有害鳥獣被害対策の重要性の理解を深めるため、情報提供や啓発活動を行います。経験豊富な猟友会の専門的な指導のもと、鳥獣被害対策活動への取り組みを推進します。

(2) 有害鳥獣対策における捕獲機材等の充実

ヒグマや特定外来種であるアライグマを捕獲するため、箱わな等の捕獲機材を適宜購入整備し、各農場へ配布を実施します。また、エゾシカ侵入防止用に、電気牧柵を購入し農業者へ資材の貸付を実施し、被害を防止するとともに個体数の減少に向けた取り組みを推進します。

(3) 猟友会と連携し有害鳥獣駆除への協力支援の推進

対象鳥獣捕獲員にて駆除を実施した際に、捕獲数に応じた駆除活動に対し交付金の支給等の助成を行うとともに、捕獲方法に対する情報提供実施などソフト面の充実に向けた取り組みを推進します。

4. 農業関係機関との連携

農業関係機関との連携強化を図り、第9次上富良野町農業振興計画の着実な実行に繋げていきます。

(1) ふらの農業協同組合

「農政部門ワンストップ化」を目的として、ふらの農業協同組合北エリア上富良野事務所内に町の農業部門を置いています（平成29年4月より）。

農業諸施策の円滑な展開・遂行、農業相談や諸手続き利便性向上、JAと町で情報共有と協議体制強化を図り、地域農業者にとって一番身近な農業機関・組織であることから、綿密に連携し、農業経営の発展と地域における農業振興の推進体制強化の取り組みを推進します。

(2) 上富良野町農業委員会

農地の適正かつ効率的な利用の促進や優良農地の確保、さらには地域農業の担い手育成などに連携した取り組みを推進します。

(3) 富良野土地改良区

農業水利施設等の維持管理、農業生産基盤整備の推進主体として、農業振興を担う役割を十分発揮するため、協力体制を堅持し、連携した事業・取り組みを推進します。

(4) しろがね土地改良区

しろがね地区の農業水利施設の維持管理推進主体として、協力体制を堅持し、既存施設の長寿命化対策などについて連携した取り組みを推進します。

(5) 北海道農業共済組合

天候不順や災害による農作物被害の対応など、共済事業・収入保険制度と連動した対策を構築し農業経営の安定・持続につながるほか、畜産の防疫体制を堅持するため連携した取り組みを推進します。

(6) 上川農業改良普及センター富良野支所

様々な研究成果をベースにした共益・実用的な成果を、農業者が知識・技術として習得・活用し、農業経営や農村生活の向上につなげるため連携した取り組みを推進します。

《用語解説》

(五十音順、アルファベット順)

あ行

●遺伝子組換え作物

遺伝子組換え技術（ある生物がもつ有用な遺伝子を取り出して、他の生物に導入することにより新たな性質を加える技術）を用いて作出した作物のこと。

●イノベーション

全く新しい製品やサービスを生み出すこと。それまでのモノ・仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出して社会に大きな変化を起こすこと。

か行

●家族経営協定

家族で営農を行っている農業経営において、家族間の話し合いを基に経営計画、各世帯員の役割、就業条件等を文書にして取り決めたものをいう。この協定により、女性や後継者等の農業に従事する世帯員の役割が明確化され、農業者年金の保険料の優遇措置の対象となるほか、認定農業者制度の共同申請等が可能となる。

●グリーン・ツーリズム

緑豊かな農村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しみながら、ゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動のことで、農業生産活動や農産物を仲立ちとした人的な交流を主体としたものを指す。

グリーン・ツーリズムを受け入れる農村の対応には、ファームイン、ファームレストラン、直売所、観光農園、市民農園などがある。

※ファームイン

農家民泊、農泊のこと。近年では農村地域において、ファームインを通してその自然や文化、人々との交流を楽しみながらゆとりある休暇を過ごす滞在型の余暇活動が進められている。

●クリーン農業

環境保全型農業のことで、堆肥等の有機物の施用などによる土づくりに努め、化学肥料や化学合成農薬の使用を必要最小限にとどめるなど、環境の調和に配慮した農業。

※化学肥料

肥料のうち化学合成されたものをいい、化学合成とは、化学的手段（生活現象に関連して起こる発酵、熟成等の化学変化を含まない。）によって化合物及び元素を構造の新たな物質に変化させることをいう。

●耕作放棄地

もともと農用地として使用されていた土地で、過去1年以上管理されずに放置され、今後とも肥培管理を行う意思のない土地のこと。

●コントラクター

農作業機械と労働力を有して、農家から農作業を請け負う組織のこと。農業者による営農集団や農業協同組合のほか、民間企業によるものがある。

さ行

●指導農業士

次代の農業の担い手として積極的な意欲と能力を有する者の育成指導や地域農業の振興等に対する助言、協力を行う優れた農業者のこと。道は北海道指導農業士として認定している。

●食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を有し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

●食料自給率（供給熱量ベース、生産額ベース）

国民の食料消費が、国内の食料生産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。食料全体における自給率を示す総合食料自給率は、供給熱量ベース（カロリーベース）と生産額ベースの2通りの方法で算出されている（畜産物については、輸入した飼料を使って国内で生産した分は、国産には算入されていない）。

●スマート農業

ロボット技術やICTなどの先端技術を活用し、超省力化や高品質生産などを可能にする新たな農業のこと。

た行

●地産地消

地域で生産されたものをその地域で消費すること。道内各地で農業者による新鮮な地場産品の直売や農業者等と消費者の交流活動など、多様な取り組みが展開されている。

●デジタル化

IoTやAI、クラウドといったデジタルテクノロジーを使って、既存製品の付加価値を高めたり、業務の効率化を図ったりすること。

●デジタルトランスフォーメーション

デジタル化にとどまらず、デジタルテクノロジーを駆使して、経営や事業の在り方、生活や働き方を変革すること。

●認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であるとして、市町村等から計画の認定を受けた者のこと。

●農業経営体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が次のいずれかに該当する事業を行う者のこと。①経営耕地面積が30アール以上の規模の農業②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数、その他の事業の規模が一定の基準以上の農業③農作業の受託の事業農業経営体は1世帯（雇用の有無を問わず、また、一戸一法人を含む。）で事業を行う家族経営体と、複数戸法人など家族経営体以外で農産物の生産若しくは農作業の受託のみを行う組織経営体に分類される。

●農業産出額

農業生産活動による品目ごとの生産数量（再び農業に投入される種子、飼料作物等の中間生産物を控除した数量）に、品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求められたもの。

●農業DX

ITやロボットを活用した農業のスマート化だけでなく、食や健康の領域まで視野に入れた概念です。個別の農業生産（営農）に加えて、流通や販売、マーケティング、ブランディング、廃棄物処理、CO2排出対策なども含めた農業全体を、最先端の科学技術やデータ活用を通じて変革しようとするもの。

●農業法人

農地等の利用の有無にかかわらず、農業を営む法人の総称。

●農福連携

農業と福祉が連携し、障がい者等の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者等の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取り組みのこと。

●農泊

農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」のこと。なお、「農泊」は農林水産省の登録商標であり、地域の中で「宿泊」、「食事」、「体験」を提供できる形を備えていることが必要とされている。

●農地の集積・集約化

農地の集積とは、農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大

することをいう。農地の集約化とは、農地の利用権を交換すること等により、農地の分散を解消することで農作業を連続的に支障なく行えるようにすることをいう。

は行

●豚熱

CSF ウイルスによって引き起こされる豚やイノシシの伝染病であり、発熱、食欲不振、元気消失等の症状を示し、強い伝播（でんば）力と高い致死率が特徴。アジアを含め世界では本病の発生が依然として認められる。我が国は、平成 19（2007）年に清浄化を達成したが、平成 30（2018）年 9 月に 26 年ぶりに発生した。なお、豚、イノシシの病気であり、人に感染することはない。

や行

●有機農業

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組替え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業のこと。有機農業の推進に関する法律第 2 条で定義されている。

●遊休農地

農地法第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当するもので、過去 1 年以上作物を栽培せず、耕作できる状態が保たれていない農地又は周辺農地と比較して利用程度が著しく低い農地のこと。

●優良農地

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地のこと。

ら行

●酪農ヘルパー

酪農家に代わって、搾乳や飼料給与などの作業に従事する人のこと。酪農家は、朝夕 2 回の搾乳作業などにより、1 年を通じて休みが取りにくい実態にあるが、酪農ヘルパーの利用により休日の確保が可能となる。

●6 次化産業

1 次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を活かしたサービスなど、2 次産業や 3 次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組み。

● **AI (Artificial Intelligence)**

人工知能のこと。学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステム。

● **EPA/FTA**

EPAはEconomic Partnership Agreementの略で経済連携協定、FTAはFree Trade Agreementの略で自由貿易協定のこと。物品の関税やサービス貿易の障壁などを削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定をFTAといい、FTAの内容に加え、投資ルールや知的財産の保護なども盛り込み、より幅広い経済関係の強化を目指す協定をEPAという。

● **GAP (ギャップ)**

Good Agricultural Practice (農業生産工程管理)の略で、農業において、食品安全、環境保全、労働安全などの持続可能性を確保するための生産工程管理の取り組みのこと。

● **GNSS (Global Navigation Satellite System)**

人工衛星からの信号を受信することにより、世界のどこにいても現在位置を正確に割り出すことができる測位システムのこと。GPS (Global Positioning Systemの略)は、GNSSの一つで、米国によって運用される衛星測位システムのこと。また、RTK (Real Time Kinematicの略) -GNSSは、GNSSの測位方式の一つで、補正位置情報をリアルタイムに算定し移動局の測位を行うもの。

● **GPS (Global Positioning System)**

全地球測位システム。人工衛星からの発射される信号を用いて位置や時刻情報を取得するシステム。農業分野では、圃場計測、農作業履歴の記録、農作業機械と連動した運転支援や作物情報の収集、資材散布の効率化等への実用化がされている。

● **ICT (Information and Communication Technology)**

情報通信技術の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報や通信に関する技術の総称。

● **IoT (Internet of Thing)**

モノのインターネットのこと。世の中に存在する様々なモノがインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。

● **SDGs (持続可能な開発目標)**

Sustainable Development Goalsの略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、令和12年(2030年)を期限とする国際社会全体の開発目標のこと。飢餓や貧困の撲滅、経済成長と雇用、気候変動対策など包括的な17の目標を設定。法的な拘束力はなく、各国の状況に応じた自主的な対応が求められる。

●Society5.0（ソサエティ5.0）

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

●TMR（Total Mixed Ration）

粗飼料や濃厚飼料等を混合し、牛が必要としているすべての栄養素をバランスよく含んだ飼料のこと。栄養的に均一で選び食いができないという特徴がある。これを専門的につくり、農家に供給する施設をTMRセンターという。

●T P P（Trans-Pacific Partnership）

環太平洋パートナーシップのこと。TPP協定はアジア太平洋地域において物品関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で21世紀型のルールを構築する経済連携協定。平成28年（2016年）2月に12カ国が協定に署名したが、29年（2017年）1月に米国が離脱を表明したため、11カ国が協定の早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年11月にTPP11協定（CPTPP:Comprehensiveand Progressive Agreement for TPP）が大筋合意し、30年（2018年）3月に署名が行われ、12月30日に発効された。

●YES! c l e a n表示制度

おいしくて、カラダにも地球にも優しい自然由来の農産物であることを保証する、北海道独自の表示制度のこと。道内で生産された農産物を対象に、農産物ごとに定められた化学肥料・化学合成農薬の使用の削減など、一定の基準を満たした生産集団が生産・出荷する農産物に、「YES!cleanマーク」を表示し、併せて化学肥料や化学合成農薬の成分使用回数などの栽培情報を消費者に知らせ、「北のクリーン農産物表示要領」に基づくもの。

●R C E P（Regional Comprehensive Economic Partnership）

RCEP協定は世界のGDP、貿易総額、人口の約3割を占める地域の大型協定。日本や中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟10カ国の計15カ国が参加する「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」が2022年1月1日に発効。同協定は、市場アクセスの改善、知的財産や電子商取引などの幅広い分野のルール整備を通じて、地域における貿易・投資の促進およびサプライチェーンの効率化、そして自由で公正な経済秩序の構築への貢献が期待される協定。

●T A G（Trade Agreement on Goods）

「日米物品貿易協定」のこと。日米がお互い輸出入する農産物、自動車、工業製品も含めたすべてのモノ（goods）にかけている関税の削減や撤廃などを取り決めようとする貿易協定。

金融・投資やサービスの自由化にも範囲が及ぶ自由貿易協定（FTA）は、モノの関税以外の分野も入っていたが、TAGは交渉の範囲がモノに絞られている点が大きな特徴となっ

ている。

農林業 主要施策

農林業

- 農業・農村を担う人材の育成
- 農業生産基盤の充実
- 農業生産の省力化・高品質化の促進
- 畜産の振興
- 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進
- 農畜産物の消費の拡大
- 都市・農村交流と6次産業化の促進
- 計画的な森林整備の促進
- 有害鳥獣対策の強化

成果指標（ベンチマーク）

指標名	単位	令和4年度 (実績値)	令和10年度 (目標値)	備考
認定農業者率	%	94.2	95.5	R4 認定農業者数 226人
農業生産法人数	法人	42	54	
新規就農者数及び農業後継者数 (計画期間中累計)	人	18	18	
耕作放棄地面積	ha	11	0	
農業生産額（農業センサス結果）	百万円	9,200	9,220	

めざす姿

1. 持続可能で生産性の高い農村づくり

1-1 農業生産基盤の充実

- (1) 農業生産基盤の整備
- (2) 農業・農村の多面的な機能を発揮する取り組み
- (3) 上富良野町集落協議会の機能強化
- (4) 優良農地の確保と耕作放棄地の発生予防
- (5) 農地農業水利施設の保全・維持管理
- (6) 国営、道営、団体営などの公共事業の活用
- (7) 農作業及び農村地域における安全対策

1-2 畜産の振興

- (1) 畜産経営の安定・生産性の効率化に向けた取り組み
- (2) 公共牧場の利用による負担軽減及び経営の安定化
- (3) 防疫対策の徹底

1-3 食の安全・安心と環境に配慮した農業の促進

- (1) 環境と調和した農業の推進
- (2) 食の安全・安定供給
- (3) クリーン農業の普及拡大
- (4) 新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症対応

2. 活力に満ち心豊かに暮らしていきける農村づくり

2-1 農業生産の省力化・高品質化等の促進

- (1) 安定した経営に向けた合理化の推進
- (2) 各種補助事業活用による機械・施設等の導入の推進
- (3) 収益向上・作物の促進
- (4) 新技術・農業DXの促進
- (5) 地域農業再生協議会の機能強化

2-2 農畜産物の消費の拡大

- (1) 各種イベントの活用や学校給食との連携による地産地消に向けた取り組み
- (2) 食育及び健康づくりに向けた取り組み
- (3) 地場産品販売拠点施設（直売所）の活用

2-3 都市・農村交流と6次産業化の促進

- (1) 6次産業化の推進
- (2) グリーン・ツーリズムや農業体験の推進
- (3) 地元農畜産物の付加価値に向けた取り組み
- (4) 農業・商業・観光との連携
- (5) 生産者と消費者との交流促進
- (6) 地域コミュニティ活動推進
- (7) 商品開発加工施設の活用

3. 多様な担い手が活躍する農村づくり

3-1 農業・農村を担う人材の育成

- (1) 地域の中心的担い手の育成と確保
- (2) 女性農業者・高齢農業者の活躍
- (3) 労働力不足の解消
- (4) 新規就農者の育成・確保
- (5) 地域おこし協力隊の活用

3-2 計画的な森林整備の促進

- (1) 健全な森林の育成と多面的機能の発揮

3-3 有害鳥獣対策の強化

- (1) 担い手の確保
- (2) 有害鳥獣対策における捕獲機材等の充実
- (3) 猟友会と連携し有害鳥獣駆除への協力支援の推進

4. 農業関係機関との連携

- ・ ぶらの農業協同組合
- ・ 上富良野町農業委員会
- ・ 富良野土地改良区
- ・ しるがね土地改良区
- ・ 上川総合振興局南部樹地出張所
- ・ 北海道農業共済組合
- ・ 上川農業改良普及センター富良野支所

施策の方針

施策の展開

「多様な人材が活躍する、活力と魅力あふれる農業・農村づくり」

資 料

- 1 第8次上富良野町農業振興計画総括・評価表
- 2 家族協定締結状況
- 3 串内牧場入牧頭数の推移
- 4 道営事業の推移
- 5 中山間事業直接支払：歳入・歳出
- 6 国庫補助による農業機械導入の推移
- 7 町の農業支援対策単独事業実績
- 8 第9次農業振興計画及び地域計画の作成に向けた農業経営に関する調査

第8次 上富良野町農業振興計画総括及び評価表

基本目標	基本方針	具体的な取組	施策の展開方向と取組内容	成果と評価	課題と今後の方向性	第9次の項目
			<ul style="list-style-type: none"> 経営所得安定対策制度や産地交付金制度の効果的活用により、農業所得の安定に繋がっていきます。 生産から消費に至るまでの食の安全・安心の確保に関する施策を総合的・計画的に推進します。 遺伝子組換え作物と一般作物との交雑・混入の防止を図る取組みを推進します。 産地の競争力強化に向け、生産コストの低減や高収益作物の導入、付加価値向上等を図るための高性能な農業機械や集出荷貯蔵施設、加工施設など生産・流通体制の整備などを推進します。 良質な食料の安定供給 	<p>標準的な生産と販売の差額相当分と標準収入の補填分を交付することができた。また、水田の転換作物は地域裁量による特色を生かした幅広い品目を産地交付金に設定したことで、実情に合わせた支援ができ、経営所得の安定化が図られた。</p> <p>食の安全・安心の確保の施策として、生産工程管理（GAP）制度による食品安全の管理手法導入に向けた情報提供と取組みの実践、認証制度の活用のほか北海道が推奨するクリーン農業の実施等を総合的に推進してきた。</p> <p>遺伝子組換え（GM）作物の取扱い、飼料安全法及びカルタヘナ法等の関係法令に基つき安全性が確保されたもののみ届出により生産が可能であり、遺伝子組換え作物生産の状況については、JAと連携し、生産の実態把握に努めてきた。</p> <p>高収益につながる作物に特化した生産を促すため、ハウス等の栽培施設及び作業機導入に対する補助事業を実施し、産地拡大と収益向上により経営の安定化につながった。また、スマート農業をはじめとした機能向上を目的とした農業機械の新設、更新やJA集出荷貯蔵施設、加工施設等の整備により生産・流通体制が拡充され、産地の強化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益向上作物生産事業要綱(H28.4策定) <ul style="list-style-type: none"> ・H31 11件（新規：6件 更新：5件） ・R02 9件（新規：8件 更新：1件） ・R03 10件（新規：6件 更新：4件） ・R04 8件（新規：6件 更新：2件） ・R05見込 8件（新規：6件 更新：2件） ・合計 46件 <p>基幹畑作物の小麦、大豆、馬鈴薯の優良品種の種子利用については、JAと連携し、生産体制の確立を継続して実施してきた。</p> <p>畜産クラスター関連事業である富良野圏域の畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業に取り組み、機械導入等を実施することにより、畜産生産基盤の強化と収益性の向上に努めた。</p> <p>地域農業再生協議会が実施主体となる各種の事業について、対象者への案内、取りまとめを実施してきたことで、農業者の要望に応じた事業の利用につながった。</p> <p>稲作経営においては、農業及び肥料を減量した栽培技術を取り入れた「YESclean」制度の生産基準により、継続した取組みを進めた。また、環境保全型農業直接支払交付金事業の活用を促進したことでエコファーマー、有機JAS、GAP認証者の取組み面積が拡大し、環境負荷の低減が図られた。各認証取得を国が支援しており、新規有機JAS認証をR3年に1件受けている。</p> <p>食の安全・安心の確保、将来の地域ブランド化に向けた重要な施策として、生産工程管理（GAP）制度による管理手法の情報提供と環境保全型事業の取組み実践により、GAP制度の促進を図ってきた。また、GAP認証のための技術習得、認証を国が支援しており、町においても中山間事業スキルアップ事業により認証取得の支援を実施してきた。しかしながら、一部の管理手法の導入、活用している取組み事例はあものの制度認証を受けている事例は少ない。</p> <p>肥料取締法の遵守の徹底や、動物用医薬品の適切な管理運営に努めた。地域においても飼料安全法等法令を遵守することで、飼料の安全性の確保と農畜産物生産の安全確保に努めた。</p> <p>家畜飼養者へ家畜排せつ物法に基づき管理基準を遵守するよう定期的に指導を行うとともに、ワクチン接種をはじめ農場内外の消毒活動など定期的な防疫、衛生対策を実施した。また、町内でH29年及びR3年に発生した牛ヨネ病の清浄化を継続して実施した。</p> <p>農村地域の森林が持つ多面的機能について、理解の浸透のための啓蒙に努めた。森林の保全については、地区森林組合と連携し、森林経営計画に基づき民有林の適切な施策を実施し、維持管理に努めた。</p>	<p>水田の転換畑作物については、主要品目の地域振興作物への位置付けによる地域の特長性に対応した取組みと高収益作物の導入促進による収益力強化の取組みを引き続き推進していく。また、転作に対しては令和8年までの畑地化に向けた制度運用が示されていることから、今後も種々生産振興施策の動向を注視しながら効果的な施策や制度の活用を図り、引き続き農業所得の安定化につなげる。</p> <p>地域農業が持続していくためには欠くことのできない取組みであることから、今後もクリーン農業、環境保全型農業、GAPの取組み等の促進を図るための支援を継続するとともに食の安全・安心に関する必要な施策の研究・検討を進めていく。</p> <p>町内におけるGM作物生産は確認されていないが、関係法令により厳しい生産条件があるため、将来の流通拡大に備えて取扱いに対する情報提供が必要となる。引き続き交雑・混入防止策としてGAP食品安全管理手法を取入れるなど管理方法の検討を進める。</p> <p>収益向上作物生産事業は、令和3年度町の事業評価において継続事業として位置付けられたことから、持続可能な事業となるように指定作物の拡大等の制度の見直しを進め、高収益作物の導入促進を図るとともに、品質保持や低コスト輸送体制の高度化などの産地の競争力強化に向けた取組みを推進していく。</p> <p>今後引き続きJAと連携して、種子生産体制の確保と安定供給の取組みを推進する。</p> <p>地域の関係事業者が結集し、地域連携での高収益型の畜産経営を実現するため、今後も畜産クラスターの取組みを推進していく。</p> <p>農業情勢により刻々と変化する支援制度に対応しながら、引き続き戦略作物の生産振興や需要に応じた米の生産の推進により、農業経営所得の安定化を図ることも多様な担い手の育成、確保や農地の利用集積、再生利用等の各種取組みを推進していく。</p> <p>引き続き「YESclean」の取組みを推進するとともに環境保全型農業以外の各種補助事業の取組み要件等においても、化学農薬・肥料低減のメニューを推進し、環境調和に配慮したクリーン農業を拡大に向けた取組みを進めていく。</p> <p>有機農業、環境保全農業は徐々に理解が浸透し、普及も進んでいる傾向にあるが、認証による経済的効果は薄いと認識も多いため、制度管理手法導入による効果等意識の醸成からGAP認証取得までの取組みを促進させるため、引き続き環境保全型農業直接支払交付金事業を中心とした各種事業を展開し、将来の地域ブランド化やSDGsへの貢献を目標に必要施策の推進を図っていく。</p> <p>今後各各種関係法令を遵守するよう周知徹底を図り、農畜産物の生産の安全を確保する。</p> <p>家畜排せつ物には、ふん尿だけでなく、登録肥料以外のたい肥や液肥が含まれるため、適切な管理を進めていく必要がある。また、防疫対策は、多様な家畜伝染病が発生していることから、関係機関と連携し、より一層予防対策を強化していく必要がある。</p> <p>各種の保全・生産機能について、引き続き意識の醸成を図る取組みを進める。また、機能発揮のための森林管理については、現状の適正管理森林面積が北海道の定められる森林吸収源対策推進計画の目標値に達していないことから、計画期間内に目標達成するよう、詳細な現状把握を行い、優先度の高いところから適切な施策を進めていく。</p>	<p>1-3</p> <p>1-3</p> <p>1-3</p> <p>2-1</p> <p>1-3</p> <p>1-2</p> <p>2-1</p> <p>1-3</p> <p>1-3</p> <p>3-2</p>
1. 安全・安心な食料の安定供給と消費者と生産者の結び付き強化		<p>② 環境と調和した農林業の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農業生産段階における工程管理手法（GAP：Good Agricultural Practice）の導入を推進します。 ・肥料や農薬、動物用医薬品、飼料が適正に流通、使用されるよう、それぞれの関係法令に基づき、製造、販売業者や生産者に対する指導、助言を実施します。 ・家畜排せつ物の適正な管理と家畜防疫・衛生対策を推進していきます。 ・健全な森林の育成を図り、森林の持つ多面的機能発揮のため、森林組合と連携し、森林の保全・整備を推進します。 			

基本目標	基本方針	具体的な取組	施策の展開方向と取組内容	成果と評価	課題と今後の方向性	第9次の項目	
			<ul style="list-style-type: none"> 観光、飲食関連事業所での利用促進と情報発信を産業間連携のもと推進します。 学校給食での地元農畜産物の積極的な活用を推進します。 食育及び健康づくり事業等での地元農産物の積極的な活用を推進します。 地場野菜の安定供給に向けた手法（販路・保存方法等）の研究を推進します。 地元農畜産物の付加価値を高め、消費者に選ばれる農畜産物や食品のブランド力の向上に向けた普及活動を推進します。 地域の特色を活かした農畜産物やその加工品のブランド化を推進します 農産物直売の取り組みなど、農商交流の拡充に向けた活動を支援します。 マルシェ（直売所）や直売店舗などを通じた地元農畜産物の消費拡大や生産者と消費者との交流促進、関係づくりを支援します。 各種イベントでの活用促進と特化したイベントの開催を継続して実施していきます。 観光分野との連携による地域食材を活用した商品づくりなど、地域資源の活用を促進します。 	<p>プレミアムビール「まるごとかみふらの」のPRRや、地元の養豚のPRR活動を実施し、コロナ感染症まん延期間は取組が停滞したものの観光協会や小売店、飲食店が協力し、地元農畜産物の利用促進について普及活動を実施した。</p> <p>学校給食に使用している町内産農畜産物の購入ペースで75%自給率を維持し、子どもたちに地元の恵みを伝えることができ、地産地消が図られた。</p> <p>町内支援団体と協力し、町内小学校への総合学習習事業の中で地元農産物についての講座や収穫体験、収穫祭でのイベント開催等により、地場産品による「食」の関わりを増やし、理解を深めた。なお、コロナ感染症のまん延期間は各種事業が中止、縮小になり、取り組みが停滞した。</p> <p>冬期間の地元の野菜販売について、JAと協議を進めてきたが低温管理、CA貯蔵等保管や流通方法、コストの抑制など、価格や生産販売体制等の調査研究を進めたが、課題の整理に留まり、解決方法等の結果までは到達していない。</p> <p>「かみふらのポーク」や「豚さがり」「和牛」は町を代表する農畜産物として地域に根付いており、東中地区における「どぶろく特区」認定や、6次化の新規事業「シェアラート」も地元で生産販売され、ブランド力の向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>地元産の特徴、特性を生かした差別化やブランド化の調査研究を進めきたが、6次化事業以外に新たな発掘、企画はできなかつた。豚肉、牛肉等既存のブランド化商品については、継続してPRRに取り組み促進を図った。</p> <p>地元産品を提供する団体の「かみふらの軽トラ市」が主催する直売イベントや近郊小売店への販売ペース設置等の運営支援により、農業団体の産消交流の拡充に繋がった。</p> <p>町内活動団体による地元野菜の小売店への常設出荷など地域需要に合わせた取組の強化へ支援を行い、理解の浸透につなげた。常設の販売交流施設については、道内外各地の産地直売施設や道の駅等の拠点施設に関する調査研究を行い、事業化に向けた検討を実施してきたが、交流・物産の複合拠点施設整備の構想が保留となっていることから、計画期間内での農畜産物加工、特産品研究部門の独自の施設整備は見送りとした。</p> <p>収穫祭や市町村物産展、さっぽろオータムフェスタなど様々なイベントを通じて、地域ブランドの農畜産品はじめ良質な農畜産物を町内外に提供し、地域イメージの向上につなげる取組を進めた。なお、コロナ感染症のまん延期間については、事業規模が縮小となったが感染対策を講じるなどして可能な範囲で開催した。</p> <p>原料すべてが上富良野産の「まるごとかみふらのプレミアムビール」、「かみふらのポーク豚さがり」の消費拡大など地域資源を活用し、観光部門や推進団体と連携して促進を図った。新規開拓の商品づくりについては、6次化商品に留まった。</p> <p>H30年度企画制作を開始した「泥流地帯」映画化のPRR用として泥流地帯から採れた米を使用した日本酒の商品化を企画し、5年産から酒米を生産を開始した。</p> <p>東中5地区道営経営体育成基盤整備事業は積極的な推進により92%の進捗となった。区画道営農業水利施設保全合理化事業島津第2地区はすべての基盤整備が完了した。区画整理、暗渠排水、ハイプライン化の施工及び換地処分による農地集積により、作業性や生産性が大きく向上、生産物の多様化につながり、併せて実施した町補助事業の受益者負担軽減策により、農業所得の増加から経営の安定化が図られた。</p> <p>平成27年度に開始した北17号道路整備事業が令和3年度に全線が完成し、農道の幅員が広がり、近年の農業機械の大型化の対応や通作等作業の効率化、農産物輸送の円滑化につながり、当該地区の生産性の向上と農村環境の改善が図られた。</p> <p>全長2,684m、橋梁2基</p> <p>道営事業においては、本体補助事業と合わせて事業促進費やパワーアップ事業の上乗せとなる地方負担軽減制度を継続して取り組みを実施した。令和2年度から国の地域指定を受けたため、更に軽減措置の負担率が低減となり、受益者への負担の軽減が図られた。</p>	<p>プレミアムビール「まるごとかみふらの」のPRRや、地元の養豚のPRR活動を実施し、コロナ感染症まん延期間は取組が停滞したものの観光協会や小売店、飲食店が協力し、地元農畜産物の利用促進について普及活動を実施した。</p> <p>学校給食に使用している町内産農畜産物の購入ペースで75%自給率を維持し、子どもたちに地元の恵みを伝えることができ、地産地消が図られた。</p> <p>町内支援団体と協力し、町内小学校への総合学習習事業の中で地元農産物についての講座や収穫体験、収穫祭でのイベント開催等により、地場産品による「食」の関わりを増やし、理解を深めた。なお、コロナ感染症のまん延期間は各種事業が中止、縮小になり、取り組みが停滞した。</p> <p>冬期間の地元の野菜販売について、JAと協議を進めてきたが低温管理、CA貯蔵等保管や流通方法、コストの抑制など、価格や生産販売体制等の調査研究を進めたが、課題の整理に留まり、解決方法等の結果までは到達していない。</p> <p>「かみふらのポーク」や「豚さがり」「和牛」は町を代表する農畜産物として地域に根付いており、東中地区における「どぶろく特区」認定や、6次化の新規事業「シェアラート」も地元で生産販売され、ブランド力の向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>地元産の特徴、特性を生かした差別化やブランド化の調査研究を進めきたが、6次化事業以外に新たな発掘、企画はできなかつた。豚肉、牛肉等既存のブランド化商品については、継続してPRRに取り組み促進を図った。</p> <p>地元産品を提供する団体の「かみふらの軽トラ市」が主催する直売イベントや近郊小売店への販売ペース設置等の運営支援により、農業団体の産消交流の拡充に繋がった。</p> <p>町内活動団体による地元野菜の小売店への常設出荷など地域需要に合わせた取組の強化へ支援を行い、理解の浸透につなげた。常設の販売交流施設については、道内外各地の産地直売施設や道の駅等の拠点施設に関する調査研究を行い、事業化に向けた検討を実施してきたが、交流・物産の複合拠点施設整備の構想が保留となっていることから、計画期間内での農畜産物加工、特産品研究部門の独自の施設整備は見送りとした。</p> <p>収穫祭や市町村物産展、さっぽろオータムフェスタなど様々なイベントを通じて、地域ブランドの農畜産品はじめ良質な農畜産物を町内外に提供し、地域イメージの向上につなげる取組を進めた。なお、コロナ感染症のまん延期間については、事業規模が縮小となったが感染対策を講じるなどして可能な範囲で開催した。</p> <p>原料すべてが上富良野産の「まるごとかみふらのプレミアムビール」、「かみふらのポーク豚さがり」の消費拡大など地域資源を活用し、観光部門や推進団体と連携して促進を図った。新規開拓の商品づくりについては、6次化商品に留まった。</p> <p>H30年度企画制作を開始した「泥流地帯」映画化のPRR用として泥流地帯から採れた米を使用した日本酒の商品化を企画し、5年産から酒米を生産を開始した。</p> <p>東中5地区道営経営体育成基盤整備事業は積極的な推進により92%の進捗となった。区画道営農業水利施設保全合理化事業島津第2地区はすべての基盤整備が完了した。区画整理、暗渠排水、ハイプライン化の施工及び換地処分による農地集積により、作業性や生産性が大きく向上、生産物の多様化につながり、併せて実施した町補助事業の受益者負担軽減策により、農業所得の増加から経営の安定化が図られた。</p> <p>平成27年度に開始した北17号道路整備事業が令和3年度に全線が完成し、農道の幅員が広がり、近年の農業機械の大型化の対応や通作等作業の効率化、農産物輸送の円滑化につながり、当該地区の生産性の向上と農村環境の改善が図られた。</p> <p>全長2,684m、橋梁2基</p> <p>道営事業においては、本体補助事業と合わせて事業促進費やパワーアップ事業の上乗せとなる地方負担軽減制度を継続して取り組みを実施した。令和2年度から国の地域指定を受けたため、更に軽減措置の負担率が低減となり、受益者への負担の軽減が図られた。</p>	<p>地元の生産者の参画をはじめ、事業者等の関係機関が一体となった取組みを発展、拡大させていくため、引き続き普及活動を推進していく。</p> <p>学校給食については、引き続き教育関係機関と連携し、町内産農畜産物の使用を促進を図るとともに自給率の更なる向上を目指す。</p> <p>農業者と消費者が繋がる食育活動は様々な形や価値観があるが、良質な地場産品を使い、さらに安心・安全を理解してもらえよう関係機関と協力し、継続して取組を実施する。</p> <p>あくまで主体が農業者であることから、消費者のニーズに対応する流通を確保する課題が引き続き残る。今後も引き続き有効的な方法や体制の構築に向けた調査研究を進める。</p> <p>今後も引き続き、地元農畜産物の付加価値を高め、消費者に選ばれる農畜産物や食品のブランド力の強化に向けた普及活動を推進します。</p> <p>今後も地域の特色を活かした農畜産物のブランド化を推進し、収益の向上に繋げ、地域のPRとなるよう引き続き推進していく。</p> <p>直売所の開設は、生産者の顔が見え、地元農畜産物の品質の高さを知る貴重な機会であり、今後も直売イベントの運営支援を継続していくとともに様々な販売企画に協力し、参画者の拡大や質の向上を図っていく。</p> <p>地元農畜産物の消費拡大や生産者と消費者の交流促進について、引き続き関係団体等と協力・連携し、機会拡大の取組を推進していく。また、今後の複合拠点施設「道の駅」の構想の進展に合わせて計画検討を再開する。</p> <p>町内での浸透率は高いものがあるが、町外や道外における認知度は一定程度あるもののまだまだ低く、地域イメージ向上の更なる取組が必要なことから、生産者と協力し、継続して実施する。</p> <p>引き続き既存の特産品や6次化商品のPRを進めるとともに新たな商品開発を検討していく。</p> <p>早期の完成による効果発現を念頭に引き続き積極的に推進していく。また、地域からの要望を取りまとめ、北海道、土地改良区等と連携し、未整備地域の新規地区採択に向けて、事業計画の策定を検討していく。</p> <p>農道整備により、周辺も含め地域の交通網は完成し、併せて農村の生活基盤、環境改善が図られた。今後は安定した利便性を確保するため、適切な維持管理を実施していく。</p> <p>積極的な基盤整備への参加を促すため、今後も各種補填制度を活用して、受益者の負担軽減を図っていく。</p>	<p>2-3</p> <p>2-2</p> <p>2-2</p> <p>2-2</p> <p>2-3</p> <p>2-3</p> <p>2-3</p> <p>2-3</p> <p>2-2</p> <p>2-3</p> <p>1-1</p> <p>事業完了</p> <p>1-1</p>
基本目標	基本方針	<p>① 地産地消の推進</p> <p>② 消費者と生産者との結びつきの強化</p>	<p>観光、飲食関連事業所での利用促進と情報発信を産業間連携のもと推進します。</p> <p>学校給食での地元農畜産物の積極的な活用を推進します。</p> <p>食育及び健康づくり事業等での地元農産物の積極的な活用を推進します。</p> <p>地場野菜の安定供給に向けた手法（販路・保存方法等）の研究を推進します。</p> <p>地元農畜産物の付加価値を高め、消費者に選ばれる農畜産物や食品のブランド力の向上に向けた普及活動を推進します。</p> <p>地域の特色を活かした農畜産物やその加工品のブランド化を推進します</p> <p>農産物直売の取り組みなど、農商交流の拡充に向けた活動を支援します。</p> <p>マルシェ（直売所）や直売店舗などを通じた地元農畜産物の消費拡大や生産者と消費者との交流促進、関係づくりを支援します。</p> <p>各種イベントでの活用促進と特化したイベントの開催を継続して実施していきます。</p> <p>観光分野との連携による地域食材を活用した商品づくりなど、地域資源の活用を促進します。</p> <p>道営経営体育成基盤整備事業等の推進と早期完了を推進します。</p> <p>道営農道整備事業の早期完了を推進します。</p> <p>土地改良事業受益者負担の軽減を図っていきます。</p>	<p>プレミアムビール「まるごとかみふらの」のPRRや、地元の養豚のPRR活動を実施し、コロナ感染症まん延期間は取組が停滞したものの観光協会や小売店、飲食店が協力し、地元農畜産物の利用促進について普及活動を実施した。</p> <p>学校給食に使用している町内産農畜産物の購入ペースで75%自給率を維持し、子どもたちに地元の恵みを伝えることができ、地産地消が図られた。</p> <p>町内支援団体と協力し、町内小学校への総合学習習事業の中で地元農産物についての講座や収穫体験、収穫祭でのイベント開催等により、地場産品による「食」の関わりを増やし、理解を深めた。なお、コロナ感染症のまん延期間は各種事業が中止、縮小になり、取り組みが停滞した。</p> <p>冬期間の地元の野菜販売について、JAと協議を進めてきたが低温管理、CA貯蔵等保管や流通方法、コストの抑制など、価格や生産販売体制等の調査研究を進めたが、課題の整理に留まり、解決方法等の結果までは到達していない。</p> <p>「かみふらのポーク」や「豚さがり」「和牛」は町を代表する農畜産物として地域に根付いており、東中地区における「どぶろく特区」認定や、6次化の新規事業「シェアラート」も地元で生産販売され、ブランド力の向上に向けた取り組みを行っている。</p> <p>地元産の特徴、特性を生かした差別化やブランド化の調査研究を進めきたが、6次化事業以外に新たな発掘、企画はできなかつた。豚肉、牛肉等既存のブランド化商品については、継続してPRRに取り組み促進を図った。</p> <p>地元産品を提供する団体の「かみふらの軽トラ市」が主催する直売イベントや近郊小売店への販売ペース設置等の運営支援により、農業団体の産消交流の拡充に繋がった。</p> <p>町内活動団体による地元野菜の小売店への常設出荷など地域需要に合わせた取組の強化へ支援を行い、理解の浸透につなげた。常設の販売交流施設については、道内外各地の産地直売施設や道の駅等の拠点施設に関する調査研究を行い、事業化に向けた検討を実施してきたが、交流・物産の複合拠点施設整備の構想が保留となっていることから、計画期間内での農畜産物加工、特産品研究部門の独自の施設整備は見送りとした。</p> <p>収穫祭や市町村物産展、さっぽろオータムフェスタなど様々なイベントを通じて、地域ブランドの農畜産品はじめ良質な農畜産物を町内外に提供し、地域イメージの向上につなげる取組を進めた。なお、コロナ感染症のまん延期間については、事業規模が縮小となったが感染対策を講じるなどして可能な範囲で開催した。</p> <p>原料すべてが上富良野産の「まるごとかみふらのプレミアムビール」、「かみふらのポーク豚さがり」の消費拡大など地域資源を活用し、観光部門や推進団体と連携して促進を図った。新規開拓の商品づくりについては、6次化商品に留まった。</p> <p>H30年度企画制作を開始した「泥流地帯」映画化のPRR用として泥流地帯から採れた米を使用した日本酒の商品化を企画し、5年産から酒米を生産を開始した。</p> <p>東中5地区道営経営体育成基盤整備事業は積極的な推進により92%の進捗となった。区画道営農業水利施設保全合理化事業島津第2地区はすべての基盤整備が完了した。区画整理、暗渠排水、ハイプライン化の施工及び換地処分による農地集積により、作業性や生産性が大きく向上、生産物の多様化につながり、併せて実施した町補助事業の受益者負担軽減策により、農業所得の増加から経営の安定化が図られた。</p> <p>平成27年度に開始した北17号道路整備事業が令和3年度に全線が完成し、農道の幅員が広がり、近年の農業機械の大型化の対応や通作等作業の効率化、農産物輸送の円滑化につながり、当該地区の生産性の向上と農村環境の改善が図られた。</p> <p>全長2,684m、橋梁2基</p> <p>道営事業においては、本体補助事業と合わせて事業促進費やパワーアップ事業の上乗せとなる地方負担軽減制度を継続して取り組みを実施した。令和2年度から国の地域指定を受けたため、更に軽減措置の負担率が低減となり、受益者への負担の軽減が図られた。</p>	<p>地元の生産者の参画をはじめ、事業者等の関係機関が一体となった取組みを発展、拡大させていくため、引き続き普及活動を推進していく。</p> <p>学校給食については、引き続き教育関係機関と連携し、町内産農畜産物の使用を促進を図るとともに自給率の更なる向上を目指す。</p> <p>農業者と消費者が繋がる食育活動は様々な形や価値観があるが、良質な地場産品を使い、さらに安心・安全を理解してもらえよう関係機関と協力し、継続して取組を実施する。</p> <p>あくまで主体が農業者であることから、消費者のニーズに対応する流通を確保する課題が引き続き残る。今後も引き続き有効的な方法や体制の構築に向けた調査研究を進める。</p> <p>今後も引き続き、地元農畜産物の付加価値を高め、消費者に選ばれる農畜産物や食品のブランド力の強化に向けた普及活動を推進します。</p> <p>今後も地域の特色を活かした農畜産物のブランド化を推進し、収益の向上に繋げ、地域のPRとなるよう引き続き推進していく。</p> <p>直売所の開設は、生産者の顔が見え、地元農畜産物の品質の高さを知る貴重な機会であり、今後も直売イベントの運営支援を継続していくとともに様々な販売企画に協力し、参画者の拡大や質の向上を図っていく。</p> <p>地元農畜産物の消費拡大や生産者と消費者の交流促進について、引き続き関係団体等と協力・連携し、機会拡大の取組を推進していく。また、今後の複合拠点施設「道の駅」の構想の進展に合わせて計画検討を再開する。</p> <p>町内での浸透率は高いものがあるが、町外や道外における認知度は一定程度あるもののまだまだ低く、地域イメージ向上の更なる取組が必要なことから、生産者と協力し、継続して実施する。</p> <p>引き続き既存の特産品や6次化商品のPRを進めるとともに新たな商品開発を検討していく。</p> <p>早期の完成による効果発現を念頭に引き続き積極的に推進していく。また、地域からの要望を取りまとめ、北海道、土地改良区等と連携し、未整備地域の新規地区採択に向けて、事業計画の策定を検討していく。</p> <p>農道整備により、周辺も含め地域の交通網は完成し、併せて農村の生活基盤、環境改善が図られた。今後は安定した利便性を確保するため、適切な維持管理を実施していく。</p> <p>積極的な基盤整備への参加を促すため、今後も各種補填制度を活用して、受益者の負担軽減を図っていく。</p>	<p>2-3</p> <p>2-2</p> <p>2-2</p> <p>2-2</p> <p>2-3</p> <p>2-3</p> <p>2-3</p> <p>2-2</p> <p>2-3</p> <p>1-1</p> <p>事業完了</p> <p>1-1</p>	

基本目標	基本方針	具体的な取組	施策の展開方向と取組内容	成果と評価	課題と今後の方向性	第9次の項目
<p>2 農業生産を支える基盤づくりと優良農地の確保</p>	<p>農業生産の基盤の整備・強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農業用水の安定供給とともに、国土や自然環境の保全、災害の防止など多面的機能を十分発揮させるため、農業水利施設等の適切な維持管理を推進します。 土地改良区など関係機関との連携を強化し、施設の保全、適切な維持管理を推進します。 農業・農村の多面的機能を発揮する取組を推進します。 中山間事業などの活用により、農業用水利施設の維持管理を図っていきます。 異常気象に備えた小規模土地改良事業（暗渠排水、心土破碎等）を推進します。 道営農村地域防災減災対策事業の早期完了を推進します。 中山間地域直接支払制度の有効活用を図っていきます。 農地転用規制の厳格化と農業振興計画の適切な運用を推進します。 農業委員会と農地中間管理機構との連携による担い手への農地利用集積を推進します。 農地パトロールの実施を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間事業や多面的事業などを活用して地域のごとに農業用水利施設等に対して点検、修繕等を行い、機能維持に努めてきた。 しるがねダム等基幹水利施設の管理については、中富野野町及び本町からの委託（負担金）により美瑛町が主体となり適切な施設保全管理を行っており、効率的な施設利用が図られた。 多面的機能支払交付金として、町内12地区に対して交付金の支払いを実施し、環境保全等機能維持に努めてきた。 中山間事業などを活用して地域のごとに農業用水利施設等に対して点検、修繕等を行い、機能維持に努めてきた。 国の耕作条件改善事業をJAが事業主体となり暗渠排水工事を実施し、工事に必要な設計書類の作成費用に対して支援を行った。また、中山間事業の小規模基盤整備事業において耕作地の心土破碎を実施し、作業機械損傷や豪雨災害、溜害等対策のための排水対策も進め、生産基盤の確保に努めた。 道営事業の日の出地区防災減災事業による排水路整備と中山間事業による高傾斜地の沈砂池整備については平成28年度より調査設計の実施を行い、令和6年度に完了予定とし、80%の進捗になっている。中山間事業の沈砂池整備は、3箇所を追加し18箇所を設置により、防災減災対策に努めてきた。 農業生産条件が不利な地域で耕作を継続するため、中山間地域直接支払制度を活用し、集落協議会を通じて地域の取組活動に対し支援を実施してきた。なお、R11年度制度改正により指定畑田地域加算新設ほか制度の拡充が行われている。 農地転用許可権者の農業委員会と連携し、農業振興地域における農地の適正な利用制限を行い、優良農地の保全に努めた。 農業委員会と農地中間管理機構との連携により、農地利用集積を進め、農地パトロールの実施を推進した。 雪害防止対策は、農地の侵入防止対策として、農業者が電牧柵を設置し、わな、殺処分器等機材類を提供し、捕獲と駆除は猟友会が実施し、毎年一定程度の農業被害の拡大防止が図られている。また、被害が増加傾向のアライマ対策として、令和3年度から地域農業者が自ら捕獲できるよう資格習得のための技術講習会を開催し、駆除従事者の拡大を図った。 【被害額】H3029,036千円、H31:31,967千円、R2:32,354千円、R3:53,738千円、R4:34,435千円～Eソシカ被害83% 【対策費】電牧柵H31:6,704千円、R2:6,260千円、R3:8,282千円、R4:7,285千円、R5:8,381千円 中山間事業により集落協議会から農業者へ電牧柵設置に係る経費、猟友会へは運営費や狩猟免許取得費を助成し、町からわな、殺処分器等の機材類を貸出と駆除従事者へ処分費用の支援を実施してきた。 農業委員会との連携により、人・農地プランの現状把握と更新を行い、地域の中心的担い手への優良農地の集積、集約化の取り組みを促進してきた。なお、R4年度の関係法令改正に伴い、人・農地プランの法定化により、将来の目標とする地図を定めた地域計画が必要となるため、情報収集等の計画策定の準備を行った。 基盤整備事業の区画整理に併せて換地処分を実施することにより、今後における農地集積の効率化が図れるため、換地委員会を設置し、円滑な事業推進を行った。 地域の農地利用改善組合が主体となり、利用権設定促進事業の農地転換、取りまとめ等を行い、その結果に基づき町が農地利用集積計画を策定してきた。なお、R4年度の関係法令の改正に伴い、利用集積計画策定に農地バンクによる貸付が追加されたため、対応できるような準備を行った。 	<p>中山間事業、多面的事業等を活用して、かんがい用水の安定供給とともに多面的機能を発揮するよう継続して農業用水利施設等の適切な維持管理を実施する。</p> <p>利用開始から主要設備は耐用年数が経過し、経年劣化が進行しているところもあり、安定的な利用が図れるよう長寿耐化対策等による施設の健全化を図る必要がある。かんがい用水の安定供給には基幹水利施設の適正な維持管理が重要になることから、引き続き関係機関と密接に連携し、施設保全管理を実施していく。</p> <p>農業は食料供給の役割だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な機能を有していることから、当該事業による環境整備と保全を継続するとともにこれらの機能を更に発揮させるための取り組みを推進していく。</p> <p>今後中山間事業を活用して、かんがい用水の安定供給とともに多面的機能を発揮するよう継続して農業用水利施設等の適切な維持管理を実施する。</p> <p>排水対策等の小規模土地改良事業については、地域の要望を踏まえ、国の補助事業等を活用し、JAと連携しながら、費用助成を行い、必要な生産基盤の整備を図っていく。</p> <p>今後多事業主体の北海道と連携して、防災効果の早期発現のため事業促進を図り、農地の保全による経営の安定と地域住民の安全な暮らしを守り、災害に強い農村づくりを推進していく。また、中山間地においては沈砂池整備による土砂流出防止対策を進めていく。</p> <p>制度活用の5か年計画は現在5期目となり、制度の拡充も行われていることから、今後当該制度を有効活用して、条件不利地域における営農活動の支援を継続していく。</p> <p>今後も現況把握の調査等を実施するとともに関係機関との農地情報の共有化や関連施策や制度を活用し、耕作放棄地の発生防止と優良農地の確保に努めていく。</p> <p>地域農業を維持するために後継者不足による条件不利地の流動化対策や優良農地の効率的かつ安定的な活用が図られるよう、引き続き農業委員会や農地中間管理機構との協力的体制を維持していく。</p> <p>今後も現況把握の調査等を実施するとともに関係機関との農地情報の共有化や関連施策や制度を活用し、耕作放棄地の発生防止と優良農地の確保に努めていく。</p> <p>猟友会については、平成31年度以降3名の増員があるものの高齢化が進み、会員のほとんどが就業の傍らの駆除作業となり、会員への負担は個体数の増加とともに年々増している。このことから、担い手確保に対する取り組みを継続するとともに地域農業者への駆除拡大等の負担軽減策の取り組みを推進していく。今後令和3年度策定の第5次鳥獣被害被害防止計画に基づき、引き続き防止対策の強化を実施していく。</p> <p>近年、増加傾向にあるEソシカ対策として中山間事業の電牧柵設置の助成を継続実施する。また、駆除体制の中心的な役割にある猟友会については、現会員の負担軽減となる新たな会員の確保や従事者の育成に対して、引き続き支援を実施する。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の改正により、地域計画（目標地図）の作成や農地賃貸借の農地バンク活用促進等農地流動化対策の取り組み内容が変更となり、優良農地が将来にわたって効率的かつ安定的な有効利用の促進をしていくため、引き続き農業委員会と連携の強化を図る。</p> <p>換地区域においては4地区が完了し、残りは東部地区のみとなる。今後継続して換地委員会をはじめ関係機関と連携を図り、早期の完了を目指す。</p> <p>地域の農地流動化対策に重要な役割を担う組織であることから、今後も各地区組合、連絡協議会の組織機能の充実が図れるよう支援を継続し、連携強化を図っていく。</p>	<p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p> <p>3-3</p> <p>3-3</p> <p>1-1</p> <p>1-1</p>	

基本目標	基本方針	具体的な取組	施策の展開方向と取組内容	成果と評価	課題と今後の方向性	第9次の項目
3 経営の安定化・合理化と新技術の導入	経営の安定化・合理化	① 農業経営の現状	<ul style="list-style-type: none"> 各農業関係機関との連携強化を図り、人材確保に向けた取組みを支援します。 	<p>人材確保に係る取組みについては、各農業関係機関と連携による情報収集を行い、派遣事業の対応等により、労働力不足は一定程度の解消がされているが、充足はされていない。また、新たな担い手の人材確保は、新規就農、後継就農者に対しては相談から支援制度活用までサポートを実施し、研修や就農開始につなげた。</p> <p>防衛省の演習場設置に起因する農業被害対策助成事業を活用し、農業用機械の導入により、農作業の効率化と経営面への拡大が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> H31：田植機12台 ・R2：レバラー11台 ・R3：コンバイン2台 R4：コンバイン2台 ・R5：コンバイン1台 合計 28台 <p>地域が目指すべき将来の農地利用の実現に向けて経営規模の拡大など、積極的な事業投資に対し、生産の効率化に必要な機械導入の支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> R1：トラクター 2台 ・R2：トラクター 1台 R3：トラクター、作業機外 21台 ・R4：トラクター 2台 R5：トラクター（予定） 1台 合計 28台 <p>農業経営の規模拡大など、積極的な事業投資を行う農業者への経営体育成支援策として北海道と併せて借入れ資金に対する利子補給を実施している。</p>	<p>農業人口減少に伴う労働力不足については、従来からの研究課題であり、未だ取り組みまで進展していない現状にあることから、他の成功例など幅広い情報収集から研究検討を行い、引き続き課題解決に向けて尽力する。</p>	3-1
		② 安定した経営と合理化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 経営体育成支援事業補助（融資主体補助事業）の活用を推進します。 農業経営基盤強化資金利子補給等金融支援を継続して実施します。 JA・行政など関係機関と連携した人材バンクの体制検討を推進します。 	<p>農業人材の不足からJA関連会社のアクリプランを活用しながら、ヘルパーの登録制度に向けた、検討を進めてきたが、実施には至っていない。また、コロナ禍で人材確保が難しい状況もあったため、対応も停滞した。</p> <p>生産の効率性を追求し進化する農業技術の機械・設備等施設に対して事業者等からの情報収集と調査研究を行い、導入支援事業に活用した。また、スマート農業推進事業として、GPS技術を活用した農業機械の導入を実施し、効率のかつ合理的な農業を推進した。</p> <p>新技術の開発や新品種の普及に向けた取組みとして道農業改良普及センター、JAと連携し、本町における適性の実証試験等の調査研究を実施した。</p>	<p>補助事業の採択要件は、将来目標達成のポイント制となることから、今後も円滑に事業活用が図れるよう随時、農業者に有益な情報を提供し、経営拡大を支援していく。</p> <p>継続して北海道からの支援と併せて利子補給を行い経営拡大等の支援を進めていく。</p> <p>担い手不足は継続した課題であるため、今後もJA関連会社からの人材派遣や作業委託の協力体制を取りながら、引き続き、ヘルパー登録制度等の支援方法を検討していく。</p> <p>今後も最新の技術を導入し、効率的な農作業の確立や人件費等の経費の削減を図る。</p>	3-1
3 経営の安定化・合理化と新技術の導入	新技術の導入と普及	① 新技術・農業機械の導入と普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> 新技術による、生産性・収益性・作業効率の向上に取り組み農業者を支援します。 新たな農業生産技術の普及を推進します。 共同利用農業機械・施設・設備の新技術導入事業を推進します。 	<p>生産の効率性を追求し進化する農業技術の機械・設備等施設に対して事業者等からの情報収集と調査研究を行い、導入支援事業に活用した。また、スマート農業推進事業として、GPS技術を活用した農業機械の導入を実施し、効率のかつ合理的な農業を推進した。</p> <p>新技術の開発や新品種の普及に向けた取組みとして道農業改良普及センター、JAと連携し、本町における適性の実証試験等の調査研究を実施した。</p> <p>防衛省補助事業の活用により、共同利用機械や高効率機械の導入などを計画的に実施した。新技術及び共同施設に対しては、中山間事業により整備費用の支援を実施し、農業経営のコスト削減につなげてきた。</p> <p>道営事業の東中地区低コスト実証研究をはじめ、国の補助事業の活用と町の支援により、ロボット技術、ICT技術の機械導入を支援し、スマート農業の普及促進に結果、新技術導入の効果が発揮された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農薬散布ドローン 2台 自動操舵付トラクター 87台 	<p>新技術の開発、既存の技術改良や新品種の適合については普及させるまでに時間を要するものが多いことから、引き続き道農業改良普及センター及びJIAと連携、協力し、研究開発を進めていく。</p> <p>今後もJA・農業者との協働により、防衛省補助事業を活用するため、継続して要望を行い、経営効率化に資する施設、機械等の導入を展開していく。中山間事業により支援していた新技術及び共同利用施設は、F4事業内容の見直しから交付対象外になったため、今後は新たな事業として取組み方法等を検討していく必要がある。</p> <p>新技術の中でもスマート農業の利用価値が高いことが認知されつつあり、引き続き各々のニーズや用途に合わせた機械等の整備や体制づくりを推進していく。また、国の助成制度等が充実しているが、さら普及促進を図るための支援の方法を検討していく必要がある。</p>	2-1
		② スマート農業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 酪農における労働力負担を軽減する搾乳ロボットなどの普及を推進します。 	<p>畜産のICT化については、畜産クラスター事業を通して、酪農ではパスチャライザーを導入し加熱殺菌を効率化させ、繁殖肉牛ではクラウド牛群管理システムを導入し発情検知・健康管理をシステム化し労働力負担を軽減した。</p>	<p>引き続き労働力負担を軽減する機械導入を推進し、効果的かつ効果的な畜産経営を推進し、搾乳ロボット等の大幅な負担軽減策の導入を継続していきます。</p>	1-2
			<ul style="list-style-type: none"> 将来を担うICT技術習得者の人材育成を推進します。 	<p>JAや機械メーカー、通信事業者等と連携して、作業の自動化、省力化等のデモンストラレーション、情報データ活用等の各種視察、研修会について技術習得機会の提供した。</p>	<p>引き続き、将来を担うICT技術習得者の人材育成を推進します。更には今後進化していく農業DX環境に向けた意識の改革を進めます。</p>	2-1

基本目標	基本方針	具体的な取組	施策の展開方向と取組内容	成果と評価	課題と今後の方向性	第9次の項目
4 活気に満ち、心豊かに暮らしていける農村づくり	都市と農村の交流促進と6次産業化の促進	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の特色ある資源を活かした農村づくりの推進 ② 農業・農村の多面的な機能を発揮する取組 	<p>・自然や景観、伝統文化、生産物などの農村地域の多様な資源を発掘し、それらを活用した農村づくりを支援します。</p> <p>・農村地域の環境美化などのコミュニティ活動を推進します。</p> <p>・地域住民が主体となった持続的な取り組みを促進するため、農村づくりを後押しする役割を担う人材育成を推進します。</p> <p>・地域コミュニティ施設の適切な管理を実施していきます。</p> <p>・農地や水路など、地域資源の適切な保全管理を図るための地域の共同活動を推進します。</p> <p>・中山間地域等生産条件の不리한地域の農業生産活動を継続するための取組みを支援します。</p> <p>・多面的機能の発揮を促進するとともに地域の活性化を図ります。</p> <p>・自然生態系の保全や良好な農村形成に向けて、地域の景観や環境に配慮した整備を推進します。</p> <p>・上富良野町集落協議会の機能強化を図ります。</p>	<p>地域資源の発掘や活用した取組み等共同活動の増進のため、中山間事業による活動資金の支援を実施し、多様な資源を活用した農村づくりの推進に努めた。</p> <p>周辺の美化活動や自然環境の保全活動の増進のため、中山間事業による活動資金の支援を実施し、取組みを活性化させた。</p> <p>持続可能な地域共同活動になるよう、また地域の牽引役となるべき人材の育成につなげるため、中山間事業による活動資金の支援を実施し、取組みを活性化させた。</p> <p>地域の共同活動において重要な交流拠点となるコミュニティ施設については、各地域と協力のもと、適切な維持管理に努めたことにより、機能的な活用が図れた。</p> <p>中山間事業及び多面的機能支交付金事業を活用した農村地域における拠点交流施設や農業水利施設等の整備に対して支援を実施した。</p> <p>農業生産条件が不利な地域で耕作を継続するため、中山間地域直接支払制度を活用し、集落協議会を通じて地域の取組活動に対し支援を実施してきた。なお、R1年度制度改正により指定畑田地域新設ほか制度が拡充されている。</p> <p>町内12地区に対して、農地の維持、自然環境の向上を目的に多面的機能支交付金事業を実施し、地域の環境保全等に努めてきた。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金として、有機農業や化学肥料・化学農薬の低減を実施している農家に対して支払いを実施し、農地・環境保全等に努めてきた。</p> <p>集落協議会として、地域全体と各地区の課題解決に向けた取組みに対して、地区や各団体に事業調整や費用の助成を行い、各地区との連携のもと組織機能の強化に努めた。</p> <p>町内でのグリーンツーリズムのさらなる取組み拡充を図るための各種事業はコロナ禍の行動制限期間を除き、教育ファーム推進協議会の東中地区を中心に本州からの修学旅行受入れ等交流機会の提供を進めた。</p> <p>町内でのグリーンツーリズムのさらなる取組み拡充を図るための各種事業はコロナ禍の行動制限期間を除き、教育ファーム推進協議会の東中地区を中心に本州からの修学旅行受入れ等交流機会の提供を進めた。</p> <p>町内活動団体による小学5年生を対象としたフィールドワークと総合学習を継続して実施し、農業を身近に感じてもらえる取組が充実したものの、推進協議会による積極的な交流活動の実施により、今後のグリーン・ツーリズムへの発展へ繋げることができた。</p> <p>地元の農産物を原料としたトマトジュースやワイン、人参ビクルスといった従来の地場産加工品に加え、平成31年にどぶろく、令和3年にシェラートアイスクリームが商品化され、販売につながるまでの製造施設、直売所などへの支援を実施し、農業から地域産業の活性化につながった。</p> <p>既存農産物加工施設の利用状況については、年間利用者、利用時間は横ばいで推移している。施設の経年劣化による故障も多いが、利用に支障がないように早急な修繕と主要機器の定期点検等の対応により、適正な維持管理に努めている。なお、コロナ感染症のまん延期間は閉鎖したため、事業が縮小となった。</p>	<p>引き続き地域資源の発掘や活用する多様なコミュニティ活動が円滑に行えるよう中山間事業を活用して取組みを支援していく。</p> <p>引き続き周辺の美化活動による地域環境の保全が円滑に行えるよう中山間事業を活用して取組みを支援していく。</p> <p>引き続き地域を担う中心的人材の育成や住民主体の様々なコミュニティ活動を円滑に行えるよう中山間事業を活用して取組みを支援していく。</p> <p>今後も引き続き各コミュニティ活動等の重要拠点として、地域と協力連携し、施設の適切な管理・整備等に努める。</p> <p>農地や水路など地域資源の適切な保全管理や質的向上を図るための地域の共同活動、施設の長寿命化のための活動、生産条件の不리한中山間地域等における農業生産活動を継続するための取組みを継続して支援していく。</p> <p>中山間事業5か年計画は現在5期目となり、制度の拡充も行われていることから、今後も制度の有効活用を検討して、条件不利地域における営農活動を継続して支援していく。</p> <p>農業は食料供給の役割だけでなく、国土保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な機能を有していることから、当該事業による環境整備と保全を継続するとともにこれらの機能を十分に発揮させるための取組みを推進していく。</p> <p>農業は食料供給の役割だけでなく、国土保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承など様々な機能を有していることから、当該事業による環境整備と保全を継続するとともにこれらの機能を十分に発揮させるための取組みを推進していく。</p> <p>今後も地区の活性化につながるよう協議会の組織機能を最大限発揮するため、引き続き支援を実施していく。</p>	2-3
			<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズム及び農業・農村体験機会の拡充を推進します。 ・農村地域の持つ豊かな自然や食などを活用した都市と農村との交流に資する活動などを推進します。 ・子どもたちを対象とした農業体験学習などの取組みを推進します。 	<p>町内活動団体による小学5年生を対象としたフィールドワークと総合学習を継続して実施し、農業を身近に感じてもらえる取組が充実したものの、推進協議会による積極的な交流活動の実施により、今後のグリーン・ツーリズムへの発展へ繋げることができた。</p> <p>地元の農産物を原料としたトマトジュースやワイン、人参ビクルスといった従来の地場産加工品に加え、平成31年にどぶろく、令和3年にシェラートアイスクリームが商品化され、販売につながるまでの製造施設、直売所などへの支援を実施し、農業から地域産業の活性化につながった。</p> <p>既存農産物加工施設の利用状況については、年間利用者、利用時間は横ばいで推移している。施設の経年劣化による故障も多いが、利用に支障がないように早急な修繕と主要機器の定期点検等の対応により、適正な維持管理に努めている。なお、コロナ感染症のまん延期間は閉鎖したため、事業が縮小となった。</p>	<p>農業・農村への理解の促進や地域の活性化に大きな効果があり、活動意義などの情報発信による意識の醸成や地域、関係機関の協力による受入体制の整備等を図ることが重要になることから、引き続き教育ファーム推進協議会の取組みを中心に各種事業を推進していく。</p> <p>農業・農村への理解の促進や地域の活性化に大きな効果があり、活動意義などの情報発信による意識の醸成や地域、関係機関の協力による受入体制の整備等を図ることが重要になることから、引き続き教育ファーム推進協議会の取組みを中心に各種事業を推進していく。</p> <p>グリーンツーリズムを展開する中で教育ファーム活動は重要な要素となるため、今後も地域の子も達との取組みを継続するとともに活動体制の更なる拡充を図り推進していく。</p>	2-3
		<ul style="list-style-type: none"> ② 農業を軸とした6次産業化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・6次産業化取組農業者・団体の研究・活動を支援します。 ・関連産業との連携強化を図り、関係者のネットワークづくりや商品開発、加工・販売施設の整備等を推進します。 	<p>6次産業化への取組みは、地域産業の活性化と雇用機会の拡大につながるよう地場産の特産品開発を国の農山漁村発イノベーション（6次産業化）事業等を活用して支援を継続していく。また、販売促進のため、ふるさと納税返礼品への活用や各種イベントでの活用を図っていく。なお、中山間事業の販売強化促進支援は、事業員直しにより、R4年度から交付対象外となったため、支援策を検討していく。</p> <p>施設及び機器類の老朽化が著しく、新規の整備が望ましいが、拠点施設「道の駅」が地場産品直売、加工、交流の複合施設の構想となっていることから、拠点施設が整備されるまで期間は、定期的な点検、修繕による延命措置を行い、現状維持していく。</p>	<p>農業者の希望にもよるが、2次・3次事業者とのマッチングを行うことで新たなブランド化を図り生産価値向上が可能となる。引き続き、新商品の開発から宣伝方法などの販売戦略や販路開拓など新たな需要創出を推進し、それらの機会の提供を進めていく。</p>	2-3

基本目標	基本方針	具体的な取組	施策の展開方向と取組内容	成果と評価	課題と今後の方向性	第9次の項目
5 農業・農村を支える多様な担い手の育成・確保			<ul style="list-style-type: none"> 農業経営・技術・戦略習得など多様な研修会の充実と情報提供など担い手育成の支援を推進します。 人材育成アカデミーを開催し、研修会環境の整備を進めます。 各関係機関の協力のもと、農業経営改善支援センターの機能強化を推進します 女性農業者が一層活躍できる環境整備を進めます。 男女平等参画に向けた意識啓発と組織運用を推進します。 家族経営協定の締結促進を推進します。 中山間地域直接支払制度地域取組活動の支援を推進します。 収益向上作物導入支援事業を継続して実施します。 	<p>各種農業技術・知識の習得などの担い手養成研修会の周知を行い、機会の提供を行った。また、地域の牽引者となるべき人材育成を集落内で話し合いを行い、中山間、多面的事業を実践する中で、地域のリーダーを確立する取り組みに対し支援を行った。</p> <p>道内・道外で開催される新たな経営知識の習得を目的とした研修に対して、中山間事業を活用して助成を実施している。なお、コロナ禍の期間においては各種の研修が未開催またはオンライン形式の開催になり、人材育成アカデミーについては開催できなかった。</p> <p>農業委員会、JA、農業改良普及センターが参画して農業経営改善センターを運営し、認定農業者の改善計画についての認定、また新規就農者のサポート会議を開催し、地域の担い手の育成支援を実施した。</p> <p>中山間事業において研修費用助成、野菜ソムリエ取得費用等の助成について支援を継続してきたが、R4年度事業見直しに伴い、資格取得については事業対象外となり、中止している。</p> <p>農業振興審議会委員に女性の登用を実施している（令和5年現在2名 登用率20%）。また、農業委員も女性委員1名を登用している（登用率7.6%）。</p> <p>農業委員会と連携、協力を図りながら、家族経営協定の締結による経営環境の整備を推進してきた。</p> <p>農生産条件不利な地域での耕作を継続するため、中山間地域直接支払制度を活用し、集落協議会を通じた地域活動支援の実施により、各地域の多面的機能が維持、発揮された。なお、R1年度制度改正により指定棚田地域加算新設ほか制度の拡充が行われた。</p> <p>高収益につながる作物に特化した生産を促すために、ハウス等の栽培施設及び作業機導入費用の助成を行い、収益の向上により経営の安定化につなげた。</p> <ul style="list-style-type: none"> H31 11件（新規：6件 更新：5件） R02 9件（新規：8件 更新：1件） R03 10件（新規：6件 更新：4件） R04 8件（新規：6件 更新：2件） R05見込 8件（新規：5件 更新：3件） 合計46件 <p>新規就農の希望者に対して、就農プログラム等を整備して相談対応を実施し、国・北海道の制度と併せて各種の担い手支援事業を活用して、研修費用・住居等・研修受入等支援を実施し、技術・経営研修から就農につなげた。また、後継者に対しては農業への定着を図るため奨励金を交付し支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たな農業担い手育成等支援事業要綱(H28.4策定) H31～R5 住宅支援2名 担い手サポート奨励金交付要綱(H25.4策定) H31～R5 6名 <p>町媒体（HP）、民間情報誌等により、新規就農や新規参入に必要な情報や就農経験の紹介、移住のための物件などの情報提供を行ってきた。また、町外から移住・定住策として、地域おこし協力隊制度を活用し、特産農作物限定で新たな担い手として生産支援の協力隊員募集を開始した。</p>	<p>農業技術や経営戦略の知識習得の機会などの周知を継続し、担い手に必要な研修の場を確保していく。また、今後の地域発展のために重要な中心的役割の担い手育成は、多くの地域の課題であることから各団体組織の代表と連携を強化し、推進していく。</p> <p>緑峰高校専攻科の道外・海外研修の支援助成もしており、今後も既存事業の農業者研修は研修成果を広く発信する方法、体制等を検討しながら、引き続き実施していく。また、特に若い世代の農業者の方へのセミナーも開催するよう進めていく。</p> <p>新規就農者の農業経営が円滑かつ確実に早期の確立ができるよう、地域の関係者が連携して就農準備段階から経営開始後まで一貫して支援していく体制の整備を進めていく。また、経営改善計画に対しては、将来の経営発展に必要な支援策等の有益な情報提供を継続し、経営支援を進めていく。</p> <p>女性農業者の活躍の機会を広げるため、構造的、組織的に女性進出の機会を支援できるように今後も情報提供していくとともに引き続き支援策を検討する。</p> <p>農林業への人材の呼び込みには女性が働きやすく暮らしやすい農林業であることが重要であることから、地域に参画し、女性の声を反映させていくことが重要である。今後も総合計画における男女共同参画の登用率22%以上を目標として参画を推進する。</p> <p>家族経営協定の認識も浸透しているが、自発的な締結に至っていないことから、引き続き農業委員会と連携、協力し、制度の利点や活用方法等理解深化の取り組みを進め、より良い経営体への誘導を図る。</p> <p>当該事業の5か年計画は、5期目が令和6年度までとなり、事業内容の拡充されていることから、今後も引き続き事業を有効的に活用するため次期計画を策定し、条件不利地域における営農活動の支援を継続していく。</p> <p>R3年度の町事業評価で継続事業に位置付けられたことから、対象作物の拡大を随時進めるとともに持続可能な事業となるように制度設計の検討を進め、高収益作物の導入を継続して推進していく。</p> <p>将来的に農業を選択する人材を育成・確保するため、学生や転職希望者に対し、職場見学、体験を通じた農業経営者等との交流等、農業の魅力を伝え、就農への動機付けとなる取り組みを検討していく。</p> <p>就農希望者に対して希望する営農体系ごとに就農プログラム内容の拡充や研修に向けたい受入体制の確立を図るとともに情報提供、事業周知・募集等を継続し、就農しやすい環境づくりに努める。</p> <p>町内での就農者が増えるよう、今後も担い手向けの事業の周知を推進していく。地域おこし協力隊制度も拡充して新規就農を前提とした農業ヘルパー研修生の配置などの多様なアプローチの方法を検討していく。</p>	3-1
		① 地域の中心的担い手の育成と確保				3-1
		② 女性農業者・高齢農業者が活躍できる環境づくり				3-1
	意欲のある担い手の育成・確保					3-1
						3-1
						3-1
						1-1
						2-1
						3-1
						3-1
						3-1
		① 新規就農者の育成・確保				3-1
			<ul style="list-style-type: none"> 富良野緑峰高校農業特別専攻科の運営について支援を行っていきます。 	<p>新規就農者、後継者の現状把握と事業内容について検討を行い、今後の人材確保のため、学費支援等の研修事業を引き続き実施していく。</p>		3-1

基本目標	基本方針	具体的な取組	施策の展開方向と取組内容	成果と評価	課題と今後の方向性	第9次の項目
	新たな担い手育成と地域農業を支える体制づくり		<ul style="list-style-type: none"> 農業後継者サポートナー対策の支援を推進します。 	<p>JAと共同のアグリパートナー推進員を配置し、農業委員会と連携のもと農業後継者のサポートナー対策の取組みとして、道内外の女性と交流イベント等を開催やマッチングから交際までのフォローアップを行った結果、7名の成婚となった。また、成婚後の家族をサポートする取組みとして、交流会の機会を設け、配偶者同士や家族間が親睦を深めたことにより、円滑な農業経営につながった。なお、コロナ禍で交流イベントの半数は開催中止となり、事業規模が縮小になり、R5年度には富良野地域協議会が解散し、主催していた年2回の交流イベントも減少となった。</p> <p>農業者ごとに経営形態の現状把握から、今後に取り組むべき内容について、各農業関係機関と連携を図り、情報の収集と整理等を行い、町主体の事業として地域おこし協力隊員制度を活用した農業ヘルパー導入を検討した。また、スマート農業をはじめとした先進的技術や高効率作業機械の導入促進による省力化を実施し、繁忙期の働的な人員不足は、JA派遣事業の対応により、一定程度の解消がされている。</p> <p>町内牧場への入牧を促進し、乳牛・肉牛飼養農業者の労働力の省力化を図った。また、起床に富んだ広い牧場に放牧して健康な牛を育成するための高い飼育環境の保持し、依頼者の安定した牧場運営につなげた。</p> <p>道営草地畜産基盤整備事業（草地整備型）公共牧場整備事業を活用し、草地整備に取り組んでいる。哺育育成センターはR4年度より受入を開始し、R5年度に計画通りの進捗で事業完了し、効果が発揮されている。</p> <p>これまでTMRセンター及び堆肥センター整備の協議を進めてきたが、希望者の減少、効果的な施設規模の面から現状では参加者の合意形成が図れなかった。家族経営の多い畜産業の負担軽減を図り、安定生産できるような検討を進めてきた。</p> <p>農業者に対して農作業安全の励行について注意喚起、周知を実施してきた。</p>	<p>メイン事業の交流イベント開催数が減少となっているが、今後もJA、農業委員会と連携し、従来のイベントのほか新たな機会提供の方法等の導入により、マッチングから成婚までのフォローアップを継続してパートナー対策を実施していく。また、嫁が来た方々への家族を含めた交流、サポートについても開催の必要性を検討しながら進めていく。</p> <p>農繁期の労働力不足は常態化しているため、引き続き、JAなど各農業関係機関と連携しながら、実態の把握と改善に向けた対策等の検討を進めるとともに、地域おこし協力隊員農業ヘルパー制度の拡大を検討していく。</p> <p>牛の個体にもよるが、生育不良の牛もいることから、乳牛・肉牛飼養農業者の経済的な経営の安定化のためにも、安心して預けられる公共牧場運営を支援し、今後も活用促進と誘導を推進する。</p> <p>畜産の基盤強化や経営の安定化のため、今後も積極的に設備施設の活用を進める。</p> <p>防衛施設周辺整備事業によりR5開始を予定していたTMRセンター、堆肥センター設置については、事業見送りとなったことから、現時点での計画検討を休止する。今後畜産業の負担軽減を図り、安定生産できるような施策は継続して検討していく。</p>	3-1
		② 担い手を支える仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作業安全励行を推進します。 	<p>平成29年度から農業窓口スタッフ化として、行政の農業部門をJA事務所に置くことにより、農業関係の事務事業が一体的に実施できるよう体制を整備した。農業者からの相談や手続きなどが連携して行えるようになり、利便性向上、事務処理の円滑化等行政機能の向上が図られている。</p> <p>農業経営基盤強化促進法に係る農地流動化対策により、認定農業者や地域の中心的な担い手への優良農地の集積推進などを行うとともに、農地パトロール等による利用実態の把握と指導を行い、耕作放棄地の防止と遊休農地の発生を抑制してきた。また、第8次農業振興計画、農業・農村振興実践プランに基づいた適切な運用を実施してきた。</p> <p>かんがい用水利施設等の維持管理、現在実施している水田地域の生産基盤整備の推進主体として、町と連携した取組みにより各施策を実施してきた。</p> <p>しろがね地区の農業水利施設等の維持管理、各種生産基盤整備の推進主体として、町と連携した取組により各施策を実施してきた。</p> <p>農業共済事業・収入保障制度の実施主体として、経営所得安定対策事業と連動した各施策を実施してきた。また、畜産の防疫体制を堅持するため連携した取組みを実施してきた。</p> <p>農業技術及び経営指導等により地域農業発展のための課題解決を総合的に支援し、普及する施策を連携して実施してきた。</p>	<p>引き続き現行の体制を維持し、連携の強化を図る。利用者に対して定期的に調査等を行うことにより、現状分析からニーズに合わせた今後の体制づくりを検討していく。</p> <p>今後も耕作放棄地の発生防止等を推進するために、関係機関との農地情報の共有化や関連する施策制度の活用により優良農地の確保に努め、将来にわたって効果的かつ安定的な有効利用が図られるよう連携していく。</p> <p>今後も引き続きかんがい用水利及び主要事業について、各農業関係機関との連携強化を図っていく。</p> <p>今後も引き続き、しろがね地区の農業水利について、各農業関係機関との連携強化を図っていく。</p> <p>今後も引き続き、経営所得の安定化と持続可能な農業経営に向けて、各農業関係機関との連携強化を図っていく。</p> <p>今後も引き続き、地域現場の課題に対し、総合的に支援するよう各農業関係機関との連携強化を図っていく。</p>	1-1
6 農業関係機関との連携			<ul style="list-style-type: none"> ・ しろがね農業協同組合 ・ 上富良野町農業委員会 ・ 富良野土地改良区 ・ しろがね土地改良区 ・ 北海道中央農業共済組合 ・ 上川農業改良普及センター富良野支所 			4

家族協定締結の状況

資料 2

協定種類	A	夫婦及び後継者の夫婦
	B	夫婦及び後継者
	C	夫婦
	D	夫婦及び親、その他

家族協定締結状況(R5.3末現在)

地区名	締結件数	協定の種類				変更締結件数	備考
		A	B	C	D		
日新	3			1	2	2	経営移譲2件
清富	1				1		
草分	5		2	2	1	2	C⇒Bへ1件 家族構成変更1件
江幌	2			1	1	1	経営移譲1件
静修	2			1	1		
里仁	1			1			
江花	9		1	2	6	3	経営移譲2件
日の出	3	1		1	1	1	経営移譲1件
島津	3			1	2	2	経営移譲2件
旭野	3			2	1		
富原	4		1	2	1	1	経営移譲1件
東中	16	1	1	6	8	3	経営移譲3件
合計	52	2	5	20	25	15	

平成31年4月(第8次農業振興計画策定時)

地区名	締結件数	協定の種類				変更締結件数	備考
		A	B	C	D		
日新	2			1	1	1	経営移譲1件
清富	1				1		
草分	5		3	1	1	3	経営移譲2件 家族構成変更1件
江幌	4	1		2	1	1	経営移譲1件
静修	2			1	1		
里仁	3		1	2			
江花	11	1	1	4	5	4	C⇒A1件 経営移譲3件
日の出	3	1		1	1		
島津	4		1	1	2	2	経営移譲2件
旭野	4	1		2	2	1	法人化による1減
富原	6		2	2	2		
東中	14	2	1	6	5	2	経営移譲2件
合計	59	6	9	23	22	14	

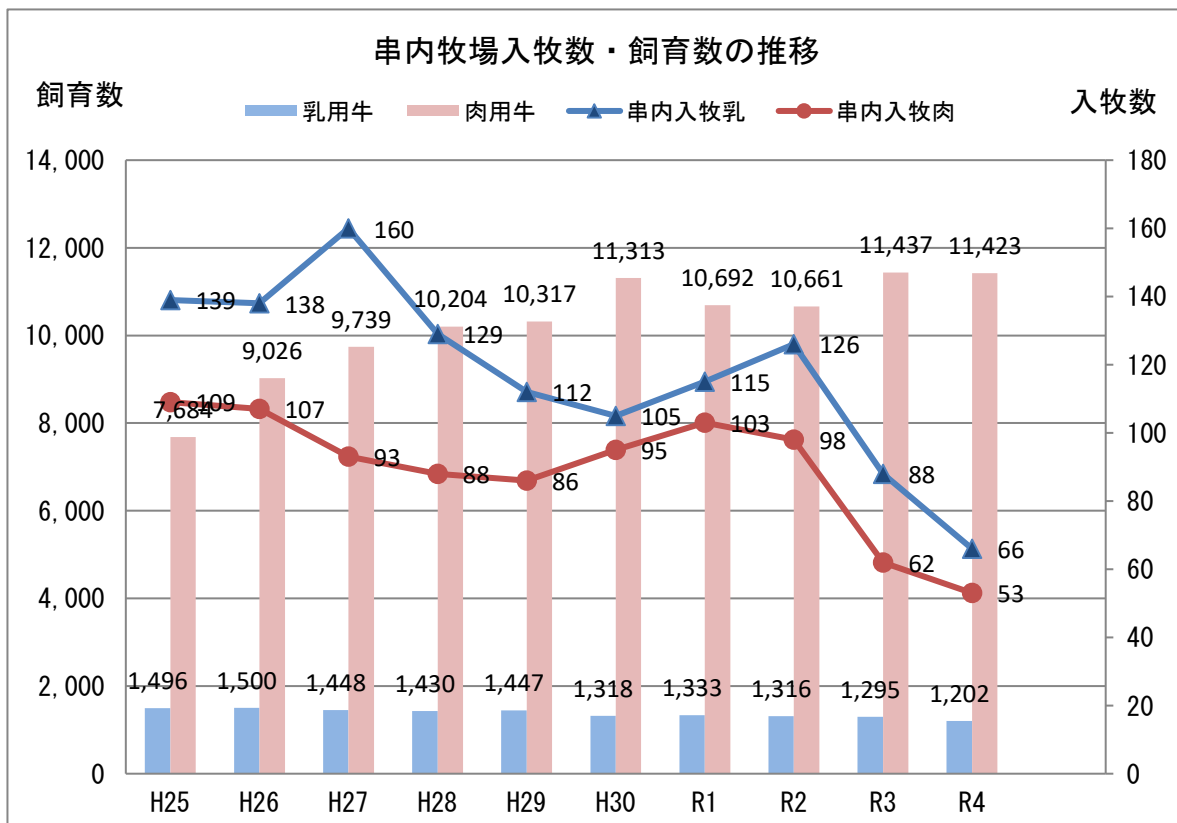
平成25年3月(第7次農業振興計画策定時)

地区名	締結件数	協定の種類				変更締結件数	備考
		A	B	C	D		
日新	4		2	1	1	1	経営移譲1件
清富	1				1		
草分	6	1	1	1	2	1	C⇒B1件
江幌	3			2	1	1	経営移譲1件
静修	2			1	1		
里仁	3		1	2			
江花	12	2	3	5	2	1	B⇒A1件
日の出	7	1	2	3	1		
島津	4		1	1	2	2	経営移譲2件
旭野	6	1		2	3		
富原	6		2	2	2		
東中	21	2	2	9	8		経営移譲3件
合計	75	7	14	29	24	6	

串内牧場入牧頭数の推移

単位:頭

年度	種類	放牧頭数		飼養頭数
		実頭数	延べ頭数	頭数
平成30年度	乳用牛	82	10,505	1,318
	肉用牛	58	6,978	11,313
	計	140	17,483	12,631
平成31年度 (令和元年度)	乳用牛	71	9,680	1,318
	肉用牛	54	6,358	10,692
	計	125	16,038	12,010
令和2年度	乳用牛	91	12,030	1,316
	肉用牛	50	5,766	10,661
	計	141	17,796	11,977
令和3年度	乳用牛	67	8,309	1,295
	肉用牛	44	4,004	11,437
	計	111	12,313	12,732
令和4年度	乳用牛	67	8,426	1,202
	肉用牛	26	3,563	11,423
	計	93	11,989	12,625



道営事業の推移

資料 4

(千円)

地区名	全体			平成31年度(令和元年度)			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度								
	事業量	事業費	町負担 合計	事業量	事業費	町負担 合計	事業量	事業費	町負担 合計	事業量	事業費	町負担 合計	事業量	事業費	町負担 合計	事業量	事業費	町負担 合計						
																			(内) 促進費	(内) 促進費	(内) 促進費	(内) 促進費	(内) 促進費	
東中央	区画=219.1ha 用水=18.263m 排水=16.556m	3,525,000	42,625	区画=50.5ha	413,909	14,186	換地費 付帯工	178,730	3,315	66,400	3,315	3,315	付帯工	1,300	64	0								
東中南	区画=121.7ha 用水=11.104m 排水=11,922m	1,626,000	11,362	換地費	113,689	176		3,510																
東中西	区画=89.9ha 用水=6,029m 排水=7,770m	1,775,000	13,226	区画=17.0ha	132,288	6,674	換地費 付帯工	81,590	2,948	58,990	2,948	2,948	換地費 付帯工	1,300	64	0								
東中第1	区画=255.2ha 用水=15,882m 排水=12,473m	6,273,000	113,086	区画=70.0ha	940,838	83,221	区画=70.0ha 排水=3,368m	835,576	83,221	50,203	50,203	50,203	用水=638m 付帯工	212,000	10,823	10,448	18.5ha	99,168	4,958	4,958	9,440	472	0	
東中東部	区画=261.5ha 用水=18,167m 排水=14,123m	3,669,000	105,842	区画=59.5ha 用水=5,063m 排水=1,338m	1,042,850	88,748	区画=36.4ha 用水=5,443m 排水=4,494m	981,991	88,748	62,884	62,884	62,884	区画=36.4ha 用水=5,443m 排水=4,494m	1,033,720	52,632	42,940	19.4ha 用水=4,162m 排水=2,078m	866,035	45,406	40,390	632,000	16,075	16,075	
島津第2	区画=88.8ha 用水=15,886m 排水=300m	2,569,000	7,118	区画=17.6ha 用水=1,071m 排水=717m	96,286	23,075	区画=16.0ha 用水=1,263m	285,207	23,075	18,591	18,591	18,591	区画=13.5ha 用水=821m	315,840	9,968	7,150	5.8ha 用水=200m	135,510	3,513	1,826	1,400	23	0	
北17号道路	農道=2,684m	336,000	29,359	改良工 =1,064m 舗装工 =1,030m	129,500	17,684		78,595	17,684				石橋埋設	45,400	10,197									
防災減災 (上富良野地 区)	排水路=4,124m	1,526,000	29,527	排水=236m 用地取得 物件調査 移転補償	218,000	21,768		94,732	21,768				排水=634m 付帯工	371,500	44,521		排水=485m 付帯工	167,200	20,020		255,800	30,696		
草地整備(公共 牧場)ふらの地 区	草地=803.2ha 施設=12 機耕=14	3,560,000	6,018	草地 =123.8ha 用地造成	166,500	17,812	草地 =105.3ha 畜舎 付帯施設 整備	433,400	17,812				草地 =95.1ha 畜舎 病舎 牧場機耕 整備	1,097,914	53,587		草地=95.1ha 畜舎 病舎 牧場機耕 整備	1,097,914	52,760		739,900	32,795		

令和4年度 中山間地域直接支払制度 交付金額積算根拠

地目		傾斜区分	面積(m ²)	単価	交付金
田		緩傾斜	5,165,878	¥ 8.0	¥ 41,327,024
		急傾斜	646,368	¥ 21.0	¥ 13,573,728
		交付対象外	41,023		
		小計	5,853,269	—	¥ 54,900,752
畑草地	畑	緩傾斜	8,273,094	¥ 3.5	¥ 28,955,829
		急傾斜	38,452	¥ 11.5	¥ 442,198
		交付対象外	263,975		
		畑小計	8,575,521	—	¥ 29,398,027
	草地	緩傾斜	1,042,940	¥ 3.0	¥ 3,128,820
		急傾斜	0	¥ 10.5	¥ —
		交付対象外	663,238		
		草地小計	1,706,178	—	¥ 3,128,820
	放牧地	緩傾斜	0	¥ 3.0	¥ —
		急傾斜	0	¥ 10.0	¥ —
		放牧地小計	0	—	¥ —
		小計	10,281,699	—	¥ 35,885,268
	合計	交付対象	15,166,732		
交付対象外		968,236			
総計		16,134,968	—	¥ 90,786,020	

令和4年度 中山間地域直接支払制度 歳出実績概要

事業名	決算額	助成率等	事業内容
地区配分金	43,714		各地区における農地、水路、農道等の維持管理活動経費等
直接支払交付金	21,866		対象農地耕作者への営農継続支援金（対象面積×交付単価×1/2）
農業生産基盤対策事業	350	35千円/10a	れき破砕、除れき事業に対する助成
排水対策事業	2,350	250円/m	圃場内における暗渠施行に係る資材補助
沈砂地設置事業	1,441		豪雨等による農地表土流出の軽減を図るため、沈砂地の設置を行う
緩衝緑地種子購入	231		豪雨等による農地表土流出の軽減を図るため、緑地緩衝帯設置に必要な種子代を助成
農地流出防止資材購入	157		豪雨等による農地表土流出の軽減を図るため、土のう袋等資材の提供
農業施設機能維持事業	2,134		災害や融雪によって機能が低下した農業施設（排水路等）を適正に維持する
小計	6,663		
猟友会助成	2,390	定額	会運営費、駆除謝礼
有害鳥獣被害防止対策負担	300	定額	有害鳥獣対策協議会運営負担
シカ被害対策用電牧柵整備	7,285	10/10以内	電牧柵資材の貸付
小計	9,975		
農場農畜産物活用促進事業	0		農場農畜産物のPR・直売等販売促進活動
農地流動化促進対策	860	定額	農用地利用改善組合活動費助成 @50,000円×15地区+実績払
担い手農業自営者教育振興会負担	113	定額	緑峰高校専攻科が行う研修事業等へ支援を行う振興会運営費負担
研修費助成事業	180	1/2以内	農業団体が行う研修費助成
家畜等伝染病予防事業	2,600	定額	家畜自衛防疫組合運営負担
協議会運営費	1,315		役員報酬、会議費、事務費等
計	21,705		
協議会事業費合計	87,286		

協議会運営事業

■上富良野町演習場周辺農業用施設設置助成事業

単位：千円

年度	事業費	補助額	機械名	台数	対象作物
令和元年度	50,533	33,702	田植機	12台	水稻
令和2年度	44,814	29,875	レベラー	11台	水稻
令和3年度	57,200	38,133	コンバイン	2台	小麦
令和4年度	60,000	40,000	コンバイン	2台	小麦
令和5年度	48,350	32,233	コンバイン	1台	小麦

■担い手確保・経営強化支援事業
(補助率1/2以内:国庫間接補助)

単位:千円

年度	事業費	補助額	件数	台数	備考
令和元～5年度	実績なし				

■強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業(補助率3/10以内:国庫間接補助)

年度	事業費	補助額	件数	台数	備考
令和元年度	実績なし				
令和2年度	13,200	3,000	1	1台	トラクター
令和3年度	88,395	24,628	8	34台	ハウス13棟・トラクター2台・パワーハロー1台・アッパーロータリー1台・マウントスプレヤー2台・除草機1台・葉分機1台・根切り機1台・掘り取り機1台・玉ねぎ播種機1台・ピッカー1台・にんにく調整機1台・玉ねぎ移植機1台・玉ねぎ剪葉機1台・自動かん水装置1式・ハウス2棟

■農地利用効率化対策事業
(補助率3/10以内:国庫間接補助)

単位:千円

年度	事業費	補助額	件数	台数	備考
令和4年度	41,050	9,395	2	2台	トラクター 2台
令和5年度	4,950	1,350	1	1台	マニュアルスプレッダ 1台

町の農業支援対策単独事業実績

資料 7

■農業後継者就業奨励補助

認定・支給開始年度	人数 下段 総数	交付額 (千円)	備 考
平成25年度	6 (10)	2,400	
平成26年度	2 (8)	1,960	1名途中離農により給付停止
平成27年度	2 (3)	720	
平成28年度	2 (4)	840	1名途中後継者辞退により給付停止
平成29年度	1 (2)	480	
平成30年度	0 (1)	240	
令和1年度	3 (4)	960	
令和2年度	0 (3)	720	
令和3年度	1 (1)	0	1名途中後継者辞退により給付停止
令和4年度	1 (1)	240	

■新たな農業担い手育成等支援事業(平成28年度より実施)

1.研修学費支援事業

年度	人数	補助額(千円)	就学先
令和2年度	4	312	富良野緑峰高校特別専攻科
令和3年度	6	780	富良野緑峰高校特別専攻科 北海道立農業大学校
令和4年度	4	811	富良野緑峰高校特別専攻科 北海道立農業大学校

2.住居等支援事業

年度	件数	補助額(千円)	備 考
令和2年度	1	240	家賃補助 1年目
令和3年度	0	0	
令和4年度	0	0	

3.研修受入支援事業

年度	件数	補助額(千円)	備 考
令和2年度	0	0	
令和3年度	1	1,200	1年目 1件
令和4年度	1	1,200	2年目 1件

■上富良野町収益向上作物生産振興事業(平成28年度より実施)

年度	事業別	事業内容	件数	作物	補助額 (千円)
令和2年度	新規・増反	施設	2	ミニトマト	3,000
			2	メロン	2,594
		作業用機械	1	にんにく	1,500
			1	ホップ	755
		施設設備・苗	1	アスパラ	349
			1	醸造用ぶどう	542
	更新	作業用機械	1	ホップ	57
	合計			9	
令和3年度	新規・増反	施設	2	ミニトマト	3,000
			1	アスパラ	1,500
			1	ほうれんそう	969
		施設設備・苗	1	醸造用ぶどう	596
	更新	作業用機械	2	ホップ	172
		施設設備	1	いちご	187
	新規+更新	施設設備	1	ホップ	127
	合計			9	
令和4年度	新規・増反	施設・施設設備	1	ミニトマト	1,500
			1	アスパラ	1,500
		施設・施設設備・苗	1	アスパラ	990
		施設設備	1	アスパラ	880
		作業用機械	1	ホップ	1,458
	更新	施設設備	1	青シソ	1,500
		施設設備・作業用機械	1	アスパラ	137
合計			7		7,965

令和5年度農業経営に関する調査

資料 8

調査結果(令和5年7月7日現在、対象者:257名、回答数:197(77%))

1. 今後の農業経営の意向について(番号に○をつけてください)

①5年後(令和6～10年)

26%	1	経営規模拡大
60%	2	現状維持
7%	3	経営規模縮小
4%	4	離農
3%	5	農業は行っていない

②10年後(令和11～15年)

24%	1	経営規模拡大
48%	2	現状維持
8%	3	経営規模縮小
12%	4	離農
9%	5	農業は行っていない

2. 「現在農業は行っていない」と答えた方について、今後どのように農地を活用されますか。

11%	1	賃貸借をしたい
56%	2	売却したい
22%	3	家庭菜園として利用したい
11%	4	その他

3. 農業後継者について

17%	1	いる
83%	2	いない

4. 今後取り組む予定について(複数可)

4%	1	6次産業化
12%	2	高付加価値化(品質向上など)
3%	3	複合化
37%	4	低コスト化(コスト低減、作業効率化、規模拡大など)
4%	5	法人化
35%	6	省力化(機械化)
4%	7	ハウス栽培など施設化

5. 現状及び将来に向けて必要かつ活用が見込まれる支援策(複数可)

24%	1	労働力の支援体制の充実
19%	2	施設整備の補助制度
33%	3	機械・施設等の整備
10%	4	生産技術指導
6%	5	販売体制の整備
8%	6	スーパーL資金等の金利負担軽減措置

6. 農業所得の維持拡大を図るにあたり抱えている課題(複数可)

2%	1	課題はない
1%	2	経営面積が過大
5%	3	経営管理能力が未熟
8%	4	収益性が低い
6%	5	土地生産性(反収・品質)が低い
7%	6	輪作の乱れ、病害リスクの拡大
4%	7	経営面積が少ない
12%	8	有害鳥獣被害
16%	9	経営コストが高い
4%	10	後継者不在農地の分散、傾斜、小区画
20%	11	労働力不足
13%	12	高齢化や健康問題

7. 労働力不足の解消にあたり必要とすること(複数可)

19%	1	農作業ヘルパー・コントラクターの拡大
18%	2	常雇用の確保
18%	3	大型農業機械、施設の導入
22%	4	スマート農業技術の導入
6%	5	作業の共同化
8%	6	機械オペレーターの派遣
4%	7	外国人実習生の活用
4%	8	法人化
2%	9	農福連携

8. 経営管理能力の向上、コスト削減に向けて必要とすること(複数可)

49%	1	土壌診断・資材費の圧縮
17%	2	経営分析診断
15%	3	農業機械の共同利用
8%	4	家計費の圧縮
6%	5	複式簿記による自己分析
5%	6	法人化

9. 生産性の向上を図るにあたり必要とすること(複数可)

19%	1	暗渠、客土、除礫等圃場改善
19%	2	堆肥等による土壌物理性の改善
12%	3	輪作体系の維持
15%	4	土壌診断・土壌改良剤の施用
10%	5	緑肥の施用による地力増進
8%	6	生産技術指導
9%	7	鳥獣被害対策
6%	8	タイムリーな生産技術の取得
1%	9	耕畜連携草地の更新
1%	10	6次化産業への取り組み

10. 今後の経営において必要と思われるもの(複数可)

13%	1	GAP実施や認証
10%	2	TMRセンター及びコントラクター
48%	3	スマート農業
29%	4	わからない

11. 農業に関するご意見や思いなどをご自由にお書きください

- ・ 7-3は機械導入は大型にこだわらず小型も必要
- ・ 地域の高齢化 人手不足が心配
- ・ 耕地放棄地による雑草の種の飛沫等の被害がある。国や自治体で取り上げて再生するよう努めてほ
- ・ 農業経営体が減少傾向で今後、条件不利な農地は受け手がつかないと見込まれる。過去に実施された基盤整備事業、畑地の傾斜軽減等の農地改良が望まれる。
- ・ 人手不足
- ・ GAP⇒などやるメリットが明確ではない。当たり前のことであるかもしれないが価格に反映されるなどが見えたらよいのだが。
- ・ 環境整備必要と思います
- ・ 育苗ハウス更新に対して補助が欲しい
- ・ 拡大したくても条件があわない。常雇用確保も冬季間が課題。
- ・ 町として用排水路の整備をして欲しい。収入の安定化(経費が上がる一方で収入は減っている現状を理解して欲しい)

◆アンケート結果(JA青年部)

1 現状からみた課題(自由記載)

・資材費高騰によるコスト増が経営圧迫
・数年後先の作業効率を上げるために、全ての圃場に牛糞堆肥を13t/10aから散布しています。現在ではマニユアスプレッダーのサイズが小さく古いこともあり時間がかかることが我が家での改善すべき課題の一つ
・面積が増えることでの労働時間の増加。天候不良による作業の遅れ。
・利益率の改善、DX推進、制度UP
・一戸当たりの経営面積が増えて全ての畑を作付けする事が今後出来なくなってくる。労働力を確保するか、緑肥などで面積を消化しなければならないと考える。また、機械の大型化で格納にも困っている。
・規模拡大を希望しても、近くに売地が出ないと実現できない。したがって、計画をしてもなかなか無理である。施設農業と大規模農業が混在する要因と思う。

2 労働力不足の解消に向けて必要とすること(1つ〇をつけてください)

0%	1 農作業ヘルパー
11%	2 コントラクターの拡大
33%	3 常雇用の確保
22%	4 大型農業機械、施設の導入
33%	5 スマート農業技術の導入

3 スマート農業の導入を検討しているもの (1つ〇をつけてください)

67%	1 自動操舵システム
0%	2 ドローン
33%	3 その他(自動冠水、ロボトラ)

4 地産地消の推進のため、地域で取り組んでいく必要とすること(1つ〇をつけて)

42%	1 食育
29%	2 地場農畜産物を活用した加工品の開発・販売
29%	3 農業体験等
0%	4 その他()

5 今後の農業に必要なこと(1つ〇をつけてください)

50%	1 新規就農者への支援
13%	2 6次産業
24%	3 DX推進による生産性の向上
13%	4 その他(機械導入の支援、新規参入を手助けと常雇用した時の支援)

6 上富良野町の農業においてその他必要とすることや要望等ご記入下さい。

・大型機械で作業効率や生産性を上げたいが高価なものばかりでなかなか手が出にくいので一部補助してくれると助かる
・農家人口も減少し担い手に農地集約されるが、土地条件の良い所は買い手も見つかるが、悪条件の土地は敬遠されやすくなる。区画整備、暗渠、排水などできるとありがたい。
それと関連して鳥獣害も深刻な問題でもあるため狩猟免許保有者も増やしていくべきだと思う。
・新規就農者への手厚い支援
・未婚男性へのアグリパートナー参加の呼びかけ (参加したくても人見知りの男性がいると思うので)
・上富良野町本体でふるさと納税の返礼品事業を行ってほしい。各々商店や企業が参入し、一貫性がなく先が心配である。JA的にも集荷量の問題が生じており、ぜひ 行政サイドにお願いしたい。
・ホップやラベンダーの町を代表する作物の強化。特にラベンダーは栽培農家が少なく、早めに取り組む必要があるのでは？
・雇用の改善をしている企業には、もう少し待遇を見直し欲しい
・人口減少で財源が少ない事は分かっているが、今後農業において機械への投資は不可欠である為、支援を出来る限りお願いしたい。又、害獣被害があり狩猟も考えてはいるが、処理・加工が可能な施設が近くに無いため、処理が困難に思える。そのようなことをしてくれる企業の呼び込みをお願いしたい。
現在、青年部は半数以上が経営移譲しており、様々な意見を聞くために一席設けて頂くのも一つだと思います。

